

1 日 目 (12 月 5 日)

第4回福生市議会定例会会議録（第16号）

平成18年12月5日福生市議会議場に第4回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	加藤 育男君	2 番	串田 金八君	3 番	田村 昌巳君
4 番	増田 俊一君	5 番	大野 聡君	6 番	前田 正蔵君
7 番	中森 富久君	8 番	阿南 育子君	9 番	高橋 章夫君
10 番	原島 貞夫君	11 番	森田 昌巳君	12 番	石川 和夫君
13 番	田村 正秋君	14 番	大野 悦子君	15 番	羽場 茂君
16 番	青海 俊伯君	17 番	今林 昌茂君	18 番	沼崎 満子君
19 番	松山 清君	20 番	清水 信作君	21 番	遠藤 洋一君
22 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	助 役	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総 務 部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	都市建設 部 長	清水喜久夫君	教育次長	吉野 栄喜君
参 事	嶋崎 政男君	選挙管理 委員会 事務局長	山崎 典雄君	監査委員 事務局長	伊藤 章一君

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	小林 作二君	議事係長	大内 博之君	臨時速記 事務補佐員	大迫 嘩子君
-------------	--------	------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成18年第4回福生市議会定例会議事日程

開議日時 12月5日（火）午前10時

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第68号 福生市組織条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第69号 福生市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第70号 福生市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第71号 福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第72号 福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第73号 福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第74号 福生市保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第75号 福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第76号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第77号 福生市まちづくり景観条例
- 日程第14 議案第78号 福生市の一般職の職員の平成18年12月期期末手当の支給割合を定める条例
- 日程第15 議案第79号 東京都後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第16 議案第80号 東京たま広域資源循環組合規約の変更について
- 日程第17 議案第81号 東京都市収益事業組合規約の変更について
- 日程第18 議案第82号 平成18年度福生市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第83号 平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第84号 福生市児童館等の指定管理者の指定について
- 日程第21 陳情第18－9号 障害者の福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応益）負担」の中止を求める陳情書
- 日程第22 陳情第18－10号 療養病床の廃止・削減計画の凍結と見直し、介護保険事業等の充実等を求める陳情書
- 日程第23 陳情第18－11号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書

午前10時 開会・開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成18年第4回福生市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、福生市議会会議規則第80条の規定により、議長において

9番 高橋章夫君

10番 原島貞夫君

11番 森田昌巳君

以上3名を指名いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（小林議会事務局長報告）

- 1 平成18年第4回福生市議会定例会の招集について（別添参照）
- 2 議案の送付について（議案第68号外16件）（別添参照）
- 3 陳情書の受理について（陳情第18-9号、陳情第18-10号、陳情第18-11号）（別添参照）
- 4 議案説明員の出席要求について（別添参照）
- 5 専決処分の報告について（別添参照）
- 7 平成18年8月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 8 本会議資料の提出について（議案第68号、議案第71号、議案第84号）（別添参照）

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る11月28日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告をさせていただきます。

まず、日程ですが、今定例会に提案されております案件は市長から議案17件と陳情者から陳情3件が提出されております。一般質問につきましては20名の議員から通告されており、通告時間は18時間40分となっております。

日程の順序につきましては、先例に倣いましてお手元に御配付の日程表のとおり編

成をいたしました。

次に、議案の取り扱いでございますが、日程第14、議案第78号、福生市の一般職の職員の平成18年12月期期末手当支給割合を定める条例、日程第16、議案第80号、東京たま広域資源循環組合規約の変更について及び日程第17、議案第81号、東京都市収益事業組合規約の変更についてにつきましては、慎重審議の上、即決でお願いすることといたしました。また、その他の案件につきましては、お手元の付託表のとおり各所管委員会で審査を願うことといたしました。

次に、会期でございますが、今定例会におきましては一般質問の通告者及び通告時間数、また議案数を勘案いたしまして12月5日、6日、7日、8日の4日間を本会議とし、12月9日から21日までを休会として各委員会を開いていただき、最終日を22日とする18日間の会期とすることにいたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側及び議会側として協議願う事項がございますので、本会議4日目終了後に開催いたすことといたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜り、今定例会が円滑に運営されますようお願いを申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり12月5日から12月21日までの18日間と決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって会期は18日間と決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。

まず、11番森田昌巳君。

（11番 森田昌巳君質問席着席）

○11番（森田昌巳君） おはようございます。御指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。第4回定例会の先陣を切ることにより、大変緊張をしております。よろしくお願いいたします。

新聞報道等によりますと、経済成長もプラスに転移されまして、経済の景気の拡大が続いていると言われております。しかし、格差社会とか社会状況の変化についていろいろと問題が起き、市民の生活におきましてはまだまだ感じられないところであります。

この時期、新年度の予算編成に当たり、理事者の方々は毎日大変御苦労さまでございます。市長におかれましても、あらゆる機会を通じまして福生市の厳しい財政状況をお話しされ、私もそれを聞いているところでありますが、平成19年度の予算編成に当たりまして改めて福生市の財政状況、また、19年度の予算編成に当たり基本的

な考えをお聞きしておきたいと思います。

市長におかれましては、いろいろと厳しい財政の中に取り組まれているところでありましても、税収の落ち込み、また国からの交付金や補助金の削減、少子高齢化社会への対応策、また福祉面の扶助費等増額が進行している中、事務事業の歳出の削減、また行財政改革に取り組まれておりますが、なかなか歳出の増加には追いつかないというようなことも聞いております。平成19年度の予算編成に当たりまして、基本的なお考えをお聞きしておきます。

また、税収の大幅な伸びが望めない限り、この厳しい状況は続くとも言われております。税制改定も検討されておりますが、三位一体の改革により平成19年度より税源移譲が行われると聞いておりますけれども、この税源移譲につきまして聞いておきたいと思います。

最近、福祉、あるいは教育、社会状況の変化を見たときに、さまざまな要望が起きております。市民の要望も多様化しているところでありまして、新年度の予算における主な施策をお尋ねいたします。

次に、2項目目の横田基地対策についてであります。初めに、再編に伴う市の取り組みについて伺いたいと思います。

在日米軍の再編の最終合意も示されました。航空自衛隊の府中基地の航空総隊司令部が移駐し、アメリカ第5空軍との共同で統合運用調整所を設置されると言われております。横田基地もこれから大きく変わろうとしております。福生市にとりましても大きな問題であります。徐々に進められている国レベルの協議の中で市民は不安を感じ、どうなるのだろうか、どのような影響が出るのか、大変心配しているところであります。当議会におきましても毎回多くの議員が質問し、論議をしているところであります。市の取り組みを伺っておきたいと思います。

また、横田基地の存在は周辺自治体の行政運営、あるいは地域の開発等、大きな障害となっているところであります。また、地域の住民の生活環境にも大きな影響を与え、特に航空機による騒音では大変な負担となっているところであります。5市1町の基地対策連絡会におきましても、6項目の要望書を国へ提出して、これらの改善に取り組まれているところであります。さらに、この6項目の要望書とは別に、地元振興対策等、要望していると聞いております。このことについてはどのようなものなのか、お聞きしておきたいと思います。

最後に、軍民共用化についてでございます。横田基地の軍民共用が進められておりますが、民間機との共同使用であります。これは東京都知事の公約であり、取り組みがなされております。在日米軍の再編に伴い、この実現性が大きくクローズアップされております。都議会においても、周辺の議員の方、また林田議員によって一般質問など都議会において論議されております。これが実現されますと、福生市にとっては大変重要な意義があると思います。福生市ではどのようにこのことについて認識しているのか、市長にお尋ねいたします。

以上、2項目、5点にわたっての質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石川和夫君） 暫時休憩します。

午前１０時２０分 休憩

~~~~~

午前１０時２０分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） おはようございます。森田議員さんの御質問に、お答えをいたしてまいります。

初めに、平成１９年度の予算編成についての１点目、基本的な考え方についてでございます。まず、現状というお話がございました。平成１７年度決算について見ますと、職員数や事務事業の見直しなど、行政改革を進めました結果、財政調整基金を取り崩すことなく、また、臨時財政対策債を前年度比較で１億８０００万円ほど減額をしながら、一般会計では約３億５４００万円の実質収支となったところでございます。

しかしながら、前年度の繰越金、あるいは財源補完のための財政調整基金取り崩し額などを除外して計算しました実質単年度収支で見ますと、平成１５年度から３年連続のマイナス、いわゆる赤字となっております。歳入の決算では市税が７年ぶりに増加となりましたが、ピーク時の平成９年度と比較しますと約８億円以上減少し、また地方交付税もピーク時の１２年度と比較しますと、約１１億円以上減少しております。

これまで、市税の減収には住民税等減税補てん債を、また、地方交付税の減少につきましては臨時財政対策債の借り入れで対応してきたわけでございますが、その平成１７年度末の起債残高は、住民税等減税補てん債が約２２億６７００万円、臨時財政対策債が２８億５０００万円、合わせて５１億１７００万円と膨大な借入額になってきております。また、平成１９年度の市税収入見込みにつきましては、試算した税源移譲による増収額や、景気の動向がどの程度まで予算に反映できるかといった不安がございます。

一方、歳出の決算では、普通会計ベースで扶助費が、市税収入がピークであった９年度との比較で約７億円以上増加し、また一部事務組合の負担金も西多摩衛生組合、福生病院組合、東京たま広域資源循環組合、瑞穂斎場組合の４組合の合計で約１４億円にのぼりまして、同じく９年度との比較では８億円以上増加をしております。

また、特別会計の状況につきましては、１７年度の特別会計４会計への繰出金決算額は、普通会計ベースで約２２億９２００万円、９年度との比較では、４会計全体で約８億円以上の増加となっております。特に、国民健康保険特別会計繰出金の１７年度決算は、１５年度から保険税の改定をお願いしてきておりますが、それでも実質収支で約２億４０００万円のマイナス、実質的には約７億４０００万円の赤字となりまして、その分を一般会計から繰り入れをして対応していくこととなります。

こうした、近年の歳入減と歳出の増加に対しましては、人員削減や事務事業の見直しにより対応してきておりますが、平成１７年度の経常収支比率につきましては、減税補てん債と臨時財政対策債の額を経常一般財源に加えて計算いたしましても、９５．



９％という厳しい状況となっております。

このような現状の中で、現在、平成１９年度予算の編成を行っているところでございますが、基本的な考え方といたしましては、一つには総合計画の推進で修正後期基本計画、その他分野別計画、横断的政策課題の重点化施策に基づく実施計画を踏まえまして財源の重点的、効果的な配分により、予算編成を行うこと。

二つには、長期的視点に立った予算編成で、将来の財政需要への対応も考慮し、また、現在負担すべき負担を後世代に残さないよう財政調整基金の取り崩し額や、臨時財政対策債借入額を可能な限り圧縮し、歳入に見合った予算編成を目指すこと。

三つ目には、財政運営の健全化で、歳入予算については税収入等の確保、使用料及び手数料等の見直し、自主財源の確保等に努め、歳出予算については職員数や職員給の見直し、事務事業の見直しなど、さらなる内部努力により物件費、人件費、その他経常的経費の削減、節減を図るとともに、行政の担う役割の再点検により市民との協働、指定管理者制度の活用、事務事業の委託化、事業の民間活用を推進することとしております。

なお、１９年度の基本方針では、この財政の健全化の項目に市税等未納者に対する取り組みの強化を新たに加え、市税や国民健康保険税はもとより介護保険料、保育料等の負担金や市営住宅等の使用料等についても市民負担の公平性の観点から、収納率の向上に向けての対策を講じ、庁内の協力体制を一層強化することや、権利義務意識の徹底、自主納税意識の浸透を図るため広報等での啓発、ＰＲ等を推進することなど、未納者に対する取り組みの強化について追加をしております。

また、枠配分方式については経常経費の一層の削減、歳入に見合った予算編成を目指し、引き続き三つの枠配分を設け、一般財源をベースといたしました部単位での枠配分方式を実施することとし、枠配分の額としましては旅費、需用費、役務費、委託料等一般枠配分が１８年度予算編成では３％減でございましたが、１９年度ではこれを５％減とし、扶助費及び経常的な工事費の枠配分につきましては昨年度同様、扶助費が生活保護費等一部を除きまして３％減、工事費につきましては１０％減としております。

また、平成１８年度予算編成ではこの三つの枠相互においては予算要求額の調整ができないこととしておりましたが、各部局の自由裁量度拡大のため、１９年度予算編成では三つの枠相互においての予算要求を弾力的に行えるよう、増減調整を可能とすることといたしました。

四つには、既存の事務事業の精査で社会情勢の変化、市民要望の変化等を的確にとらえ、事業効果、費用対効果等を十分精査した上、事務事業評価を踏まえまして廃止、縮減、または事業方法等の変更を行うものとしております。

五つには、新規・レベルアップ事業の取り扱いで、総合計画策定委員会で採択された事案のうちから事業効果、緊急性、費用対効果等を勘案し、予算措置を行うこととしております。

平成１９年度の予算編成は、これらの基本方針に基づき現在作業中でございますが、歳入面では、何といたしましても市税、保険税等の未納をなくす取り組み、市税等収

納対策をさらに強化することです。一方、歳出面におきましては職員数及び職員人件費等の見直しはもとより、既存事業の見直し、特に効果が大い改革、取り組みを確実に進め、なお一層の経常的経費の削減、縮減に努め、極めて厳しい現在の状況に対処していく所存でございます。

平成19年度予算の関係では、本議会におきましても、つくし保育園の民営化や児童館等の指定管理者制度導入について、また、国民健康保険の社会保険診療報酬支払い基金への介護給付費納付金が毎年増加しておりますので、医療分は現行どおりといたしますが、介護分の国民健康保険税率の改定を提案させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、税源移譲の関係でのお話がございましたが、これは三位一体の改革に基づきます、国全体としての補助金の4兆円の減額があったわけですが、そのうち3兆円を税源移譲すると、こういうことになっております。今までは、所得譲与税という形で国が取ったものを、よこしていたわけですが、これからは住民税の所得割の中で10%という形にして、その分を市が取っていくということになります。いただいていくということになります。その分だけ国の税は減るわけですが、そういう形で調整をしていくこととなりますので、そういう意味でも税収の確保というのが非常に大きな意味を持ってくると、こういうふうに見ております。

次に、2点目の主要な施策でございますが、19年度からの事務事業の実施計画案がここでできましたので、現在、予算の面からの検討を進めております。現在の計画案の段階での主なものを幾つか申し上げますと、大規模な継続事業としては福生病院の建設事業、拝島駅の整備事業や新庁舎建設事業などがございます。

ハードな部分の新規事業では、現行のアナログ方式から、より多く機能を持つデジタル方式へと再整備を行う防災行政無線施設改良事業、車両通行の安全確保及び歩道のバリアフリー化を目的とした、田園地区を南北に横断する市道幹線Ⅱ-18号線(田園通り)の改良事業、玉川上水右岸、新堀橋から宮本橋までの市道第1185号線については道路整備、管理用柵の補修等の整備を予定しております。また、要望がございましたフットサル競技にも活用可能な整備として、武蔵野台テニスコート人工芝等張りかえ事業にも取り組む予定でございます。

ソフトの部分では、平成22年度からの第4期福生市総合計画策定に向けて基礎調査等に取り組み、情報資産の適正管理や情報公開への適切な対応、執務環境の改善を目的としてのファイリングシステムの導入、個人住宅の質の向上、震災対策のための耐震診断助成事業などを予定しております。また、医療費抑制等さまざまな分野にかかわる健康づくりの面では、「健康ふっさ21」計画に基づく具体的な取り組みや体育施設利用手続簡易化としての体育施設予約システム導入などを図るとともに、子育て施策ではスポーツ体験等を通じ子どもたちの社会性、自立性を育む「子ども体験塾」の開催、指定管理者制度のもと児童館開館日、開館時間の延長、学童クラブの時間延長などにも取り組む予定でございます。

教育施策では、学力向上施策、いじめ、不登校対策に取り組むとともに、情緒障害児童・生徒の通級指導学級の中学校への新設などが予定されておまして、環境施策

では容器包装プラスチック回収の回数増などに取り組むこととしております。また、当市にとりまして最重要課題の一つとして、先ほども申し上げました収納率の向上対策につきましては、シルバー人材センター等民間の力を活用しての市税等納税電話催告事業や、タイヤロック方式による自動車差し押さえ事業、インターネットによる公売事業などへの積極的な取り組みなどを進めるとともに、全庁一丸となった収納率向上、滞納整理対策を推進してまいります。

なお、これらの取り組みにつきましては実施計画策定委員会で採択された計画の段階でございまして、予算編成の後、議会にお諮りさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。また、19年度に予定しております組織改正では、横断的政策課題など組織として対応できる課題を検証しての組織構築、全庁的な取り組み体制の強化を目指してまいります。この組織条例の改正につきましては、今議会をお願いを申し上げたいと存じます。

次に、2項目目、横田基地対策についての1点目、米軍再編に伴う市の取り組みにつきましては、引き続き米軍再編に関する情報収集に努めるとともに、3月に国に提出した6項目の要請事項の実現に向け、要請を強めてまいる所存でございます。また、8月には自民党の国防3部会の席上、防衛施設周辺整備全国協議会を代表して、米軍再編に伴う基地の態様の変化など、基地周辺自治体の実情を申し上げ、基地周辺対策にかかわる予算の増額を、直接要望をさせていただきました。また、11月16日は、毎年5市1町で実施している総合要請の中で、米軍再編に関する情報の提供と、周辺自治体の負担軽減に対する措置を実施するよう、5市1町を代表して要望してまいりました。

次に、9月議会以降の経過につきましては既にお知らせしておりますので、国からの情報を項目別に申し上げますと、航空自衛隊航空総隊司令部の庁舎の建設場所が、在日米軍司令部の近くの駐車場とし、その経費として150億円を要求したということ。横田飛行場の軍民共用化に関する第1回のスタディー・グループが開催されたということ。また、平成20年9月までに横田空域の一部が返還されること。このほかに、防衛庁が省へ昇格した場合、防衛施設庁は解体され、新たな組織を考えているとのことで、当市との窓口になります東京防衛施設局は地方防衛局となりますが、業務内容については大きな変更はないとのことでございます。

第2点目の、米軍再編に伴う地元振興策につきましては、国は平成19年度事業として予算要求をしている段階であります。その後、事業の法整備も必要とのことで、現時点では説明できる段階ではないということでございます。このことについては、担当レベルでもいろいろと申し入れをしておりますが、できるだけ使い勝手のよい制度にしてもらうよう要望しているところでございます。

なお、地元振興対策については、冒頭に申し上げました6項目の要請と並行して要望してまいる所存でございますが、今後はその内容について検討し、一つ一つ詰めていかなければならないと考えております。

3点目の軍民共用についてですが、以前から提案しております軍民共用化の勉強会につきましては10月19、20日の両日、担当部課長が構成市町を回りまして勉強

会についての打診をいたしました。この問題につきましては、賛成とか反対とかということと関係なく、データだけはきちんと集めた上で判断をしていくことが望ましいという考え方に基づいております。日米の政府間協議は1年間の期限つきで既に始まっておりますが、どのような結論が出てくるかわかりません。したがって、現時点では他市町が、それぞれの考え方の違いがございますので、当面は一緒にやっていくことができないという判断をいたしております。当面、福生市単独でデータの収集に当たってまいりたいと思います。

軍民共用化に関する日米政府間協議は、10月13日、スタディー・グループという形で第1回の会合が開催され、日本からは外務省、防衛庁、防衛施設庁、国土交通省の関係者が、また、米国から国防省、国務省、連邦航空局の関係者がそれぞれ出席しているということでもあります。ただし、その内容については何も示されておられませんし、今後の開催予定も不明ということですが、1年後には何らかの結果が報告されてくるのではないかとそんなふうに思っております。

以上で、森田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○11番（森田昌巳君） どうも御丁寧にありがとうございます。

財源確保という意味で、税金の徴収に力を入れるということでもあります。納税義務と言いますか、今、なかなか難しい時でありまして、薄らぐと言っては失礼ですけども、こういう納税義務ということに大いに力を入れていただきまして、収納を高めていただければと思います。

それと、予算編成に当たって五つの方針を設けて取り組むということでもありますけれども、それぞれいろいろと難しい点もあろうかと思っておりますけれども、市民の負託にこたえとともに、市民要望にこたえていただければと思います。施策におきまして三つの大型プロジェクトと言いますか、病院、庁舎、拝島駅というような大きな事業が進められておりまして、19年度ではその支出額も30億円を越すような状況の中でいろいろな事業に取り組まれて大変なことだと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

それと、新庁舎の建設に伴って新規事業の中で防災広報無線をアナログからデジタルに変えるということでもありますけれども、このデジタル放送をすることによって利用価値というのがすごく広がると言われております。一般の音声による放送だけではなくて文字、映像、その他いろいろな使い道があると思います。文字放送などでは聴覚障害者とかも情報を得ることができますし、いろいろな駅を初め街頭主要施設にモニターを置きまして、そこへ市のお知らせだとか議会だとかのいろいろな情報を提供することも可能になることではないかと思っております。そういうことも含めて、大いにデジタル放送を利用いただき、そういう取り組みもつけ加えていただければありがたいと思います。その他、いろいろ市民生活に密着した施策が盛り込まれていることで、大変ありがたく思っております。

それと、先ほどの税収、財源の確保という意味で、収納を高めるということでもありますけれども、一つ、気になることがあるのですけれども、固定資産税、私たち市民は土地を手に入れてそこに家を建て、いろいろな事業や生活をしているわけですが、

そうすると1.4%の税金が取られるわけで、家屋は0.25%ですか、納めております。それと同様に所在地基地交付金というのがありまして、横田基地の台帳価格は2700億円ぐらいですか、あるわけで、その1.4%というと38億円ぐらいですか。ところが、13億7000万円ぐらいの額しかもらっていないわけですが、私たち市民が払わなかったりすれば督促状が来るし、延滞金も取られたりするわけです。このことでもっとふやしていただければということは5市1町の連絡会でも、また議長会でも行っていると思いますけれども、こういったことも要望の中でどんどん入れていただいて、38億円近いお金が福生市の財源になることを願っているわけですが、その辺の収納対策ということもお願いしたいと思っております。

それと、再質問でありますけれども、19年度に行われるという、三位一体の改革によって行われる財源移譲のことですけれども、先ほど市長から答弁がありましたが、これはどのようなものなのか、さらに詳しく説明していただければと思います。3兆円近いお金を分けるようでございますが、福生市にはどのような額と言いますか、影響を受けるのかお願いしたいと思います。

それと、基地関連についてでございますけれども、再編に対して6項目の要望事項を行ったと、それとは別枠で地元振興対策というものを行っているようでありますけれども、これはそれぞれ周辺自治体によって要望と言いますか、地域対策も違うと思いますけれども、福生市ではどんなことを申し入れているのか、どんな効果があるのか、ひとつその辺も聞いておきたいと思えます。

以上、2点、再質問をさせていただきます。

○市民部長（石川弘君） 税源移譲について再質問をいただいておりますが、先ほど市長からも答弁をいたしました。具体的な内容につきまして答弁申し上げます。これは、先ほど言いましたとおり地方分権を進めていく三位一体の実現でございます。国の税収が減り、地方の税収がふえるもので、概ね3兆円が地方へ移譲されるということでございます。

その内容でございますが、所得税が19年1月分から適用になり、減ってまいります。これは4段階の税率を6段階に細分化するものでございまして、また、住民税につきましては3段階の税率から一律10%になり、19年6月分から適用になり、住民税がふえることになってまいります。

したがって、所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないようにした制度設計となっております。例えば、夫婦2人と子ども2人の場合、500万円の給与収入で見ますと、税源移譲前の所得税の11万9000円が、税源移譲後5万9500円になり、所得税は5万9500円の減。逆に、住民税は税源移譲前7万6000円が13万5500円に、これも5万9500円の増となっております。したがって、5万9500円が所得税から住民税に移譲されてくるということになってまいります。

そこで、税源移譲に伴います住民税の増収でございますが、ただいま予算編成の中で試算中ではございますが、概ね5億円から5億5000万円前後ではないかというふうに考えております。今後、予算の中でも説明をさせていただくことになりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。



○企画財政部長（野崎隆晴君）　続きまして、横田基地の地元振興対策についてでございますが、米軍再編に伴い新たに負担が生じる自治体に対しましては、地元対策の実施が閣議決定をされておりますが、現段階では内容等につきましては全く示されていない、そんな状況でございます。横田基地につきましても、当然この地元振興対策の対象となつてまいりますことから、先ほど市長答弁にもございましたとおり、5市1町の総合要請の中で新たな要望項目として負担軽減に資する措置を的確かつ迅速に実施することと要望をいたしております。

こういった閣議決定の内容や、あるいは要望等を迅速、かつ具体化していくために東京防衛施設局が事前に各市の意向調査を実施しておりますが、この意向調査を受けまして庁内の関係部局で協議した結果、例えばJR関連事業の創設や、現在福生市が推進をいたしております都市景観や環境対策への支援、またランニングコストやIT経費等のソフト面の充実等を要望いたしております。

いずれにいたしましても、現行の補助体系が形骸化をしていること、こんなことも感じておりますので、より時代に適応した、自治体にとりまして有益な、使い勝手のいい制度の要望としておりまして、こういった内容でのやり取りをしているというようなそんな段階でございます。

○11番（森田昌巳君）　ありがとうございます。地元振興対策ですけれども、福生市はいろいろな面で騒音防止、あるいは8条、9条とかいった形で補助金をいただいて、いろいろな事業に充てておりますけれども、地元対策費というような、何と言いますか、束縛を受けないと言いますか、使い勝手のいい補助金があれば、本当にいい制度ではないかと思いますが、ぜひこれは創設できるようお願いしておきたいと思ひます。

税源移譲についてはわかりました。税収につながることでありまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、軍民共用についてでございますけれども、このことは福生市にとっては戦前、戦後を通じて横田基地とのかかわりがあるわけで、ぜひこれは進めていただきたい。市長も独自の方法もあるのではないかとということでありますけれども、福生市独自と言いますか、軍民共用は福生市にとって本当にいいチャンスではないかと思ひます。東京都と連携をとってでも進めていただき、1日でも早い実現が望まれるわけです。そのことによって、この多摩地区、あるいは三多摩の活性化、あるいは経済効果にはかり知れないものがあると言われております。多摩国体も予定されております。そういったときの交通の利便性とかを考えれば、非常に有意義なことではないかと思ひます。羽田飛行場も満杯状態で、10年後には8000万人の利用者があると言われております。滑走路を1本つくるのに1000億円近いお金がかかるようで、それを、横田基地の滑走路を変えることによって1000億円を三多摩地区に持ってくるというようなこともできるのではないかと思ひますから、ぜひ軍民共用の実現を図っていただければと思ひます。

とりとめのない質問でありましたけれども、ありがとうございます。これをもって、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～  
○議長（石川和夫君） 11時5分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～  
午前11時5分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番大野聰君。

（5番 大野聰君質問席着席）

○5番（大野聰君） 御指名をいただきましたので、平成18年第4回定例会の一般質問をさせていただきます。

今回は、さきに通告をいたしました大きな項目で、一つ、玉川上水周辺の環境整備等について、二つ、保健衛生対策について、三つ、学校教育についての3項目についてお伺いいたします。

最初に、玉川上水周辺の環境整備等についての1項目目、玉川上水、これは羽村市境から宮本橋間の右岸の市道1185号線の整備についてお伺いいたします。この項目につきましては既に何回もお伺いし、市でもいろいろ御努力をいただいております、大変感謝いたしております。今回の質問は平成17年第4回定例会で質問した際、市長から、この道について17年度中に市道と東京都水道局用地との境界確定測量を実施し、確定した段階で、その後の本路線の整備について水道局と協議・調整していくとの御答弁をいただきました。今回は、その後の状況等についてお伺いをするものであります。

再三申し上げておりますが、新堀橋から宮本橋間の市道1185号線は歩行者専用ではなく、生活道路として自動車の往来もあることから、簡易舗装しても雨が降るとあちこちがデコボコになってしまい、しかも玉川上水側のフェンスが押されて倒れかかる危険性があります。以前にも、倒れかかったフェンスの改修をお願いし、水道局で整備してもらった経緯があります。

また、この道路は多くの市民の方々が散歩やウォーキングで利用しており、デコボコ道が歩行者には危険となっております。さらに、新堀橋から羽村境までの道路は歩行者専用となっておりますが、ほとんど整備されておらず荒れた道となっております。このようなことから、一刻も早く改修を要望するものであります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。1点目は、東京都水道局用地との境界確定の状況について。2点目は、水道局との協議結果について。3点目は、これは先ほど市長が、森田議員さんの質問の御答弁で一部触れられておりますけれども、今後の整備を含めた計画についてどのようになっているかの以上3点についてお伺いをいたします。

次に、玉川上水周辺の環境整備等についての2点目、玉川上水付近に、（仮称）「鳥と緑のセンター」を設置することについてのお考えをお伺いいたします。玉川上水の新堀橋付近はご承知のとおり新東京百景にも選ばれている、市内でも貴重な緑と水の空間で、この周辺は市民の方々にとって憩いの場所でもあります。このような貴重な

地域を末長く保存し、後世に引き継ぐことは我々世代の責務であると考えております。

以前の質問でも申し上げましたが、宮本橋からかに坂公園に通じる道路に面した空地が競売に付されて、現在、住宅が建ってしまいました。伺うところによりますと、この地域は多摩川緑地地域内だということですが、貴重な自然が失われたことは残念でなりません。この付近には現在、自動車駐車場として使用されている私有地があります。ちょうどかに坂公園の入り口で、かに坂公園側からのロケーションはがけ地となっており、大きな木がうっそうと茂った緑の貴重な場所です。この場所は、先ほど申し上げた多摩川緑地区域内であり、開発されると貴重な緑が失われるだけでなく、コンクリートの擁壁ができるなど、景観を大きく損なう恐れがあります。

そこで、この場所に(仮称)「鳥と緑のセンター」を設置することを提案いたします。具体的には9月定例会で、ある議員から質問があった中西悟堂氏の貴重な数々の資料を展示し、野鳥観察の拠点としてのセンターを設置することの提案です。

生前、中西悟堂氏が加美上水公園に住みたいとの御希望があり、今回、御遺族が遺贈品を御寄付されるに当たって、上水付近に展示施設を建設したいとの御意向があったと伺っております。もとより、この施設を建設するに当たっては市としての設置の是非の検討、土地所有者の御意向、財政上の問題、運営上の問題、土地の広さ、遺族を初め日本野鳥の会等との調整、市民のコンセンサスを得ることなどさまざまな多くの課題が山積していることは十分承知をいたしております。また、別の土地でぜひというお話も伺っております。

現在、市では故中西悟堂氏の御功績を広く市民の方に知っていただくため、同氏の功績に対しての市民公開講座を実施しており、徐々に市民の方々の関心も高まっていると聞いております。もし、この貴重な土地が開発されると、福生市にとっては大きな損失となることは言うまでもありません。市長の英断を期待しまして、ぜひ、可能性についての御検討をお願いいたします。

そこで、次のことについてお伺いいたします。1点目は、中西悟堂氏の寄贈物品の内容について。これは既に新聞で報道されておりますけれども、中身について再度、簡単に結構ですから、御説明をお願いします。2点目は、現在実施されております市民公開講座の開催状況について。最後に、3点目は、(仮称)「鳥と緑のセンター」を玉川上水付近に設置することについて。以上、3点についてお伺いいたします。

次に、2項目目の保健衛生対策のうち、口腔がん検診の実施についてお伺いいたします。この項目については、平成17年第2回定例会で一般質問をさせていただきました。その際、市長から福生病院との関係等も含めて口腔がん検診の実施については、市民にとって口腔の検診、治療・診療体制の充実が図られるよう努力してまいりたいとの御答弁をいただきました。

御承知のとおり、福生市歯科医師会では昨年引き続き本年も健康まつりの際に、専門医の御協力を得て口腔がん検診を実施したと伺っております。本年は短時間に大勢の市民の方々が御相談に見え、大盛況だったと伺っております。このようなボランティア的な活動を2年間続けて実施していただいたことに、歯科医師会の先生方に感謝申し上げるとともに、市としても何らかの対策を講ずる必要があると考えます。

福生市では、一般健康診断を初め胃がん検診、乳がん検診などさまざまな検診を行い、市民の健康管理の維持に努力されており、市民の方々から感謝されていることは私が申し上げるまでもありません。また、当市は「健康ふっさ21」を策定し、市民の健康増進の推進に力を入れているところであります。しかし、発病率が低い疾病であっても、早期発見を可能とするシステムをつくり上げていくことは市民の健康を守る観点や、増大する医療費抑制の上からも不可欠です。

口腔がん検診は、胃がんや乳がんの検診に比べて大がかりな検査機器も必要がなく、比較的低コストの経費で実施できるとも伺っております。実施している自治体もまだ少ないようですが、福生市として他に先駆けてぜひ実施してほしいと要望いたします。

そこで、次のことについて伺います。1点目は、健康まつりで口腔がん検診の相談状況について。参加数ですとか結果等について伺います。2点目は、福生市歯科医師会との協議状況について。3点目は、市の今後の取り組みの考え方について、以上3点について伺います。

最後に、3項目目の学校教育のうち、いじめ対策について伺います。学校教育に関しましては、いろいろ、ここ数カ月、いじめのことについては新聞報道、テレビのニュース等で盛んに報道されておりますけれども、つい昨日からけさにかけて、またお隣の町の問題ではいろいろ大騒ぎをしているようでございますが、学校に対する受難の年と言いますか、そういうことで、大変な年ではないかと思っています。

御承知のとおり、いじめによる自殺については先ほど申し上げましたけれども、ここ数カ月間、マスコミより痛ましい事件が次々と報道されました。報道によりますと、自殺の多くが学校などの怠慢が原因で子どもたちのSOS信号を見落とし、みずから命を断つという結果になったことが主な原因であると指摘しております。

また、加熱ぎみのマスコミ報道が原因で、子どもたちが安易に自殺という選択肢を選ぶ連鎖反応につながったとも言われております。特に文部科学省が発表した自殺予告報道の後にも自殺者が出るなど、自殺を助長した結果となってしまいました。

ある識者は、日本人の独特の考え方として6割以上の方が、いじめはいじめられる側に責任があるというデータがあるが、これは誤りであり、いじめは暴力、違法行為であるという認識を大人にも子どもにも徹底されることが必要だと強調されております。

また、今の子どもたちは命への尊厳というものがなさ過ぎるとも言われております。いじめによる自殺だけでなく、親父狩りなど平気で他人を傷つけたり、命を奪ったりすることはそのあらわれだと思います。

どうしたらいじめはなくなるのか、またそれによる自殺が防げるのか、大きな課題だと思います。私は、いわゆる「いじめ」という行為が全くなくなるとは考えていません。いじめは子ども社会だけではなく大人社会でも平気で行われているのが現状です。これは人権尊重の意識が薄れている現代社会の風潮が原因だとも言われております。しかし、いじめが原因で自殺までしなければならない事態はよほどのことだと考えます。学校でのいじめによる自殺の多発は、「まさかうちの学校の子どもたちには絶対に起こらない」という対岸の火事的な油断が原因とも言えます。

つい先日、これは先月の２９日に総理大臣の直轄組織である教育再生会議からいじめ問題への緊急提言のまとめが報告されました。この提言は１００項目から成っておりますが、既に新聞報道等で内容は御承知だと思いますので、詳しくは省略しますが、いじめをした児童・生徒に出席停止などの厳しい措置をとることを念頭に、問題行動に対する指導、懲戒基準を明確にして、毅然とした対応を求めるなど、いじめの原因者に対して毅然とした指導を行うことなど厳しい内容になっております。

この提言の内容については、さまざまな論議があると思いますが、私は、「悪いことは悪い」という厳しい指導が必要だと考えております。単なる精神論だけでは問題は解決しないと思います。問題が発生し、社会的な問題になってから、あわてて対応するのではなく、常日ごろから緊張感を持って児童・生徒の行動を観察し、適切な指導を行うことが不可欠だと考えております。

そこで、次のことについてお伺いいたします。１点目は、市内小中学校におけるいじめの現状について。２点目は、現在の具体的な対応について、これについては具体的な例を示してお答えいただきたいと思います。３点目は、今後の取り組みの考え方について、以上３点についてお伺いいたします。

以上で、私の第１回目の質問を終わります。明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 大野議員さんの御質問にお答えしてまいります。

１項目目は、玉川上水の羽村市境から宮本橋周辺環境整備についての１点目、玉川上水右岸、羽村市境から宮本橋の市道１１８５号線の整備についてでございますが、この件につきましては前回、今、御質問をいただきましたような経過をたどっております。そこで、東京都水道局用地との境界確定の状況でございますが、立ち会いの結果、特に加美上水公園沿いの東京都水道局用地は、玉川上水のフェンスから公園側に２メートルから２．５メートルの位置で、現在、道路として使用している部分の一部が、水道局用地と市道との境界となります。

このことから、その部分について引き続き道路として使用できるよう東京都水道局と協議に入りましたが、基本的には占用についての内諾をいただいておりますが、占用許可の条件、フェンスの管理形態や、フェンスも含めた玉川上水が国の史跡に指定されていることから、東京都教育委員会との調整もあり、調整中でございますけれども、東京都水道局と具体的な内容についての協議を年度内には終わらせていきたいと考えているところでございます。

今後の整備計画ですが、基本的には現在と同じ碎石舗装で行いたいと思いますが、羽村境から新堀橋までは車は通行しておりませんので、道路が部分的に傷んでいる箇所や危険な箇所について安全に通行できるように整備をし、新堀橋から宮本橋までの碎石舗装の部分は、道路を削ったり、フェンスが倒れないよう連続的な基礎を設置し、舗装部分の安定とフェンスの補強を図っていく予定でございます。また、整備の時期として、できれば平成１９年度に整備する方向で調整しているところでございます。

次に２点目、玉川上水付近への議員さん御提案のところの「鳥と緑のセンター」の

設置についてですが、中西悟堂氏の遺品寄贈の経緯等につきましては、既に6月議会において御説明申し上げておりますので、省略をいたしますが、まず、最初の御質問である寄贈品の内容についてです。長女の小谷ハルノさんが作成しました資料リストによりますと、中西氏の著作、執筆が所収された書籍類、図鑑はもとより、中西悟堂研究家にとって貴重な資料である自筆の日記、昭和6年から亡くなる昭和59年までのものもございしますが、あるいは野鳥観察等で踏破した山道、北は樺太から南は台湾までが記された20万分の1の白地図、自筆原稿等が多数ございます。また、氏の交流の広さから多数の著名な方からの寄贈品類や、昭和天皇、あるいは政府から贈られた品々もございます。また、みずから発行した野鳥の会機関紙である「野鳥」に寄稿していただいた著名人の原稿もあり、これには川端康成、内田百閒、柳田國男等各氏の名前が見受けられます。さらに、書斎で使用していた筆記具等、身の回り品の品々、その他作詞した同様のレコード、対談での氏の声が録音されたカセットテープ、さらに多数の書簡、写真等、未整理の資料を含めて約1000点はあるのではないかと聞いております。

次の、公民館での市民公開講座の開催状況につきましては、教育委員会からお答えをいたします。ありがたいことに、この講座には毎回、小谷ハルノさんも横浜から参加をいただいております。早い時期に福生に到着した折には私は訪れていただいていることもあり、何回かお会いして、状況等のお話もしているところでございます。

次に、(仮称)の「鳥と緑のセンター」を玉川上水に設置するというところでございますが、小谷氏及び野鳥の会は、当初から加美上水公園内への資料館の設置を含む野鳥村の建設を希望していたこともあり、寄贈のお話があった昨年の時点で小谷氏の意向を受けた野鳥の会と現地視察をいたしました。その結果、次の2点の理由により、野鳥の会側から現地での建設は断念したい意向が示されました。

すなわち、一つは、現在生息している植物を伐採してまで建物をつくることに市民の理解が得られないと思われること。二つ目には、希望するスペースが現地では足りないというものでございます。したがって、市としてはその時点で上水付近での建設等については検討から外した経緯がございします。また、私といたしましては、イニシャルコスト・ランニングコスト等財政上の観点から大きな資料館等を新規に建設することは現時点では難しいと考えていることや、来客数と設置効果があらわれないといけないと思っておりますので、多くの方々に訪れていただくためには単体の資料館だけではなくて、他の機能も付加することも視野に入れながら、さらに資料の活用、施設の運営方法も含め、十分な検討をする必要性を感じているところでございます。

いずれにいたしましても、60年前に中西悟堂先生がこの地に野鳥村を建設したいという思いを十分に酌み取りまして、寄贈いただける品々を有効に活用できる方策を生み出すことが一番大切であるということ、小谷ハルノさんとの間で共通認識しておりますので、今後さらに調整を進めていきたいと思っております。

また、野鳥の会では野鳥村を建設しようとした場所に記念碑を建立することから始め、多くの市民、あるいは団体との連携を深め、市民の側からも野鳥村建設に向けた機運の醸成を図っていききたいという希望があるということも聞いておりますので、市



といたしましてもこれらの動きにつきましては、大いにバックアップしていきたいと考えているところでございます。

次に、2項目目、保健衛生対策についての口腔がん検診の実施についてでございます。去る10月29日の健康まつりは、おかげさまで晴天に恵まれまして実施することができました。

御質問の健康まつりににおける口腔がん相談の状況でございますが、福生市歯科医師会による参加ブースでは口腔がんに関する相談等60件、一般の歯科相談が31件ございました。これは歯科医師会によりまして、東海大学医学部附属病院の医長3名を含みますスタッフ10名により実施され、口腔がん、またはその可能性があるかと判定された方は、幸いなことにゼロ人であったということでございます。

次に、福生市歯科医師会との協議につきましては、この口腔がんを含めまして今年度2度ほど協議をいたしております。口腔がん検診につきましては、歯科口腔衛生事業におけるその必要性、市の全体的な健診事業との兼ね合いなど話し合われております。相互に共通認識をする中で、歯科衛生全般をも含めまして、さらに協議を進めていこうという状況でございます。

次に、今後の取り組みということでございますが、歯の健康や健診につきましては、乳幼児の歯科検診、高齢者の歯科検診などを実施しており、歯の健康の重要性を個々の市民の方に理解していただくように福生市歯科医師会ともども啓発を進めております。口腔がん検診につきましては、現在、健康まつりで進めておりますが、いろいろながん検診事業総体の中で市民にとって、より効果的な検診が実施できるかどうかといったようなことで、その方法や規模、あるいは将来的なあり方などを含めまして、今後とも歯科医師会と協議を重ねてまいります。

次の学校教育につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

以上で、大野議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 大野(聰)議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、市長答弁の補足からさせていただきます。中西悟堂氏関連の公民館におけます市民公開講座の開催状況でございます。この講座は松林会館におきまして「中西悟堂の足跡と福生」と題しまして、全6回の開催を予定し、既に4回実施をしているものでございます。講座は、日本における鳥類保護運動の先駆者であります中西悟堂氏が、今から60年ほど前に、現在の加美上水緑地内に「野鳥村」をつくろうと奔走していたその活動の意味と、氏の人間性をさまざまな角度から検証し、学習してみようという企画をしたものでございます。

第1回目は、野鳥村構想はどのようなものであったか、また、福生を選んだ理由について、日本野鳥の会、前専務理事からお話を伺っております。第2回目は、福生中学校で八重子夫人の授業を受けた市民の方から、当時の授業の様子や中西一家の具体的な様子など、第3回目は中西氏と植物で深い交流のあった八王子市文化財保護審議会委員の菱山氏から高尾山での観察の様子や、その後の家族ぐるみでのおつき合いの様子を、第4回目では、昭和19年から29年までの約10年間、西多摩で暮らした

間に記した著作物の内容などを日本野鳥の会、東京支部長から伺ったところでございます。

今後は、来年1月と3月に福生や周辺でどのような活動をし、今日の私たちに何を残しているのかを明らかにする企画を予定いたしております。

講座への参加人数につきましては、毎回平均24人でございまして、比較的地味な内容の割には参加者が多いと考えております。また、この講座は日刊紙、地方紙の記事にも取り上げられておりました。

続きまして、学校教育についてのいじめ対策についてお答えを申し上げます。

まず、市内小学校におけるいじめの現状についてでございますが、いじめを初め不登校、暴力行為等の実態につきましては、毎月の生活指導主任会で情報交換を行うとともに、指導主事と教育相談員による学校訪問を年間5回実施をし、情報収集に努めております。去る11月6日に文部科学大臣あてに自殺予告文が送付された後には、緊急に各学校に指導主事を派遣し、学校が把握をしております指導中のいじめについて調査をいたしましたところ、小学校で9件、中学校で17件、合計26件がいじめとして問題となっていることが確認をされました。

いじめの態様は、冷やかし、からかいが26件中18件と最も多く、暴力が3件、言葉での脅し、持ち物隠し、集団無視が各1件、態様の二つ重なったものが2件でございました。

このような実態に対し、現在の具体的な対応につきまして第1に、いじめの状況や学校の対応について把握をいたしました。学校訪問による聞き取りに加えまして、私からも指導室長とともに学校長と個別に面談をし、いじめ問題の状況や学校の対応について詳細に報告を受けたところであります。この結果、命にかかわるような深刻ないじめの確認はできておりませんが、各学校長にはさらなるいじめ対策の強化を指示をいたしました。

第2に、校長会、生活指導主任会等でいじめ問題に関する研修を行いました。この中では、特に「いじめはどこでも起こり得ること」、「いじめは絶対に許されないこと」の2点を、各学校において教職員に周知徹底するよう求めたところであります。

第3に、いじめにかかわる通知や指導資料を学校に配布をし、教職員に対して指導方法や指導上の留意点等について確認をさせたところであります。

その後、各学校での取り組み状況の調査をいたしましたところ、すべての学校でいじめ問題への取り組みを教職員全体で確認をしたほか、全児童・生徒を対象とした校長講話、保護者会や家庭あて通知文での情報提供や注意喚起、アンケートによる実態調査などさまざまな取り組みが行われたことを、確認をいたしております。

続いて、今後の取り組みにつきまして、問題が起こってから対応するのではなく、未然に防止することが重要でありますことから、いじめ問題が起こらないよう児童・生徒に思いやりの心を育む教育活動を充実させてまいります。日ごろから、全教育活動を通して人権尊重意識の高揚に努めるとともに、道徳の時間では命を大切にする心を育むなど、ねらいを重点化した指導に当たってまいります。

一方、いじめに対する教師の指導力の向上も重要でありますので、研修会や学校訪

問での指導を充実させてまいります。具体的には、人権教育推進委員会においていじめ問題を中心にいじめ防止の方法を、情報教育推進委員会ではネットのマナーについての指導法を研究させましたり、教育相談研修会等においていじめ問題を取り上げてまいります。

さらに、保護者への啓発も大切でありますので、教育広報や人権教育推進委員会などにより、いじめの徴候のとらえ方や保護者の対応についてお知らせをしております。

なお、教育委員会といたしましては、来週 11 日には臨時の教育委員会も開催をし、いじめ問題根絶に向けた検討をいたしてまいりたいと考えております。

以上、大野（聰）議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○5 番（大野聰君） 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。それでは、幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1 点目の玉川上水周辺の環境整備等についての一つ目、玉川上水右岸、市道 1185 号線の道路整備についてですけれども、道路の名称というのは委員会でもいろいろ話題がたくさん出されましたけれども、この道路、地域ではちょうどお堀の向こうということで、「堀向こう」ですとか「向こっ堀」とかというふうに言っておりますけれども、この 1185 号線について市民の方が散策したり、いろいろなところからお見えになる、福生で玉川上水に接した唯一の専用道路だと思いますので、この道路だけで考えることはなかなか難しいとは思いますが、1185 号線に愛称名をつけたらどうかということについて、お考えをひとつ伺いいたします。

それから 2 点目は、これは関連で大変恐縮でございますが、前回の一般質問のところで、この周辺の、ちょうどグラウンドの方においていく通りの関係で、交通量調査を実施されるかどうかということで御質問させていただきまして、実施したいという御答弁がありましたので、この辺についてこの場で一応確認をさせていただけたらと思います。

二つ目については、このときにやはり羽村側にマンションができるので、羽村の方に道を拡幅させたらどうかということで、羽村市に対して要望できないかということをお話を申し上げましたけれども、その辺についての結果について伺います。

それから、この辺の環境整備の 2 点目の「鳥と緑のセンター」については、市長の御答弁、いろいろ課題があるという話は前々から伺っております。場所の問題、いろいろとほかでどうかというところも検討されているという話がありますけれども、やはりせっかく御遺族の方が市に御寄付いただけるということで、場合によっては何かほかに行ってしまうかもしれないということもあるみたいなので、ぜひその辺について市としてやれるかどうかというより、全体でどうしたらいいかということを考えなければいけないのだと思いますけれども、ぜひ早急に御検討をお願いしたいと思います。

ただ、この地域の、この場所の貴重な緑地を保全する一つの方法として、今回提案させていただきましたけれども、この緑地が失われることは何とも防がなければならないと思います。そういうことで、今後、市としてこの土地を取得して保存していく

お考えがあるかどうか。これは目的とか、どういうふうにしたらいいかといういろいろな課題がもちろんあると思いますが、現時点でのお考えをお聞きできたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、2点目の保健衛生対策についての口腔がん検診、今後、いろいろ検討されるということなので、歯科医師会等でも自主的にいろいろな活動をされているということで、十分協議をして実施をしていただきたいと思いますけれども、とりあえず来年度、どういうふうにやられるお考えがあるのかについて、お伺いをしたいと思います。

それから、この項の2点目については、先ほど大きな機器も要らないというふうに申し上げましたけれども、規模とか内容にもよると思うのですが、もし仮にやる場合にはどのくらい経費がかかるものかについて、御参考までにお伺いをさせていただければと思います。

それから、3点目は御答弁の中でいただきましたけれども、いろいろながん検診が現在ありますけれども、今後、どのように体系化していくか、科目ですとか、受診者負担の考え方ですか、マンモグラフィーについては一部受診者負担を取り入れておりますが、その辺についての現時点でのお考えについてお尋ねしたいと思います。

それから、最後に学校教育についてですが、いじめ対策については何回も申し上げますように、「うちの学校は」というようなところが、その後に起きた事件ではたくさんあったと思うのですが、とりあえず第1回目の再質問として、先ほど御答弁をいただけなかったのですが、学校で具体的にある事例についてどういうふうな対応をしたかという具体的な事例について、幾つかお示しをお願いしたいと思います。その具体事例について結果はどうなったかということについても、お伺いいたします。

3点目については、先ほどの御答弁でいじめの件数については御答弁をいただいておりますけれども、いじめは減っているのかふえているのか、過去数年間の状況について教えていただければと思います。

それから、これもかなり問題があると思うのですが、いわゆるいじめというのは、どうしても子どもの中で問題が起きていて、学校がなかなか把握できないというような状況があると思うのですが、学校としていじめをどのように把握されたか。いじめの発見の経緯とでも申し上げますか、その辺についてお伺いいたします。

それから、親に対する指導、これもいじめの側、いじめられる側、これももちろんケースによって異なると思いますし、特に福生市の場合は外国の子弟の方も多いということで、生活習慣の違いとかいろいろそういうこともあると思うので、その辺の指導、そういう子どもたちがかかわっているかどうかはちょっとわかりませんが、一般的ないじめの側とか、いじめられる側に対する親の対応についてお伺いいたします。

それから、最後に教育再生会議で11月29日に提言が出されましたけれども、この辺についての教育委員会のお考えについて、当然11日に臨時の教育委員会が開かれるということでございますので、その辺についてもお話があるかと思いますが、教育再生会議の提言についてのお考えをお伺いしたい。以上、第1回目の再質問をお願い

いします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 大野（聰）議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、1点目の愛称名、1185号線の愛称名についてでございますが、この間の愛称名についての経過を、若干お話をさせていただきたいと思いますが、市道の愛称名につきましては道路に愛着と親しみを持ってもらう目的として、昭和59年度に、市道の主要な30路線を選定して広報で募集し、選定会の中で愛称名を決定した経緯がございます。

その後、20年以上が経過し、愛称名は地域に定着し、生活の場においても活用していただいていると思います。そして、時間も経過し、道路形態が変わった3路線について、平成17年度に愛称名を検討するために、平成18年2月1日の広報で募集、変更2と新規1路線の愛称名の方向性を出しました。

しかし、議会等の御意見もいただきながら、やなぎ通りにつきましては現在保留となっておりますが、今議会中の協議会で、その検討結果の御報告を予定しておるところでございます。

このような経過もございますが、市道1185号線に愛称名をつけることにつきましては、1路線だけとなりますとどうなのかというこんな気持ちを持っているところでございます。今後、愛称名をふやすことについては、どの路線をふやすのか、何路線が適当なのか、またふやすことが必要か等も含めまして、地域で幾つか名前がつけられているようでございますが、これらも参考にさせていただきながら、少し時間をいただいて今後検討させていただきたいと思っております。

市道1209、1210号線の、新堀橋から行くところの交通量調査でございますが、平成18年第2回定例会で、大野議員さんより御質問をいただきました羽村市玉川二丁目にマンションが建設されたので、交通量がふえるのではないかと、こういうことで御質問をいただきましたが、この交通量調査を平成18年8月28日、月曜日に実施をいたしました。午前7時から午後7時までの12時間でございます。新堀橋方面から羽村方面と、羽村方面から新堀橋方面の2方向の合計が大型車56台、乗用車637台、自動2輪38台、人及び自転車159人という結果でございました。

マンション建設に伴う交通量の増については、すべてが入居しないとわかりませんので、入居後に同様の方法で再度調査を実施して、比較をして、その後の対応を考えたいと思っております。

次に、羽村市に道路整備の要望を出したかということでございますが、マンション建設に伴います羽村市の道路が狭いということで、要望書を、平成18年7月26日付で、市長名で提出をしたところでございます。この要望に対しまして、羽村市から平成18年8月25日付で回答をいただきました。

回答の内容は、玉川一丁目地区の現況が公図と大きな差があり、このため、道路と民有地の境界確定ができず、道路の拡幅整備ができない状況にあります。以前、この地区の史跡調査に取り組み、道路境界の確定に努めましたが、土地権利者の理解が得られず、ここ数年、中断している状況でございます。今後、機会を見て史跡調査を再開し、道路境界の確定を行い、道路の拡幅整備を図りたいとのことでございます。

最後に、かに坂公園付近の緑地の取得でございますが、御存じのとおり市としては緑の基本計画を策定しておりまして、平成12年を初年度として20年後の平成32年度を目標年次として、都市公園の緑化、道路の緑化等全般に関する計画を進めております。御質問のかに坂公園及び加美上水公園付近の貴重な緑を保存するために、緑地等を取得することにつきましては、ここは多摩川緑地として指定されております。民有地が多く存在しておりますが、緑地を保存していく上では民有地につきましても市の計画に基づいて保存していただくことも、緑地計画の選択肢の一つとなっております。

しかし、民有地は開発等が実施されてしまうことがありますので、緑の基本計画では平成32年までに喪失する公園、緑地等の目標水準を、市民1人当たり15平方メートルと定めておりますことから、この付近の緑地等の取得については今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、2項目目の保健衛生につきましても口腔がん検診でございますが、19年度でございますが、現在、歯科医師会と協議を重ねている段階でございますが、現時点では本年度、健康まつりでの対応をいたしておりますが、それと同様な対応を考えているところでございます。

次に、経費のお話ございましたが、規模等にもよるわけでございますが、本年度の健康まつりでの相談件数等を参考にいたしまして、仮に対象者を60人程度と考えますと、専門医師、あるいは歯科医師会のスタッフ、検診介助者等の報酬、さらには事務費等の諸経費、大変大まかになりますが、マックスで100万円程度かと思われます。

次に、がんの体系と言いますか、検診事業の全体像と言いますか、そうした御質問でございますが、がんにつきましては、いわゆる悪性新生物と言われておりまして、その発生する部位によりまして肺がん、胃がん、あるいは大腸がん等々がございます。検診事業といたしましては、やはり特に死亡率の高いと言いますか、そうしたものを中心といたしまして、さらに、健康を増進する意味では市民要望なども考慮して検診事業を進めていかなければならないと、そんなふう考えているところでございます。

また、受診者負担というお話ございましたが、やは、将来的には一定の受診者負担をお願いする必要があるかというふうに考えてございます。現在、御指摘がございましたように、マンモグラフィーは一部負担をお願いしてございますが、それ以外についてもやはり考えていかなければならないかと、そのように思っております。

このことにつきましては、現在、西多摩地域の保健衛生担当の課長会レベルでございますが、西多摩地域での統一的な見解みたいなものを検討しております。こうしたことの検討結果も踏まえて、今後検討してまいる必要があるかと、そのように考えております。

○教育長（宮城眞一君） 私の方から、一つお答えをさせていただきます。

教育再生会議での議論の、提言の見解ということでございますが、私ども教育委員会は、先月は24日でございますが、この提言が29日でございます。まだ話し合いはされておられません。さきに申し上げましたように、臨時の教育委員会を持ちます

ので、その中でまたいろいろ議論をしないと、かように考えております。

○参事（嶋崎政男君） いじめ問題にかかわります御質問の残り、5点につきまして答弁申し上げます。

1点目のいじめの事例でございますが、今回の聞き取り調査ではほとんどが、同じクラスの友達から、相手の特徴をとらえてからかうというケースがほとんどでございました。いじめの判断として微妙なケースもございまして、いつも一緒に帰る友達から「一緒に帰ろう」というふうに声をかけられなかったこと、これをもちまして、家に帰っていじめられたということで保護者から訴えのあったというケースもございます。

本人からどのようにいじめられているかという状況をしっかり学校では聞き取りまして、双方の子どもと保護者に学校に集まっておきまして、事実関係の把握と、それからそういったことが2度と起こらないようにという、そういったような指導をしているのが通常のやり方でございます。

その結果はどうかという2点目の質問でございますが、学校が早期に指導したものにしましては、ほとんどが一過性で解決してございます。中で難しいのは、非行を伴った集団のいじめでございますが、このような場合は学校全体で指導組織を整えて取り組んでいくことになってきますが、例年の調査を見ます、およそ1割弱が次年度に持ち越されているケースがございます。

3点目の、いじめの推移でございますが、文部科学省が行っている調査でございますが、本市では14年度が小学校2件、中学校19件、15年度は小学校3件、中学校9件、16年度は小学校1件、中学校17件、17年度は小学校6件、中学校25件、こういふことでございますので、漸増傾向にあるというふうにとらえております。

4点目の、いじめの把握の方法でございますが、これは本人からの訴え、それから保護者等からの情報提供、そして教職員による発見という三つの大きなルートがございますが、小学生の場合はほとんどが保護者からの訴えでございます。中学生になりますと本人や友人からの訴えがふえてくるのが特徴でございます。

最後に5点目でございますが、親に対する対応でございます。これは実際にいじめの問題にかかわっている親御さんにつきましては、家庭においても指導や見守りをお願いしているところでございますが、保護者の方々全体に対しましては学校だより、それから啓発指導等の配布、また、保護者会での学校長講話という形で親御さんにはさまざまないじめ撲滅に向かってのお話をさせていただいているところでございます。

○議長（石川和夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（大野聰君） それでは、午前中に引き続きまして、再々質問をさせていただきます。再質問の御答弁については、いろいろありがとうございました。

まず、1点目の1185号線の関係ですが、部長から御丁寧な御答弁をいただきま

したけれども、この中の愛称名の関係で、少し時間をいただいて検討が必要だと思いますということです、検討していただけるかどうかということだけ確認をしたいと思います。それから、そのほかの件については、今後、交通量のこととか、羽村市への要望についてはぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それから、2点目の玉川上水付近のことで、今後いろいろ多面的に検討していただけるということでございますけれども、たしか加美上水公園の中にもまだ私有地があるとか、それから、通称尼寺と言っている裏の弁天山という山もありますし、貴重な緑地がありますので、そういったところも含めてぜひ保存についてはともかく、国の史跡の直近の地域でございますので、ぜひ保存に御尽力をいただくようお願いいたします。

それから、保健衛生対策の口腔がん検診でございますが、この中でいろいろぜひ再度——歯科医師会の方でもいろいろ御協力をいただいておりますし、先ほどの市長の御答弁で今後またいろいろ考えていくとおっしゃっていただきましたけれども、やはり経費的にもそんなにかからないということですし、当然福生病院との関係もあると思いますけれども、ぜひ実施の方向で、20年度ぐらいには実施できるように、何らか芽出しをしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それから、各種いろいろな検診の、受診者の負担と言いますか、そういうことについて伺いましたが、今後検討していきたいというお話でございますけれども、私は、受診者負担を求めろということで質問したつもりではないのですが、ある程度の適正な部分ではやらなければいけないものもあるかもしれません。ただ、その辺の検討に当たっては市民の理解を得るように、やはり無料であるからこそ、これだけの受診者があるということだと思いますので、今後検討していただく場合はその辺も含めてお願いをしたいと思います。

それから、最後に学校教育の問題ですが、幾つか御答弁をいただきました。11日に臨時の教育委員会を開かれていろいろと検討されるというお話を伺いましたけれども、この問題については非常に根が深いし、一長一短では行かないと思います。やはり、何より現場の対応が一番大切だと思いますけれども、先ほどの教育長の、最初の御答弁の中にありましたアンケートによる実態調査をやるというような御答弁をいただきましたけれども、この辺の中身と言うのですか、全校児童・生徒にやられたのかどうかわかりませんが、その辺の対象とか、どんな内容についてやられたか、それから今後、そのまとめについてどういうふうにされるのかも含めてちょっと伺いたいと思います。

それから、2点目の教員に対する指導・研修の問題ですけれども、きのうもたまたま夜、ラジオのニュースを聞いておりましたら、どこの県でしたか、ちょっと記憶にありませんが、友達の誕生祝いのケーキをかうので1万3000円か何かを自分で出して買ってこいということで買われた。それをある先生に訴えたら、それはおまえの問題だというようなことで、全然取り合ってくれなかったというようなこともありましたけれども、やはり先生の姿勢というのが一番問題だと思うのです。その辺で、幾つか研修をやられるという御説明だったのですが、人権の問題とかを含めておやり

になるということですが、具体的にはどんな計画で今後進めていらっしゃるのか、その辺についての中身と時期をお伺いしたい。

たくさんで申しわけありませんが、それから、今申し上げました、あるケーキの問題ではいじめる側の担任の教師に、いじめられた子が電話で相談をしたということですが、すけれども、要するにいじめられる子どもが、どこかに助けを求めなければいけないという場合に、この人とか、あの先生にとかという決まりはないのでしょうか、ある程度のルールと言いますか、そういう、その先生に言っていただければ何とかあるというようなことがあるのかどうか。そういう一定のルールみたいなものがあるのかどうかについて確認をしたいと思います。先生によっては、この間の自殺でも先生の対応が問題だったとか、親が相談に行ったときに、研修があって、どこかに出かけてしまって、その後に対応しようと思ったけれども、その間に自殺をされたというような事例もありましたけれども、そういう意味ではその場の的確な対応をすることが必要だと思いますので、その辺のルールがどうなっているかについてお伺いをします。

それから最後に、これは私もよくわからなかったのですが、出席停止というのが学校教育法上であるのですか。公立学校の場合には、いわゆる停学処分とかというそういう処分はできないということで、出席停止というのがあるのだというふうにこの前の再生会議の中で言うておりましたけれども、これについては具体的に、うちの場合は多分ないと思うのですが、どのような場合に適用されるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。以上、申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 1185号線の愛称名についてでございますが、検討するのかどうかということですが、大変難しいかと思うのです。今の道路事情を申し上げますと、陸橋通りは用地買収が終わりまして、四、五年後には完成しますし、永田橋通りも一定の測量が終わって、道筋がつきますし、駅前通りにつきましても多摩橋の架け替えが行われまして、一定の主要道路が充足されますと、生活道路に入っていく大型車が減るのではないかと。こんなことから、先ほど言いましたように地域の生活道路も愛称名を検討していく必要があるのではないかと思います。余り先のお約束はできないので、そんなことをできるだけ早い時期に、先ほど答弁いたしましたようなふやすこと、路線数について検討していきたいとこんなふうに思っておりますので、そのようなことも含めまして検討させていただきたいということでよろしくお願いいたします。

○参事（嶋崎政男君） それでは、4点、答弁させていただきます。

まず、1点目のアンケートの調査の件でございますが、これは子ども対象ではなくて教師が対象でございます。たまたま11月は東京都の「ふれあい月間」という月間でございまして、この月間にちなみましていじめの件数の報告を求められております。そのための調査をやったわけでございまして、ただいま集計中でございます。

それから、2点目の教員への研修でございますが、これは大きく二つの力をつけさせたいと考えております。一つは、やはりいじめに対する認識でございまして、先ほどの答弁の中にもございましたが、「絶対に許されない」というふうな意識をきちっと身につけさせたいということで、市として人権尊重の立場からの研修になるかと思

ます。

二つ目のところは、いわゆる技術的なものでございまして、小さなサインには大きな問題があるのだというところで、その小さなサインを見抜く力をしっかり身につけさせるために、教育相談の研修会ですとか、年次別の研修会がございまして、初任者研修とか2年次、3年次、こういった研修会で若い先生のうちからきちっとした力を身につけさせたいというふうに考えております。

3点目の、何か連絡があったときのルールはということでございましたが、ルールということではないのですが、大きな原則としまして、やはり訴えがあったらしっかりと聞くと、そしてそれが事実だという前提のもとで対応するということが大きな大前提かと思えます。

4点目の出席停止でございしますが、これに関しましてはこれまでの中教審答申等でたびたび実施しなさいというふうな答申があったわけですが、現実には大変数が少なくて、全国的に小学校はこのところゼロですし、中学校もやっと2けた行っているかどうか。出席停止の意味でございしますが、懲戒の意味ではなくて、ほかの子どもの学習する権利が奪われないようにということで、自宅で勉強させるわけですが、ただ自宅でさせるということではなくて、プログラムをつくりまして、例えば勉強した翌日はどこかのボランティア活動に行きますとか、そういった週間計画と言いますか、立ち直りの計画を立てて実施されるものでございます。以上4点、答弁とさせていただきます。

○5番（大野聰君） どうもありがとうございました。

愛称名については、引き続きいろいろな場面でまた申し上げるかもしれませんが、ぜひ何らかの形で緒についていただければと思いますので、強く要望しておきます。

それから、学校教育の問題については、今回ほかの方も一般質問されるのではないかと思います。非常にやはり大きな問題です。子ども自身、子ども同士の問題もありますけれども、やはり教員の資質の問題などもあると思うし、最初のアンケートの問題ですが、きのう、たまたまニュースを見ておりましたら、たしか北海道とか区内のどこかで子どもに対するアンケートを実施したという報道がされておりました。今回、アンケートを実施したことによってさまざまな課題が学校側でも見つかったというふうに報道されておりましたけれども、今回、11日に教育委員会も開催されるということです。その辺のことも含めて、やはり全校的な取り組みということで、何と言いますか、事が大きくなる前にいろいろな課題を探していくということは大事だと思いますので、その辺の子どもに対するアンケートなども実施するということについてはぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、教員に対する指導でございしますが、今回の教育基本法の改正なども含めていろいろとさまざまな議論があったと思うのですが、やはり学校の場合、人が人に教えるという立場での先生の役割でございしますから、それなりにやはりきちっとした対応をすることが必要だと思うのです。

四六時中、学校長なり教育委員会がそれぞれの先生の動向を把握することは困難だ

と思いますけれども、昨日からきょうにかけての羽村市の、いわゆるホームページなどの問題に見るように、やはり今、羽村市が、大分たたかれていますけれども、4月に異動されてきて、7月ごろにそういう問題があって、結果的に放置していたというようなことがありますので、福生市では絶対にそういうことがないように、やはり未然に、十分教員に対する指導の徹底をしていただきたいと思います。

それから、訴えのことについてもいろいろ研修で対応されるというお話ですから、子どもたちのＳＯＳについてはぜひ的確につかめるように対応していただきたい。それから、出席停止については、子どもにとって本当に停止がいいかどうかといろいろな議論はもちろんあると思うのですが、ほかの子どもたちが十分な授業を受けられない場合には、やはりみんなで議論をしながら、そういうことも検討しなければならない場合もあるかもしれないと思いますので、その辺をぜひ十分これから検討していただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、20番清水信作君。

（20番 清水信作君質問席着席）

○20番（清水信作君） 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。今回、質問は2点でございます。医療行政についてと環境行政についてお願いいたします。

まず、医療行政についての公立福生病院の現状についてお伺いをいたします。公立福生病院の医療の充実、福生市民及び地域住民の切なる、大いなる願いであります。

近年、研修医制度の改正によりまして全国的な医師不足が生じており、影響をまろに受けた福生病院では、診療科目の削減や休診等がありましたが、産婦人科診療におきましては管理者を初め関係当局の御努力により、現在は入院・出産が可能な状況になっております。ひと安心していらっしゃるところであります。市民が安心して暮らしていくには、医療施設の充実が欠かせません。現在、公立福生病院の常勤医師を初め医療施設としての充実度はどのようになっているかを、お伺いいたします。

次に、2点目の環境行政についてお伺いをいたします。1番、緑地（五日市街道から多摩橋通りの間の崖線）の保存対策についてお伺いいたします。福生市の緑地保存対策として第五小学校裏から多摩橋通りまでの崖線、はけと申しますが、はけの買収が、平成16年度末に終わりました、五日市街道より南田園側は緑地公園としての整備が終了し、多くの市民に利用され、喜ばれております。

第七小学校裏から多摩橋通りまでは、緑地、崖線、はけですが、そのまま保存する方針と聞いておりますが、買収後、ここはフェンスを張り巡らしただけで、手がつけない状況です。現在、原野のような状況になっております。緑地としての生き生きとした緑の樹木を市の財産として後世の福生市民に残すには、この緑地に太陽光線と風通しが必要だと思いますが、多くの地権者の協力により取得したこの緑地に対する保存方法のお考えをお伺いいたします。以上です。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 清水議員さんの御質問にお答えをしていきます。

まず1項目目の、医療行政についての、公立福生病院の現状でございます。状況を申し上げますと、平成16年に卒後臨床研修制度が実施をされまして、医師の大学病院への引き上げが起こり、このため全国の病院で医師不足が起きたところでございます。公立福生病院でも常勤医師の引き上げがあり、特に内科、産婦人科において大きく影響を受け、内科においては7名であった常勤医師が2名となりました。入院制限や人工透析の休止を招き、産婦人科では一時、常勤医師がいなくなるという事態に陥りまして、入院や分娩ができない状況でございました。

その後、院長並びに事務長を初めとする職員の努力によりまして徐々に医師を確保でき、現在、内科では5名の常勤医師、産婦人科では3名となりまして、入院患者もふえており、分娩も月平均25人程度と順調な伸びを見せております。

また、現在、公立福生病院では福生市、羽村市、瑞穂町の公立病院として高度医療、2次救急医療、周産期医療に対応するための高度医療機器の購入を平成20年度の改築の一次オープンに向けまして充足しつつあるとともに、平成21年度の全体の開院時の必要医師数を56名といたしまして、年次計画により増員を図っているところでございます。

また、公立福生病院は開放型病院としての取り組みを実施しておりまして、具体的に申し上げますと、西多摩地域での開業医を病院の登録医とすることにより、登録医の紹介で入院いたしました患者には、登録医と病院の医師が共同で診療に当たり、その際、登録医は病院内の医療機器の利用もでき、退院後の患者はその登録医のところで診療を続けていくという、一貫した診療を行う開放型病院として進めてきております。

また、医療の圏域としてみますと、青梅総合病院は3次の救命救急センターとして西多摩医療圏全域を対象としておりまして、公立阿伎留医療センターと公立福生病院とで2次救急医療を担うという形になっているところでございます。公立病院としてはこの3病院が基本的には西多摩地域の診療、救急医療を担っていると、こういう形になっております。

次に、2項目目、環境行政についての緑地（五日市街道から多摩橋通りの崖線）の保全についてですが、この緑地につきましては大きく二つの区画から構成をされております。まず、多摩橋通りからヒヨドリ坂まででございますが、この区画につきましては崖線の上部には遊歩道を設置し、崖線下部には、川窪さん宅からのわき水の水路があります。この水路に、ここ数年、数匹ではございますが、ホタルが自然発生をしておりますので、樹木の伐採等につきましては現状の環境を変えることなく保存をしていきたいと考えております。

また、ヒヨドリ坂から五日市街道までの間につきましては遊歩道等の整備をしておりますが、この間の樹木につきましては現場の状況を判断しながら、剪定・伐採を最小限に押さえ、はけの崩壊を防ぎ、緑地帯を守ることが必要であると考えております。竹につきましては、特に他の樹木の生育に悪い影響を与えることも考えられますので、伐採等を行う必要がありますが、必要最小限の伐採を実施し、できるだけ現状での保存をしていきたいという考え方で進めているところでございます。

以上で、清水議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○20番（清水信作君） 御答弁、ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、医療行政について、3点お願いいたします。1といたしまして、内科、産婦人科についてはわかりました。透析関係の医師についてはどのようになっていますか。また、看護師の人数ですが、現在何名いて、最終的には何名ほどお考えになっているのでしょうか、そのところをお聞かせください。

2といたしまして、開放型病院としての活動でございますが、いつごろから始められて、現在までの実績としてはどのようなものが何件あるかお聞かせいただきたいと思います。

3といたしまして、青梅総合病院、福生病院、阿伎留医療センターの地域分担について教えていただきたいと思います。それから、1次診療、2次診療、3次診療の違いについて説明をしていただきたいと思います。

次に、環境行政についての再質問をさせていただきます。3点お願いいたします。ヒヨドリ坂から五日市街道までの間については原野のようになっているので、3年に1度ぐらいは下草刈りをしてほしいと考えておりますが、この件はどうでしょうか。

2といたしまして、この緑地の中央付近、ヒヨドリ坂から五日市街道の間ですが、福生で湧水が滝と呼ばれる唯一竈屋の滝というのがあります。第七小学校の通用口を出た正面に位置します。昔から水は枯れたことがなく、この滝の水はすぐ前を流れておりました下の川、車堀とも申します。私たちは両方使っておりましたが、車堀というのは、中福生と熊川の幸楽園の下に水車がありまして、ここで精米とか製粉を、この水を使ってやっていた関係で、車堀とも言われました。その川に合流して田用水としても利用されておりました。現在は、この下の川の暗渠化工事により、地盤がかさ上げされたことによりまして、滝が下から埋められた状況にあります。以前は、この滝は大人の背丈ぐらいあったわけですが、今は50センチぐらいの小さな滝になってしまいました。

福生市内、唯一の滝として福生市生活環境部発行の玉川上水散策絵図という立派なパンフレットができております。この中の14番として報じられております立派な写真が載っておりますが、この写真を撮るには苦勞をされたと思います。今現在、草で覆われておりまして見えない状況ですが、この写真はよく撮ってありまして、苦勞されたのではないかと思います。

この竈屋の滝のことですが、遊歩道の整備をして市民の憩いの場所としていく予定があるのか。また、早急に反対側、歩道、七小側ですが、その七小側の歩道からも見えるようにできないかお伺いをいたします。

それから、3といたしまして、この竈屋の滝の湧水を利用いたしまして、福生第七小学校に引き込んでおります。引き込むには大変大きなお金がかかったと思います。そして池をつくっております。サイフォン原理を利用いたしまして竈屋の滝から暗渠化の下を通過して、動力を使わないで七小に池をつくったわけですが、現在、この七小の池の状況、どのようになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

以上を再質問とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、清水議員さんの御質問に対しまして、御答弁申し上げます。

医療行政につきまして、公立福生病院の関係でございますが、1点目の人工透析、あるいは看護師の関係でございます。福生病院では人工透析につきましては平成16年4月より休止をいたしております。以来2年8カ月程度が経過しております。この間、福生病院のホームページ、あるいは全国の医科大学の医局、医療関係の雑誌、医師紹介等の会社等、あらゆる手立てを講じまして人工透析の確保を図ってまいっているところでございます。残念ながら現在までに確保に至っておりませんが、ここで卒後臨床研修期間の2年間が終了いたしました医師が大学病院や地域の医院での専門医として後期研修に入ります。この機会をとらえまして人工透析医の確保に向けた取り組みをしていくとの福生病院の考えでございます。

また、看護師でございますが、この11月1日現在で159名という状況でございます。それに、平成21年12月の全面オープンには現在のところ224名程度の看護師が必要であるというような状況であるとのことでございます。

次に、開放型病院でございますが、開放型病院は平成17年11月から西多摩医師会と福生病院と協定を締結いたしまして、73名の医師が登録され、平成18年3月より入院患者の受け入れを開始いたしました。以来、本年の10月までですが、開放型の入院患者として8名に共同診療が実施されておるところでございます。

次に、青梅総合病院、福生病院と3病院の地域分担ということでございますが、明確な地域分担というものはございません。ただ、やはり3次としての青梅総合病院、あるいは2次としての福生病院、あるいは阿伎留医療センターというようなところで、西多摩の地域の病院の中核病院としてその役割を担っているところかと思っております。

また、1次診療、2次診療、3次診療の違いでございますが、1次診療は入院を必要としない救急患者に対する診療でございます。2次診療ですが、入院を必要とする救急患者のうち中症、あるいは重症の方という方が対象になるということでございます。3次診療でございますが、これは生命の危険を伴う重い救急患者に対する診療というようなことでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 清水議員さんの再質問にお答えいたします。

1点目のヒヨドリ坂から五日市街道までの下草刈り等伐採、剪定等ではないかと思いますが、現在のところは市民等からの連絡によりまして折れた竹や倒木について即処理をしているというのが現状でございますが、先ほど市長答弁にもございましたように、剪定、伐採につきましては必要最小限に抑えたいと考えておりますが、下草につきましてはごみ捨てを誘発するようなこともありますので、3年前後をめぐりに維持管理を徹底していきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

次に、竈屋の滝でございますが、私も現地は何回も見ておるところですが、先日の12月3日の日にも下の川緑地を含めて現場確認を含めまして歩いてみたのですが、道路構造上から考えると遊歩道を設置して整備するのは非常に難しいかなと思ってい

るところでございますが、当面の対応といたしましては滝の状況が、反対側の歩道から見えるように対応するとともに、看板等を設置して歩行者がとまって見れるような、あるいは目につくような対応をしていきたいとこんなふうに考えておるところでございます。

○教育次長（吉野栄喜君） それでは、七小の池の状況についてでございますが、七小の池につきましては現在季節が季節ですので、枯れ葉が池の上に落ちて浮いておるような状況ではございますが、池の水は大変きれいでございます。この池につきましては定期的に清掃をしておりまして、ことしの夏には蛍研究会の方にも清掃していただいたような状況がございます。

それから、この池をビオトープとして使っているわけでございますが、理科の授業での自然観察、あるいは生活科の授業などでこの池を利用している状況でございます。

○20番（清水信作君） 御答弁ありがとうございます。それでは、要望をさせていただきます。

医療行政について、大変厳しい状況の中で公立福生病院の運営につきましては、関係各位の改善に向けて最大限の御努力がされている状況がわかりました。新しく新築される病院開設時まで、すべての目標値が達成されますようさらなる御尽力、御努力を要望させていただきます。

次に、環境行政について、この崖線、はけですが、緑地も市内に残る貴重な緑地の一つであります。市民の安らぎの場、憩いの場として、また市民の財産として後世に引き継がなければならないと思います。緑地保全にさらなる御尽力をお願いいたします。特にこのヒヨドリ坂から縞屋の滝付近におきましては、唯一福生に残された小さな滝ですが、滝がございます。そして、この滝の付近にはフジの大木があったのですが、今はなくなりましたが、ちょっと離れたところにもフジが自生しております。このフジの花が咲く時期になりますと、そのそばにあります大きなケヤキに蛇のように巻きつきまして、20メートルも高い大木の上でフジが花を咲かせるわけです。これが不思議だなと思っていたのですけれども、ことしの春、日の出町の大久野に大久野フジというのがあります。これは東京都の天然記念物に指定されておりますが、新聞を見まして、私、そこへ見に行きました。そうしたら、ことしは大久野のフジは不作の年で、花が咲いていなかったのですが、大久野の場合はフジが何本もありまして、絡みつくのが全部杉の木でした。そして下からも見られますが、山の頂上から俯瞰で見ますとすごく立派な、やはり天然記念物のフジだなというふうに感じる。写真だけを見せていただきましたが、そういう状況で、大久野にはそういった天然記念物がありますが、福生にも私は、これはすごいと思ったのですが、縞屋の滝と言い、そういったフジの大木と言い、これはこの緑地に残された福生の宝ではないかと思うのです。この買収は福生市が宝の山を買ったようなものではないかと思っております。ぜひ、この縞屋の滝を市民の皆さんに知っていただくためにも、理事者と建設環境委員会で次の3月の議会の委員会のときには見ていただきたい。理事者ともども見ていただきたい。これは切なる要望でございますが、そういう思いでございます。以上、要望いたします。私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。



た。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、3番田村昌巳君。

（3番 田村昌巳君質問席着席）

○3番（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、通告に基づき質問席より一般質問をさせていただきます。

まず、自治基本条例の制定についてお尋ねをいたします。1点目に、まちづくりを進めていく上で市民参加、主体的な行動、行政を含め役割分担があると思われますが、自分たちで地域をおさめていくという能力、活力の育成、町会・自治会・商店・商工会の活力の育成は必要であり、自助・互助・公助の相互関係の流れを停滞させてはならない問題だと思います。

この策定の取り組み方として、市民一人一人の声、活動団体、町会、自治会等商店、商工会などの声を聞き、まちづくりを研究し進めていくと思いますが、それに関する日程、タイムスケジュールはどのように予定しているのか、お伺いをしたいと思います。

2点目に、基本条例により町会・自治会等への加入率が向上できるか、お尋ねをいたします。町会、あるいは自治会の加入率の低下、PTAに入って町会や、まちな行事に参加するようになって、子どもたちが義務教育を卒業してしまうと、町会、また自治会等に、また行事などに参加しなくなってしまう傾向が多く見られます。本来は、そのまま町会に加入していただき、新しい力、声をとるところであります、なかなかうまく行かないのが現状だと思います。商店、商工会にしても新しい店舗ができれば当然加入をお願いしていくわけですが、これもままならないのが現状であります。この件に関しまして、市長の考え方を伺いたしたいと思います。

3点目に、昨年12月の一般質問で「地域産業基本条例」の制定について伺ったところ、市長より御答弁の中で、「自治基本条例の中に取り入れていくのが望ましい」とのことでしたが、その後、市はどのようにかわりを進めているのか伺いをいたします。

以上で、質問席からの質問を終わります。よろしくお願いします。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 田村議員さんの御質問にお答えをしてみたいです。

仮称「自治基本条例」についてでございます。地方分権一括法の施行から大きな流れをつくった地方分権というものは、第2幕のスタートといたしまして、「地方分権改革推進法」が今国会で成立する見込みとなっており、一層の自治の確立、地方自治体の自主性、自立性を高めることが、すなわち自立した市民の自己選択、自己決定、自己責任のもと、行政とともに多様な主体が協働して、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることが求められております。

おかげさまで本市では、自立した市民、行動する市民がふえておりまして、さまざまな分野での市民、市民活動団体の参画、協働が進んでいると考えております。また、地域活力の中核となる町会・自治会や商店街等の団体においてもさまざまな課題があ

るものの、その課題を克服する取り組みや、市民一人一人の力の集合体、地域互助の要としての活動に取り組まれておりまして、敬意を表しております。

市民参画や協働等が進む状況から、まちづくりへの市民参加などの仕組み、自治基本条例などの基本条例の制定が必要になってきていると思っております。

さて、1点目のタイムスケジュールですが、自治基本条例などの制定について今までも基本的な考え方についてお話ししておりますが、現在、庁内に「自治基本条例検討プロジェクトチーム」を設置し、職員の勉強を含めて進めております。自治基本条例などの基本的な条例を全市民のものとしてつくっていくため、どのような過程で、どのようにつくり上げていくことがよいのか等について早目に検討し、報告するよう指示をしているところでございます。

市民の皆さんが主体的につくっていくことを基本とし、市民、議会と情報を共有した上で十分な議論を行っていきたいと考えております。市民との情報共有、議論の場はなるべく早目に設定をし、期限を設けない議論の中から、本市を構成するすべての主体の意識が醸成されてくるような状況が出てきたときに、初めてこの条例というのは完成するのではないかと考えておりまして、時期等については明確に申し上げられませんが、市民の皆さんが十分な議論ができる期間が必要と考えております。

次に、2点目の町会・自治会への加入率、あるいは3点目の「地域産業基本条例」がどのようにこういったものとかかわるかについてあわせて答弁をさせていただきます。現在、町会・自治会や商店街・商工会においては、加入促進対策という大きな課題があるわけでありまして、それぞれの団体での独自の加入促進対策への取り組みもなされ、市といたしましても加入することの魅力というような面からも、どのような支援ができるかを考えて進めております。ただ、市民あるいは事業者みずからが自分の担うべき役割について自覚し、行動することがまちづくり、市民自治へとつながっていくわけですので、一人一人の意識というものが大変重要なことであると考えております。

市民自治をつくっていく過程では、すべてのことについて言えますけれども、一人一人の市民が目標に向かって自分が何をなすべきか主体的に考え、行動することが求められます。地域活動や団体活動への参加も、自主的な行動の一つの選択肢としてそこに存在するわけでありまして、努力目標として加入という問題が出てまいります。こういった問題について条例等で規定するという考え方については、法的な問題、さらには実効性といったようなものがどんなふうに担保できるかといったような多くの課題がございますので、皆様方のたくさんの御意見を伺っていくことが必要であると考えております。

ただ、この「自治基本条例」制定の過程の中では、いずれにいたしましても情報の共有と協働を進め、議論するというそういう過程がどうしても出てまいります。その中で、こういった意識というものの高揚を図っていくという意味で市民などの意識の醸成を図っていくということが非常に大事でございまして、そこにこの自治基本条例と各種の町会の加入率、あるいは地域産業基本条例などの問題というものとのかかわりが出てまいります。

いずれにしても、自治基本条例というのは根本法、基本条例という感じになりまして、その下にさまざまなものがくっついているわけですが、そういった考え方に立って、その基本になるところの主体的な行動の問題を、この「自治基本条例」の中で扱っていく。あるいは「自治」という問題を扱っていく、そんなことを考えているところでございます。

いずれにしても、その制定過程の中で市民の皆様の意識といったようなものがさらに地域というものに目が向くような、あるいはそれぞれの活動というものに、あるいはコミュニティーというものに目が向くようなそういう方向につながられていければと、こんなふうに考えているところでございます。

以上で、田村議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○3番（田村昌巳君） 御答弁、大変ありがとうございました。

1点、再質問させていただきます。職員の勉強を含めて「自治基本条例検討プロジェクトチーム」を設置し、進めているということですが、どのようなメンバーで、現在の検討の進捗状況はどのようになっているか。また、23区25市の中で、既にこれに近い条例を制定されているところがあると聞いておりますが、その状況をわかる範囲でよいので、お伺いをしたいと思います。以上、よろしくお願いします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、自治基本条例検討プロジェクトチームの構成でございますが、職員の勉強を含むことといたしておりまして、目的意識を持った職員を公募し、企画調整課長をリーダーに協働推進課の職員など組織横断的な7名での構成となっております。

検討の進捗状況でございますが、自治基本条例の制定状況や先進自治体の策定過程等の情報収集と分析、それに本市の市民参加協働の現状把握と分析などの段階へと来ておりまして、市民が主体となるつくり方等の方法について本年度中、この18年度中に報告書として取りまとめる予定となっております。

なお、26市での制定状況でございますが、制定済みが三鷹市、清瀬市、多摩市の3市、本年12月に制定予定となっておりますのが国分寺市でございます。また、制定時期は未定でございますが、予定があるといたしておりますのが6市となっておりまして、残りの16市の未制定の理由といたしましては「研究中」、あるいは「市民意識の醸成を待っている等」となっております。なお、23区では杉並区を初め6区が制定、あるいは制定中となっている、このような状況でございます。

○3番（田村昌巳君） 御答弁、大変ありがとうございました。

自治基本条例の検討プロジェクトチームに関しては、7名の方で行っているということよくわかりました。

また、区・市町の状況につきましても、区では6区、また市の状況ではこれからやっていくところも多々あるということよくわかりました。この条例を制定するに当たり、御答弁の中でなるべく早目に設定して云々とありましたけれども、各市各区のよいところを取り入れ、少々時間をかけても取り組んでいただきたいと思います。

また、制定された後、加入率の向上ができるのか等問題は多く出ていくと思いますが、個人や家庭ではできないことは地域で、市民活動ができないことは地域や市民活

動が担い、また地域でできないことは行政が担うという「自助、互助、公助」の相互関係の問題でもありますので、よい条例を制定し、市民活動が一層快適に進められるよう要望し、質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 午後2時まで休憩いたします。

午後1時50分 休憩

~~~~~

午後2時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番原島貞夫君。

（10番 原島貞夫君質問席着席）

○10番（原島貞夫君） 御指名をいただきましたので、通告に従いまして質問席から一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。質問は2項目でございます。1項目目は組織改正について、2項目目は都市基盤整備についてでございます。

まず、1項目目、組織改正についてお尋ねいたします。子育て支援策、総合窓口対応のための所管部署の統合等による効率的、効果的な組織編成及び安全・安心まちづくりへの対応策、社会状況及び市民要望等、喫緊の課題へ取り組むための組織編成を目的にし、平成19年4月1日に実施とする来年度の組織改正の基本的な考え方について伺いいたします。

組織は「人」で成り立っていると言われておりますが、人の能力を生かすのも組織ということでもあります。職員一人一人の資質を高めることは大変重要なことであり、今までも、また今後も続けていかなければならないことであります。しかし、市民要望の多様化や行政改革の推進という環境の中で職員の能力を生かし、市民要望に適切に対応できる組織をつくっていくことは、職員の資質の向上とともに、車の両輪であると考えられます。

現在の組織は、随時、見直しも行われてきているところですが、定期的に実施している前回の改正から3年が経過し、変化の早い社会状況や課題などに対応できているかどうか少々疑問を持たざるを得ないところであります。ただ、現在の組織についてはその時々課題に組織として適切に対応してきたであろうことは一定の評価をしたいと考えております。

市民参画、市民活動団体との協働や支援のルール化等を目的とした協働推進課の設置、あるいは少子化対策のための子育て支援課の設置などがあり、それが輝き市民サポートセンターや子ども家庭支援センターへ結実したところであると考えます。

12月議会には、組織条例の改正が提案されております。現在の組織の評価の上でさまざまな市民要望への対応、社会状況の変化に対応する新しい組織をつくるということであると思いますが、現在の組織に対する評価について、また、その評価に基づく新しい組織についての基本的な考え方について伺いいたします。

次に、2項目目、都市基盤整備についてお伺いいたします。まず1点目、牛浜駅の整備についてお尋ねいたします。牛浜駅の整備につきましては、今まで私も何回も質問してまいりました。本年の第1回定例会でもバリアフリー化した駅舎の建て替え計画はあるのか。それから、今までの活動と今後の見通しはどうか、お伺いいたしました。この時、次のような回答をいただきました。「現在の牛浜駅の状況は、特に自由通路に設置してある階段は急な階段で、高齢者の皆様には大変で、不便をかけておりますので、機会あるごとにＪＲ八王子支社へ乗降客が安心して利用できるような駅舎に改善するよう要望しています。バリアフリー化した駅舎に建て替える計画は現時点では予定はありませんが、今後の見通しとしては今年度、牛浜駅の基本調査をＪＲ八王子支社と協議を続けてまいりたい。さらにこれらの問題の活動として西多摩地域広域行政圏協議会で、利用者の安全確保と駅施設のバリアフリー化の観点から、駅舎の建て替えを福生市の要望事項として要望しております」と、答弁をいただきました。そこで、これまでの経過と今後の計画についてお伺いいたします。

次に、都市基盤整備についての2点目、市道第221号線、通称ほたる坂の法面整備についてお伺いいたします。この件につきましても、平成17年第4回定例会で伺っております。ほたる坂の法面部分は、以前、台風襲来時、風であおられた樹木の振動により、小規模の石垣崩壊が発生しました。このため、民地である法面部分を買収し、土砂並びに石垣崩壊防止のため、安全性の高い道路にする整備について質問いたしましたところ、「歩行者等の安全対策のために、法面整備が必要だとの考えから、地権者に用地の協力依頼をしてまいりましたが、大筋では協力をしていただけるとのことでした。しかし、ほかの方に土地を売ってしまったので、新しい地権者と新規の用地交渉を始めたところですが、地権者から用地買収等協力の合意をいただければ、計画的に整備していきたい」との答弁をいただきましたが、その後の経過と法面の整備工事についてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長（野澤久人君） 原島議員さんの御質問にお答えをしてまいります。

1項目・目の組織改正の基本的な考え方についてでございますが、本定例会に組織条例の一部改正について提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

さて、組織改正につきましては3年ごとということではございませんで、基本的には市民要望、社会状況の変化、また行政のあり方ということを考慮いたしまして、随時、適時適切に見直しを図ってまいりたいということでございますが、今回は新庁舎の完成もございますので、大変大きな見直しをさせていただこうと、こんなふう考えております。

組織改正を行うに当たっては、新たな課題への対応などを考慮するとともに、現行組織の検証、評価というものが大変重要であります。現行組織につきましては、さまざまな視点からの評価がありますが、例えば協働という視点からでは、福生市協働事

業推進本部、協働推進課を中心に協働事業の推進、実施評価等を行い、また、協働を進める上で重要となる市政情報の共有化を目指して市政出前講座を実施するなど、着実に進んでおります。

子育て支援の視点では、子ども家庭支援センターの相談活動など、その実績は大きなものとなっております。しかし、市民サービス、ワンストップサービスなどの視点では、現庁舎の問題でもございますけれども、対応できる組織にはなっておらず、また子育てに関する総合的な窓口という面からも課題のある組織と考えております。

来年度実施する組織改正は、現行の組織の検証、評価に基づき、緊急に対応しなければならない課題の把握等を行い、第4次行政改革大綱の推進、市民サービスの向上や新しい公共分野への対応など、新庁舎の完成を期に組織として可能な限り対応できることを目的といたしております。基本的には、総合的な子育て支援組織、総合窓口、安全安心まちづくりへの対応組織として、また、職員配置では重点課題への対応、通常業務内での職員技能の継承並びに計画的な新規職員の採用等を考慮する長期的な視点での改正としております。子ども家庭部や総合窓口課、安全安心まちづくり課の設置などの施策の総合的な対応が可能な組織、都市計画部における機能別組織への編制など、このような基本的な考え方に基づいて改正をさせていただきたいと考えております。

また、各部の部内庶務担当課を「幹事課」と位置づけまして、部長の補佐として部内の実施計画や予算等の調整機能を持たせることにより各部の自立を図り、横断的な政策課題につきましてもプロジェクトチームとともに本部長のブレーンとしての企画検討をするなど、本部長制度の強化も目指しております。また、短期、集中的に推進しなければならない重要施策については、今後もふえていくものと考えておまして、組織定数の枠外の「推進要員制度」を導入いたし、即応体制を確立してまいります。

次に、2項目目、都市基盤整備についての第1点目、牛浜駅の整備についてですが、これまでの経過については市並びに西多摩地域広域行政圏協議会で利用者の安全確保と駅施設のバリアフリー化を要望事項として、ＪＲ八王子支社へ要望しておまして、牛浜駅はＪＲの施設でございますので、平成17年度にはＪＲ八王子支社の費用で、牛浜駅のバリアフリー設備設置に伴う基本調査の実施をしていただきました。その調査内容は、建築基準法、バリアフリー法等の法的条件の整備、昇降機設備設計、安全・快適で利用しやすい駅づくりを目的とした意匠設計、駅舎を含めた配置案とその概算工事費等をＪＲより提案をいただいておりますが、駅舎自体、築40年以上も経過しておりますので、全面的な改修も含めた計画が必要になっていると考察されております。

今後の計画につきましては、この基本調査に基づきＪＲと協議をしていくこととなりますが、この牛浜駅は市の施設としては東口側の福生駅寄りの階段のみで、ほかは東西口に設置してあります階段や自由通路を含めてＪＲのものでございます。今後、駅舎の改修計画案に伴い一部工事費負担が発生すること考えられますので、議会にも御相談しつつ方向性を決定していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、牛浜駅がＪＲの施設であることを前提として、引き続き

J R八王子支社と協議をしていきたいと、そんなふうに思っております。

次に、2点目のほたる坂（市道第221号線）の法面整備のその後の経過でございます。前回、御質問をいただきましたときには、今お話にございましたように地権者が変わったというお話をさせていただきましたが、その後、引き続き新しい地権者と用地交渉を進めてまいりましたが、整備についての御理解をいただきまして御協力をいただきましたことから、ことし、18年の10月20日付で土地売買契約書を締結し、10月30日付で所有権移転登記が終了しております。

また、法面の整備工事につきましては11月下旬に設計が完了しております。設計に当たっては、当該地は下の川緑地などの自然が残っている数少ない場所であるため、現状の自然をできるだけ保持できるような工法での整備を基本に、都道に面した既設の石積み部分については、崩れた部分の石積みの積み直しや、間を詰めるモルタル等で補強をいたしまして、その他の法面部分は法面からの落石などを防止するための植生マット等の保護材を設置し、ほたる坂の通行の安全を図ってまいりたいと考えております。なお、この整備工事につきましては、防衛補助事業9条を当てまして、平成19年度に予定を現在しているところでございます。

以上で、原島議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○10番（原島貞夫君） 御丁寧な答弁、ありがとうございました。順を追って、再質問をさせていただきます。

組織改正の基本的な考え方についてはわかりましたが、1点だけお尋ねいたします。重要な施策への対応のため、組織の定数の枠外で「推進要員制度」というものを導入するということですが、もう少しこの制度を詳しく説明していただきたいと思います。

次に、牛浜駅の整備について2点お尋ねいたします。まず1点目、答弁では、J Rで基本調査を実施し、計画案の提案をしていただいているとのことですが、何案ぐらいの提案がなされたのかお伺いいたします。また、概算額はどのくらいの額なのかをお伺いいたします。2点目は、牛浜駅駅舎の建て替えの工期はどれくらいかかるのかお尋ねいたします。

それから、ほたる坂の法面整備について2点お伺いいたします。1点目は、補強の工法の選定に当たっては現状の自然を保持できるような工法との市長答弁をいただきましたが、特に都道側の法面の補強についてですが、崩れそうな部分もありますが、強度的に問題はないか、お伺いいたします。

それから、2点目ですが、ほたる坂の通路舗装の考え方と都道との取り付け部分の改良ですが、都道から直角に、そして舗装面が急角度に取りついておりますので、もう少し滑らかになるように緩和できないか、お伺いいたします。

以上で、再質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 再質問にお答えをさせていただきます。組織改正についての「重要施策推進要員制度」についてでございますが、各課における短期的、かつ集中的に取り組む必要がある重要施策につきまして、組織定数、配置職員枠を超えて職員を配置しようとするものでございます。今回の組織改正案は当該年度の在籍職員数をもとにした組織ではなく、通常業務の円滑な推進を図るために必要な職員数

を考慮した組織といたしております。将来的に、大量退職時期を迎えるわけですが、その時期に適切に対応するため、計画的な新規職員の採用ということが課題でございます。長期的な視点に立った組織のあり方に基づく組織改正が今から必要であるとの考えから、従来の在籍職員数に基づく組織とはなっていないということでございます。そのため、組織配置職員数と在籍職員数との間に数名の差が、将来見通しでございますけれども、今後9年間ほどにわたって生じてくることとなってまいります。この職員枠を活用いたしまして、短期的な重要施策に対し取り組んでいこうとする、このような制度でございます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、原島議員さんの再質問にお答えいたします。牛浜駅の整備についての1点目でございますが、計画案が示された中で何案ぐらいが提案されたのかということと、概算額についてのお尋ねでございますが、市長答弁にもございましたように、あくまでも牛浜駅はJRの施設であり、一部階段を除きますが、JR八王子支社が主体で実施した基本調査であることを前提として答弁させていただきます。

既存の駅舎を改修する工法で、新たに駅舎を福生駅側に移す工法等を含めまして、6案が提案されております。また、概算額は電車の起電停止後の夜間工事として、作業時間4時間、鉄道運行にかかる設備等の支所移設工事は別途としておりますが、約2億2000万円から3億9000万円以上が示されております。

また、これには駅舎のホーム内の昇降設備のエレベーターは含まれておりますが、ホーム外の昇降設備は、この概算工事費に含まれていないとのことでございますので、約2000万円が別途加算されるということになるかと思いますが、今後もJRへ改善の要望をして協議していくこととなりますが、具体化してまいりましたら、議会へ御報告し、相談をさせていただきたいと考えております。

2点目の工期でございますが、工事が始まる見通しはまだ立っていませんが、工事が始まった場合と仮定いたしまして、駅本体の支所移設部分の撤去を含めまして、約12カ月の予定と聞いておるところでございます。

次に、はたる坂の法面整備についての1点目でございますが、都道側の法面の補強、それから強度について問題はないかということですが、法面防護工を検討するに当たっては地形、地質条件や立地条件、防護工の効果等を十分に把握するとともに、経済性や施工性なども考慮して、最適な工法を選定したわけでございます。強度的には問題がないと考えております。石積み部分の防護工については、コンクリートの打接による補強等も含め、幾つかを検討する中で市長答弁にもありましたように、この工法を選定したわけでございます。

2点目の都道との取り付け部分でございますが、おっしゃるとおり、非常に角度がついているところでございますが、現在の通路はコンクリート舗装とウレタン舗装の部分がありますが、コンクリート舗装部分につきましては全体的にそれほどの損傷はしておりませんので、特に打ち替えは考えておりませんが、部分的にクラックが入っている箇所がございますので、その部分は改修をしていきたい、このように考えています。なお、歩道のウレタン部分につきましては既設の舗装が老朽化して滑りやすく、

危険なため、ことしの7月に滑りどめ舗装に改修をしたところでございます。

また最後に、都道の取り付けの部分の改修につきましては、市長答弁もありましたが、工事は来年度を予定しておりますので、今後、内容を詰めて市民要望、議会要望等を聞きながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○10番（原島貞夫君） では、再々質問をさせていただきます。それぞれ御答弁をいただき、ありがとうございました。それでは、要望ということで少し述べさせていただきます。

基本的な考え方についての重要施策推進要員制度の内容についてはわかりました。この組織改正が総合的な子育て支援組織の立ち上げを初めとして、ワンストップサービス総合窓口、それから安全安心まちづくり施策への対応等、8項目の喫緊の課題が新庁舎の完成とともにスムーズに取り組み、市民サービスが十分図られることを要望いたします。

次に、牛浜駅の整備についてですが、既存の駅舎を改修する工法と、新たに駅舎を福生駅側に移す工法とで6案を提案されたことは一歩前進と考えます。工事概算は鉄道運行にかかる設備等の支所移設工事費は別として、ホーム替えの昇降設備費、約2000万円を含めると、約2億4000万円から4億1000万円となります。この概算額は拝島駅自由通路等整備事業費、約55億円に比較して約10分の1で済むわけでございます。そこで、国土交通省が2006年度から鉄道の安全対策として進める利用者の多い駅の耐震化を後押しする支援策、それから基地周辺まちづくり事業や、在日米軍再編に伴い検討されております新交付金等の活用を検討していただきたいと思います。

それから、本年8月19日、20日に開催されました横田基地友好祭の入場者は前年比2万2000人増の13万2000人でありまして、このうち約8万4000人の方々が牛浜駅を利用したところでございます。

現在、立川駅・青梅駅間で13駅中、昇降設備が整備済み駅は、立川駅を初め5駅で、構内、構外とも未整備の駅は4駅です。中神、東中神駅、拝島駅は平成18年から19年にかけて設置が決定しておりますので、牛浜駅のみ設置計画がないことになります。

先日、地元の老人会の忘年会に出席しまして、ひとりの人のお話しですが、老人がホームから階段の上り下りに25分かかったとのお話をお聞きしました。現在、福生病院、新病院建設事業、拝島駅自由通路等整備事業、それから新庁舎建設事業等施行中のため、財政的に厳しい状況であることは承知しております。先ほど、市長答弁の中にありましたように牛浜駅の施設は東口の福生駅側の階段のみで、その他はJRの財産でありまして、改修ということになりますと非常に福生市の方にまた財政負担がかかってくると思いますけれども、交通弱者であります高齢者や児童のためにも、バリアフリー化した利用しやすい新駅の整備が1日も早く実現できるようJR八王子支社と協議をしていただくことを強く要望いたします。

最後に、はたる坂の整備について要望させていただきます。はたる坂は御存じのと

おり、自転車・歩行専用道路として、熊牛地区と田園地域との連絡道路として利用度の高い道路であります。経済性や施工性も考慮して最適な工法を選定しておりまして、強度的には問題がないと考えているという部長答弁をいただきまして安心しましたが、皆様御存じの初夏の風物詩として福生市の四大祭りの一つであります熊牛町会主催のほたるまつりに3万人もの多くの人々が利用しますことから、歩行者の安全性を確保することが最優先課題でもあります。

私は土木のことはよくわかりませんが、現場の状況を見ますと、樹木の影響によってか、石垣が膨らんでおところが数箇所見られますので、慎重の上にも細心の注意を払って法面整備の工事を実施していただくことを強く要望いたします。

それから、都道との取り付け部分の改修については、工事は来年度で今後検討していきたいと答弁がありましたが、取り付け部分の勾配を緩やかにしたり、線形変更をするには隣接する土地を利用しなければ、私は実現するのは難しいのではないかと考えております。

そこで、この隣の土地の部分の安全性を確保するためにも、困難なことではあると思いますが、買収することを検討していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、18番沼崎満子君。

（18番 沼崎満子君質問席着席）

○18番（沼崎満子君） それでは、御指名をいただきましたので、通告に基づきまして、3項目について一般質問をさせていただきます。

1項目目は、心の教育についてお伺いいたします。昨今、児童・生徒の自殺という悲惨な事件が相次いでいます。その前文には必ずいじめを苦にという言葉があり、古くもあり、新しくもあるいじめ問題がその原因として記されております。

文部科学省では、これまでも年に1回、いじめや自殺、不登校などの数値を調査してきており、福生市におけるそれらの数値は議会にも報告されております。その調査によりますと平成11年度以降、いじめによる自殺の件数はゼロということになっておりますが、今回の事件により実態が反映されていないという指摘がされ、緊急調査を実施するとのことでもあります。緊急調査の結果がどのようになるか注視したいと思いますが、調査結果がどうであれ、実際にいじめを受け、まだまだ成長段階である小さな心を痛めている児童・生徒が数多くいるということを厳粛に受けとめなければなりません。

いじめの誘因はさまざまありますが、他人の痛みがわからない子どもたち、他人への思いやりの心が希薄な子どもたちということも大きな原因であると思います。子どもたちは心も体も成長途上であり、周りの大人、それは家族であり、近所の人たち、そして教育に携わる人たちであります。周りの大人たちが自分たちの行動で導かなければなりません。心の教育は子どもたちの日々の生活の中で育まれるものであり、学校教育のみにゆだねられるものではありませんが、改めて子どもたちに考えさせ、豊かな心を育てる教育の必要性、指導する教員の資質の重要性は社会として十分認識

されていると思います。

そこで、児童・生徒を指導する教員の人としての資質はどうあるべきか、また研修等の施策はどのようなになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

2項目目は、広域連携の考え方についてございます。現在、市民の日常生活圏は市町村の枠を超えて大きく広がっております。それに伴い、地域で対応することができていた行政課題が、市域を越えて取り組まなければならない広域的な課題へと変質してきています。福生市では、今までも西多摩広域行政圏協議会や一部事務組合などで、広域的な行政課題へ対応してきておりますが、区内、あるいは商工業集積地域を含めた市民の生活圏の新たな広がりへの対応も大きな課題と思います。

野澤市長におかれましては、以前から市町村の枠にとらわれず、広域的なニーズ、広域的に統一した方が効率的な課題については一層の広域連携協力を進めていくとお話をされています。福生市として、可能な限り自立を目指しつつも市町村が共同して課題解決をしていくことが市民の生活圏という面からも求められているということであると思います。

先ごろ、立川市に隣接する市、福生市を含めて9市だそうです。その市長さんが集まり、広域連携サミットが開催されたとのことでございます。そのメンバーを見ますと小平市、東大和市や国分寺市など従来の市長会などの区分では余り交流のない、新しい関係のように感じました。従来からの関係も重要であります。このような新しい関係、連携が、さまざまな広域的行政課題に対する効率的な取り組みを可能とするのではないのでしょうか。そこで、第3回となる広域連携サミットも含めた広域連携の考え方について伺いいたします。

最後に、市男女共同参画社会推進の施策について伺いします。本年6月、第2回定例会におきまして男女共同参画推進条例の制定の考えはあるかについて質問いたしました。市長は、市男女共同参画行動計画の基本的な考え方、理念を示されていますが、この計画に登載した事業を着実に推進していく中で、条例の制定について長期的な課題として調査研究したいと答弁されました。私は、男女共同参画社会の推進は男女共同参画社会基本法に、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と記されているように、最重要課題であり、かつ緊急の課題であると認識していますので、市は、「男女共同参画社会を推進していくのだ」という強い意思表示を、条例制定という形で示してみたいかがと質問したわけでございます。

市長の御答弁によりますと、基本理念を示した市男女共同参画行動計画は条例をまだ制定していない福生市におきましては、男女共同参画社会を推進する上で非常に重みのある計画であるということになります。そこで、伺いします。市男女共同参画行動計画の策定に当たり、市民の参加と市民の意識の反映はどのように図られているのでしょうか、伺いいたします。

以上で、第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 沼崎議員さんの御質問にお答えをいたします。初めの教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。

2 項目目、広域連携の考え方についてでございます。今まで、西多摩広域行政圏協議会での鉄道等の公共交通問題を初めとする広域課題への取り組み、あるいは西多摩衛生組合や福生病院組合などの一部事務組合での対応など、一つの自治体では解決できない課題、複数の自治体で取り組むことが効率的な課題につきましては、対応をそれぞれしてきたところでございます。しかし、例えば震災時における帰宅困難者への対策などの新たな広域課題の取り組みも求められる中で、従来からの関係、連携を重視しつつ、新たな視点での連携も進めていかなければならないと考えております。

議員さんお話のとおり、11月7日に「広域連携サミット・イン立川」と銘打ちまして、立川市隣接9市の市長による会議が開催されました。第3回である今回は「地域防災の新たなネットワークの構築を目指して」をテーマに、それぞれの市の状況や広域的な取り組みの提案等がなされたところでございます。

この広域連携サミットは、日常生活圏の拡大や地域経済圏の拡大に伴い、地方自治体はその市域を越えて、より広域的な観点から対応すべき多くの行政課題を抱えており、近隣自治体との連携、協力、調整を進めていく必要があるとの趣旨に基づきまして、立川市長からの発案で開催されることになったわけですが、余り接触のない北多摩などの市との連携もあることから、市、あるいは職員にとっても意義のあることと考えているところでございます。

西多摩地域の特性を共有した連携とともに、このような連携も広域的な行政課題解決の方策でありまして、今後も広域連携サミットを含めた新たな視点での連携についても可能なものは進めてまいりたいと考えております。

次に、3 項目目、男女共同参画社会推進の施策について、「市男女共同参画行動計画」の策定に当たっての市民の参加という問題でございます。現在、市では平成18年度から22年度までの5カ年間を計画の期間としております第3期の男女共同参画行動計画を策定し、男女共同参画社会推進施策の実施を図っております。

この計画は、平成16年度以降、政策課題プロジェクトチームが研究・検討、そして作成した素案に対しまして、平成17年度に公募市民8人で構成する行動計画懇談会で素案に対する意見を伺い、また同時に市広報紙、ホームページを通じて素案に対する意見を募集いたしまして、それらの御意見を参考とし、素案の修正を行い、策定に至ったものでございます。

市の男女共同参画社会推進の取り組みは、市総合計画に基づき策定いたしました平成8年度の福生市女性行動計画にさかのぼりますが、この時は、平成5年度に女性問題審議会を設置いたしまして、市における女性行動計画策定のための指針についての御検討をいただきました。そして、市民の女性問題に対する意識・実態を把握するための調査の実施や、「ふっさ女性フォーラム」の開催など、市女性行動計画に対する市民の参加と市民の意識の反映に努めたところでございます。

その後、行動計画は2度改定いたしまして、平成18年度は第3期の市男女共同参画行動計画の初年度でございます。平成8年度より既に10年を経過しておりますので、この間の市民の男女共同参画に対する意識も変化しているのではないかと考えられます。また、男女共同参画社会推進行政を取り巻く社会環境も法令を初めとして変わ

ってきております。

そこで、本年度は男女共同参画に関する市民の意識・実態調査を実施しております。調査の実施に当たりましては、調査項目の検討、回答の集計、分析などを市民参加によるワークショップで行おうと参加者を公募しておりますが、今後も男女共同参画行動計画の推進は、公募市民の皆さんと行政によるワークショップによる協働作業によって事業を進めてまいりたいと、そんなふうと考えているところでございます。

以上で、沼崎議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 沼崎議員さんの御質問にお答えをいたします。心の教育についてのお尋ねでございますが、昭和61年の臨時教育審議会答申では「子どもたちの心の荒廃を克服するのは親の責務である」とし、平成12年の教育改革国民会議報告では、「教育の原点は家庭である」と明言をしております、これまで何度となく子どもの健全育成における家庭の役割が強調されてまいりました。

しかし同時に、学校教育の重要性はだれもが認めるところでございます。直接児童・生徒の指導に当たる教員の中には、児童・生徒の一生の生き方に大きな影響を与えることがございます。教員の資質が問われることは当然のことと考えております。

教師に求められる資質は多岐に及ぶと考えますが、大別をいたしますと、子どもが好きであるとか、意欲的に教育に取り組むなどの教師としての心や姿勢と、わかりやすい授業を進めるなどの高い指導技術を備えていることと存じます。

このような指導姿勢と指導技術を向上させるために、教員は常に自己研さんに励む必要がございます。このため、教育公務員特例法では、「教育公務員は、その職責を果たすために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と定めております。教員は指導力向上のためにみずからのライフステージに応じた研修に励まなければなりません、法的にも新規採用教員に対する初任者研修や、教職について10年目を迎える教員対象の10年次研修が義務づけられているほか、本市におきましても2年次、3年次、4年次別と年次別の研修や専門分野の研修を数多く開催をし、資質向上の一助といたしております。

また、学校におきましてはそれぞれの学校で毎年テーマを決めて校内研究に取り組んでおりますし、東京都教育委員会が実施をいたします研修会にも多数の教員が参加し、指導力の向上に努めております。さらに、市独自の教育研究委託事業に学校、あるいはグループで応募し、年間を通して教育上の課題解決に取り組みましたり、福生市教育研究会での研究・研修活動に励んでいるところでございます。

以上、沼崎議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○18番(沼崎満子君) 御答弁をいただき、ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。初めに心の教育について2点お伺いいたします。1点目、指導力に問題がある教員については、どのように対応し、また取り組んでいるのかをお伺いいたします。2点目といたしまして、いじめが最近社会問題になっておりますが、いじめを防止するために教員が身につけなければならない資質、能力とはどのようなものかをお伺いいたします。

次に、広域連携サミットについては、3回開催されておりますが、この広域連携サミットの今までの成果についてお伺いいたします。

最後に、男女共同参画についてお伺いします。東京都では去る10月25日から11月7日まで2週間かけて、男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的な考え方について中間のまとめを公開し、都民から意見を募集しておりました。計画の策定作業段階からの市民参加は、今や一般化していると思われます。

さて私は、市男女共同参画行動計画については、平成11年9月第3回定例会、平成12年6月第2回定例会で一般質問を行い、福生市女性行動計画が平成12年に満了となりますが、実り多きものとするためにも、しっかりとしたプランを市民参画で策定していただきたい、このように要望いたしました。

その後、平成17年9月第3回定例会におきまして第3期市男女共同参画行動計画、これは平成18年度から22年度までを計画期間とするものですが、見直しはどのような手順で、いかなる手法をもって進められているのか、市民の参画はどのように図られているのかの2点を質問いたしました。

御答弁は、取り組みは平成16年度から始めた庁内の策定委員会による見直し作業と、17年度に市民公募による懇談会を設置し、市民意見を反映させたといったものでありました。しかし、短期間の、いかにも間に合わせの見直し作業、そして市民参加であったかの感は否めないと思ったわけでございます。

ただいまの市長の御答弁によりますと、今回は市男女共同参画行動計画の推進に当たり、既に市民の参加をいただき、まず市民意識の把握を行おうと作業を始められているとの御答弁ですので、出足はよいのかなと思います。この男女共同参画に対する市民の実態と意識を知るためのアンケート調査を実施しているとのことではありますが、前回の調査から10年ぶりの調査ということですが、

それではお尋ねします。今回、調査に当たって調査の視点、つまり何を把握しようとしているのかということですが、これはどうであったのか、また、調査は市民との共同により行っているとのことですが、調査項目の設定はどのようになされたのでしょうか。それと、現時点では調査の結果は前回の調査と比較して、何か特徴が出ているのでしょうか。この3点をお伺いいたします。

以上で、2回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○参事（嶋崎政男君） それでは、2点、御答弁申し上げます。

指導力不足教員の対応でございしますが、東京都の教育委員会の指導力不足教員の取り扱いに関する規則では、指導力不足教員を、学習指導を適切に行うことができない者、あるいは児童の心を理解する能力、または意欲に欠ける者など、4項目の定義がされてございます。このような教員がいた場合は、管理職が授業観察や面談を通して指導や助言をいたしますが、改善が見られないときには校長の調書に基づき市教育委員会が指導力不足認定の申請を行いまして、東京都教育委員会の判定会で、教職員研修センターでの研修が決定されます。研修には、幾つかのコースがございしますが、最も長いものは1年間、東京都の教育研修センターで学習指導や生活指導の実践的な研修を行っております。

2点目のいじめ問題にかかわっての教師の資質、能力の件でございますが、3点考えてみました。第1には、子どもの小さな変化から問題の徴候を鋭く見抜く、「児童理解力」だと考えております。このためには、「いじめはどこにでも起こり得る」のだという考えと、「いじめは断じて許されない」という姿勢を持つこととともに、鋭い観察眼が必要かと考えております。第2に、子どもが相談しやすい、何でも気軽に相談できるという「子どもとの信頼関係」を結ぶことのできる力かと思えます。第3に、日ごろは温かく子どもに接しながらも、いじめのような行為をする子どもに対しては、「ならぬことはならぬ」ときちんと論ずることのできる「指導力」が必要かと考えております。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 次に、広域連携サミットについてでございますが、第1回が平成16年11月に「ごみ問題と都市問題」をテーマに、第2回が平成18年1月に、「新たな緑のネットワークの創造を目指して」をテーマに、開催をされたところでございます。

第1回のサミットにおきましては、広域連携の必要性が確認をされ、構成市職員により広域連携推進協議会を組織し、具体的な事業に取り組んでおります。今までの成果、具体的な取り組みについてでございますが、9市合同でのマイバッグキャンペーンや屋外広告物撤去作業の実施、それに9市の100万市民がスクラム、1人1日、100グラムごみ減量と題したごみ減量統一キャンペーンなどを実施しておりまして、今回のサミットで提案されました施策につきましては、防災担当者会議を設置し、具体的な行動につなげていくことといたしております。

○生活環境部長（吉沢英治君） 男女共同参画に関する市民の意識、実態調査でございますが、今回の調査は市内在住の20歳以上、男女1500人を対象といたしまして、住民基本台帳から無作為抽出し、調査用紙を郵送し、回答をいただいたところでございます。調査期間は平成18年9月1日から9月22日、回答数は462人、回答率は30.8%でございました。

再質問の1点目、調査の視点でございますが、前回、これは平成7年に実施いたしました調査では性別、役割分担意識、あるいは男女平等意識及び男女共同参画意識の把握を中心としておりましたが、今回は、男女共同参画社会の形成に向けて重要であると思われる子育て支援、あるいは人権などの市民意識を把握しようと実施をいたしましたところでございます。

2点目、調査項目の設定でございますが、公募市民や庁内組織であります男女共同参画事業推進本部幹事会などから意見をいただきまして、前回の調査項目を残しながら新たに仕事と生活、育児、介護などの子育て支援に関する項目や、新たにドメスティック・バインオレンス、メディア・リテラシーなどの人権についての項目を加えて調査をいたしております。

3点目でございますけれども、調査結果の前回との比較でございますが、現在、集計の途中でございまして、大まかな結果から1点申し上げますと、あるべき家庭での役割分担という項目がございまして、10年前の調査では男性と女性がともに働き、男性、女性、ともに家事・育児を分担するという意見が男女全体におきまして

34. 8%でしたが、今回の調査では約5ポイントほどふえております。特に男性の伸びが10年前の24.8%から5ポイントふえており、女性の3ポイントに比べまして伸びが大きいことがわかりました。家庭での役割分担について、男性の意識が変化していることが理解できるかと思えます。

なお、調査結果の集計分析が終わりましたら、報告書を作成いたしまして行動計画推進の基礎資料として活用を進めてまいりたいと考えておりますし、また、報告会を実施し、啓発活動に役立てていきたいとそんなふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 3時5分まで休憩いたします。

午後2時55分 休憩

~~~~~

午後3時5分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（沼崎満子君） いろいろ御答弁、ありがとうございました。

それでは、せっかくお時間をいただきましたので、もう一点だけ再々質問をさせていただきます。教育行政におきまして、先ほどの先生、教師の資質についてですが、最近、いじめの問題が報道されない日がないというぐらいに、本当にこの問題が大きくなったわけですが、いじめは昔からあったのですけれども、特に日本は報道が好きなので、外国は一切余りこういう報道はしない方向にしているのですね。だから、連鎖反応が起こるのも何か怖いような気がするのですが、余分にお話ししましたけれども、福生市において指導力不足の教員はどのような状況で認定されたのか。それとまた、教育委員会としてはどのような対応をしてきたのか、その1点だけ、またお伺いいたします。

○参事（嶋崎政男君） お尋ねの指導力不足教員は、昨年度、1名おりました。その認定の理由は、授業が適切にできなかったことと、子どもに対して、いわゆる正対すると言いますか、きちんと向き合えなかったというふうな点が認定されまして、指導力不足ということで都の教職員研修センターでの1年間の研修を命じられました。

この間、都の研修センターの方で、1日を除いては毎日、そこで研修を積んでまいりまして、1日、学校に参ったときは授業をやったわけですが、その時には教育委員会といたしましても指導主事を派遣いたしましたり、また、私自身も伺ったりいたしまして、その後の経過観察をいたしてきたところでございます。

1年間の研修の結果、最終的には教師としての不適格ということで認定されてしまったわけですが、そのように厳しい制度が実際に行われております。

○18番（沼崎満子君） いろいろ御答弁ありがとうございました。

先日、ある新聞の報道に学校でのいじめ問題に絡み、法務省が教師側の対応が不十分だとして改善を求めたケースが、過去5年間で15件あったことがわかった。当初は、いずれも子どもたちを守る立場にある学校側が、いじめという人権侵害に加担したと認定しているとありました。

いずれにいたしましても、いじめを根絶するには学校現場の教員の資質向上が重要

課題だと考えますが、今の小・中学生は携帯やパソコンを通して人間関係も希薄になり、見えにくくなってきているのではないかという思いがします。学校の中で解決できることは、こういう携帯をもっているお子さんが多いとか、もう本当に表に出ないとか、人間関係ですが、限られる場合もあるかと思しますので、なかなか学校では見えにくい、解決できない状況もあるのではないかという思いがいたします。

学校や地域の中でも、やはり共働きもふえて、大人の姿が極端に見えにくくなっていくような気もいたします。肝心の家庭や地域も子どものシグナルに敏感に気づいて見逃さず、自分の地域のお子さんを何としても守っていこうというそういう雰囲気のマチづくりとか、そういうことも大事ではないかなという思いがいたします。今後、より家庭や地域との協力が重要かと思しますので、なお一層の取り組みをお願いいたします。

次の、広域サミットの関係でございますが、市民の生活圏は西多摩地域にとどまらない、大きな広がりがあります。歴史的にも強いつながりのある西多摩地域との連携も、今後重要性を持ってくると思います。さまざまな地域、市町村と初めは緩やかで結構ですので、広域的な緩やかな連携を進めていただきたいと要望いたします。

次に、男女共同参画についてでございますが、4月から始まったばかりの第3期市男女共同参画行動計画の推進について質問するということは、少し早いのではないかと思う向きもあるかとは思いますが、現在、市には総合計画のもとに分野別計画として市男女共同参画行動計画のほか、20ぐらいの分野別計画があると思います。これらの計画がきちんと市民意識の把握を行った上で、そして市民の参加を得て、策定されているのでしょうか。拙速の間に合わせとか、そういう計画策定はされていないかどうかということが気がかりなのですけれども、私は平成11年以来、市女性行動計画、現在は市男女共同参画行動計画となっておりますが、この計画への市民参画の必要性を主張し、質問を重ねてまいりました。しかしながら、計画策定の段階から市民意識の把握と市民参加が十分行われ、そして策定されたという認識は残念ながら持っていませんでした。

今回の御答弁によりますと、本年度は既に市民意識調査を始めている。そして、市民意識の把握と分析を行政と一緒にを行うために市民を公募している、また、今後もワークショップにより市民参加で進めていくとの御答弁をいただきました。ぜひとも、男女共同参画社会の趣旨、なにかんずく、市男女共同参画行動計画の推進につきましては市民の参加をいただき進めていただくよう要望いたしまして、以上で、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、4番増田俊一君。

（4番 増田俊一君質問席着席）

○4番（増田俊一君） 御指名をいただきましたので、通告に基づき、3項目について一般質問をさせていただきます。

まず初めに、1項目目の「健康ふっさ21」についてお伺いします。ことしの6月の定例会におきまして、この計画の策定に際しての基本的な考え方やプロセス、また、

この計画の基本理念や重点目標、そしてまた、市民の皆さんへの周知などについてお伺いをさせていただきました。その中で、「市民健康づくり推進員」と協働して個人、地域、行政の連携を深めていくとともに、推進員の皆さんを市民の皆さんの健康づくりを進めていく柱にしていきたいと、御答弁をいただきました。この「柱」と位置づけられました「市民健康づくり推進員」の皆さんは、大変重要な役割をこれから担っていただく方々で、ある意味ではこの活動の成功のかぎを握る人たちと言っても過言ではないと思います。

また一方、私が所属しております市民厚生委員会では、市民の皆さんの健康増進策などについて調査・研究する必要があると、昨年の10月の堺市に引き続き、ことしの7月には高齢者の健康増進対策などについて佐久市、前橋市を行政視察してまいりました。このことにつきましては、福生市議会だより158号に掲載されています委員長報告にありますように、佐久市では早くから市民の健康増進に力を入れ、地域に「保健補導員」を配置するなど、食生活などの健康指導を行い、現在では寝たきりや認知症の方が全国平均より大幅に少なく、高齢者の医療支出も少なくなったと。

また、いただきました資料によりますと、訪問歯科保健事業もそうですが、この保健補導員は全国的に注目されている制度で、569人の主婦を中心に組織され、これまで延べ1万4000人の方々が携わり、成果としては「自分の健康は自分で守る」という意識が家庭の中から育てられていると。また、自主的な保健活動による健康教育を自分自身の体験として家庭内や地域に広めることなど、市民の健康に対する意識の向上に貢献しているとありました。これらのことから、健康づくり活動をいかに地域に密着したと言いますか、市民の皆さんによる市民運動として推進していくことの重要性、地域活動なくしてこの計画の成功はあり得ないと痛感したところでございます。そこで、2点ほどお尋ねいたします。

1点目は、この計画推進の柱とする市民健康づくり推進員についてです。12月1日号の広報で、「市民の健康づくり推進員を募集します」とありました。このことはまさに私が聞きたかったことでございますので、今回、募集した内容などについてまずお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、行政内部の取り組みについてでございます。ここで市民健康づくり推進員を募集し、これから具体的な施策を検討、実施していくことになるわけですが、推進のための庁内体制についてはどのように考えているのか。また、現在、健康づくり事業が各分野で実施されていますが、横のつながりについてはどのような取り組みをしているのか。それと、大事なことだと思いますが、この計画は目標が設定され、それを評価する指標もありますが、だれが評価するのか、外部評価の導入についてはどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、2項目目の防衛施設周辺まちづくり構想についてお伺いします。この事業は、防衛施設庁の構造改革特別要求にかかわる施策として、平成9年の5月に制定され、平成14年の8月には一部改正を行い、新たな補助対象事業として実施されたものと記憶いたしております。

福生市においては、これを受けてこの構想を防衛施設周辺まちづくり構想策定事業

として、平成15年4月に基礎調査編、また、翌平成16年の3月には市民プランとして、そしてまた、昨年の平成17年3月にはそれらを取りまとめた事業報告書を作成し、それぞれ資料としていただいておりますが、横田基地関連では福生市のみが補助対象事業として採択されたと認識しております。この9月の定例会でも少し触れさせていただきましたが、事業報告書をまとめられてから、はや2年がたとうとしております。頓挫することなく進めていただきたいと思います。そこで、お尋ねいたします。この事業に対する今のお考えをお聞かせいただきたいと思います。また、今後はどのように取り組んでいこうとしているのか、お考えをお聞かせいただければと思います。

それから次に、3項目目の自由広場について、お伺いします。この9月の定例会でも申し上げましたが、「自由広場」は行政側からすれば暫定利用可能な、便利な土地でございますが、市民の皆さん、それも近隣の皆さんにとっては「自由広場」とは名ばかりで、市民の皆さんが利用可能なのはゲートボールとキャッチボール程度のスペースしかないのが現状でございます。

そんなことから、9月定例会で質問させていただいたわけですが、その中で、現状復帰を優先するとともに、現状復帰後の活用については全庁的に取り組んでいきたいとの御答弁をいただきました。その旨、私の「議会だより」などで市民の皆さんへ御報告をさせていただいたところでございますが、ここに来て所管がえの動きがあったとお聞きしました。自由広場は市内最大の空き地であり、それだけに市民の皆さんの多くがいろいろな意味に関心を持っていると思います。そこで、2点ほどお伺いいたします。

1点目は、教育委員会として所管がえを決定されたのか。されたとすれば、いつ決定されたのか。また、もう20年ぐらい前からだと思いますので、これまでの経過と所管がえする理由及び時期、手続など、その内容についてお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、行政としては速やかに情報を開示し、その理由を示し、市民の皆さんが、特に旧地権者の皆さんが納得するように説明し、このケースの場合はさらに釈明に努める必要があると思いますが、お考えなどお聞かせいただきたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。御答弁、よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 増田議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、「健康ふっさ21」についての1点目、市民健康づくり推進員についてでございます。この7月1日に、福生市民の健康増進計画といたしまして、「健康ふっさ21」を策定し、また、市民への周知を進めるため、その概要版を健康まつりにあわせまして10月下旬に市内に全戸配布をいたしました。

御質問の健康づくり推進員につきましては、12月1日号の広報におきまして「健康ふっさ21」に基づき、市民の具体的な健康づくり事業とその活動を支援していくボランティアとして募集をいたしました。市民の健康づくりの担い手として、市民の具体的な健康づくりの活動を企画し、運営しながら、あわせてその仲間づくりの輪を

自主的に広げていく人たちでありまして、応募の状況にもよりますが、公募のほか市内のさまざまな活動団体、個人の中から市と協働して活動していただける方を求めまして、当初は20数名ぐらいからスタートをしていく予定でございます。

次に、2点目の行政内部の取り組みについてでございますが、スポーツ振興課、地域整備課、介護福祉課などと具体的な健康関連の業務についての連絡協議がなされておりますが、これら以外で類似する健康づくり事業を実施している部署との関係を取りまとめながら、あわせて本部長制を活用し、健康づくり推進員の企画等の検討とともに、推進のための庁内体制を整えてまいります。具体的な取り組みの例といたしましては、公園にある健康遊具の紹介パンフレットの作成におきましては公園の遊具、運動、栄養などの記載は関係する部署の協力によってでき上がっているものでございます。

また、今後の市民の健康づくり事業に対する評価ということでございまして、まだ始まったばかりでございますが、平成23年度に中間評価、平成28年度に目標年度としての最終評価という形になっておりますけれども、計画の基本的なことに関しての修正や見直しをして、評価をした結果によって、だんだんに参りたいと存じます。

また、外部評価というお話がございましたけれども、恐らくこれについてもこれからということになりますが、例えば推進員さんがかなりの数にだんだん増えていくのではないかと、そんなことも考えられますので、そういった皆さんの評価といったようなものも当然考えていかななくてはならないだろうというふうに思います。

次に、2項目目、防衛施設周辺まちづくり構想についてでございますが、この構想策定に当たっては、多くの市民の方々の参加をいただきまして、市民プランの作成から報告書としてまとめるまで、協働作業として行ったところでございます。市民と市民の交流、人と人とのつながりで輝くまち福生の実現を目指してさまざまな分野で計画された事業等を、市民との協働により進めていかなければならないものと考えております。

しかし、前回も答弁いたしておりますが、策定後の横田基地の態様に大きな変化があり、福生市として基地再編に関する幾つかの具体的な要請をしておりますので、現在はまず、この要請事項の前進を図ってまいりたいと思います。それはもちろんのこと、この市民プラン等にもかかわっている問題でございますので、そんな方向で考えております。

また、この構想につきましては市民の方々の、「我がまち福生」に対する熱い思い、まちづくりへの貴重な御意見等が反映された、大変重要な構想として認識しております。基地を取り巻く社会環境の変化により、ハード面での進展はすぐには見られないものがあるかと思っておりますけれども、ソフト面での市民の方々の主体的な交流活動などは活発化してきていると考えております。構想の基本的な考え方は市民の日常生活の中に少しずつ浸透しております。市といたしましても市民の主体的な活動に対しての支援、あるいは一緒にやっていく協働を進めていきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

次の、自由広場については教育委員会から答弁をいたします。

以上で、増田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 増田議員さんの御質問にお答えをいたします。自由広場についての御質問でございますが、教育委員会といたしましては去る11月24日の教育委員会定例会におきまして所期の目的とした新たな学校建設は困難なことと判断をいたしまして、平成19年3月末日をもって市長部局へ所管がえをいたすことと決定をいたしました。

この学校予定地につきましては、昭和54年から昭和58年にかけて、新たな学校を建設するための用地といたしまして、福生市土地開発公社が先行取得をし、昭和56年から昭和59年にかけて、土地開発公社から福生市が買い戻しをいたしまして、昭和60年4月には教育用行政財産として今日まで教育委員会が管理をいたしてまいりました。

しかしその後、児童・生徒数の減少傾向が続いておりまして、小学校児童数で申し上げますと、昭和56年には4971人でございましたが、平成18年には3191人となっております。比較をいたしますと1780人、35.8%の減少となっております。今後の児童数につきましても、平成23年には概ね2600人となっていくものとの推計がされるところであります。

また、学校区の変更による統廃合なども予定がされず、そのことによる学校新設の状況にもないところでございます。そのほか、学校以外の教育的な施設建設につきましても、特段の見通しも立っておりません。

このような状況から、学校予定地につきましては市にとりまして大変貴重な財産であり、教育委員会の所管となりましてから、20年が経過をいたしておりますことから、このような判断に立ったところでございます。

次に、市民や地権者の方々への説明についてでございますが、現在、市民の皆さんには自由広場として御利用いただいております。所管がえによる利用上の変化は目下のところ予定はいたしておりませんが、この用地の管理を変更いたしますことから、市民の方々には今後、教育広報を通じ、お知らせをしてみたいと存じます。

また、学校予定地として提供いただきました6名の地権者の方々には、学校建設を目的といたしまして土地を提供いただいておりますことから、これらの経過等につきまして個々に直接お会いをし、状況説明をいたしながら御理解をいただいたところでございます。

以上、増田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○4番(増田俊一君) ありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1項目目の「健康ふっさ21」についてでございますが、この「広報ふっさ」ですか、ここに募集要綱が出ておりますが、この記事を見ますとこの「健康づくり推進員」の公募期限が12月22日までとなっております。推進員の設置根拠と言いますか、この健康づくり推進員の要綱をつくられると思いますが、既につくられているのであれば、その概要をお聞かせいただきたいと思います。

それから、健康づくり推進員を20名ぐらいからスタートということでございますが、推進員となられたとしますと、計画の策定の段階からかかわった方々が恐らく中心になるのではないかと思います。新しい方々も当然何名か委員となられると思います。この方々との会議についてはどのような考えで進めていこうとしているのか。また、市内、実践活動に対するサポートについても、どのような考えで進めていこうとしているのかお聞かせいただきたいと思います。

それと、評価についてでございますが、一例として先ほど市長の答弁から分析評価ですか、繰り返しながらのサイクルでやっていきたいということですが、船橋市では「ふなばし健やかプラン21」推進評価委員会を設置しておりますが、その設置目的はと言いますと、読み上げて恐縮ですが、『ふなばし健やかプラン21』の趣旨に基づき、市民が主体となって健康づくりに取り組めるよう、市民運動として推進を図るとともに、その推進の経過等を調査、分析、評価し、さらなる推進へと発展させることを目的とする」とあります。

このようなPDCAサイクルに基づいた進め方で、ぜひとも福生市も進めていただきたいと思いますが、先ほど、私、申し上げましたように、やがて、5年後ですか、中間評価が予定されておりますので、その時点ではぜひ外部評価を導入していただきたいと思いますが、そのところを再度お聞かせいただければと思います。

それから、2項目目の防衛施設周辺まちづくり構想ですが、そもそも「防衛施設周辺まちづくり」という考え方が、どのような背景で出されてきたのか、ここで改めて再確認をしたいと思いますので、まず、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それと、全国的に見れば福生市だけではないはずでございますが、一昨年の平成16年の7月にですか、私どもの会派で北海道の千歳市を訪問し、防衛施設周辺まちづくり事業について行政視察をしてまいりましたが、そのほかにもたしか三沢市等幾つかの市が対象となっていると聞いております。対象市の進捗状況などについて教えていただきたいと思いますが、特に三沢市は市民の皆さんと基地関係者との交流の場として野外施設などの整備が計画されていると聞いておりますので、福生市の屋内外一体化の交流活動拠点とも似ており、三沢市の進捗状況などについて教えていただきたいと思いますが、

それから、3項目目の自由広場についてでございますが、教育委員会としては、この「自由広場」の運用、あるいは活用については本当にいろいろと長い間苦慮されたことと思いますが、よくここで御決断をいただいたと、その英断に心からの敬意を表したいと思います。

もちろん、もっと早くすべきだったと思っている方々もいらっしゃると思いますが、いずれにいたしましても旧地権者6名の皆さんですか、全員の御理解を既にいただいたと、あとはもう一つ、市民の皆さんへの御報告だと思えます。今後、教育広報を通じてと御答弁をいただきましたが、旧地権者の皆さんの御理解を既にいただいておりますので、市民の皆さんへもできるだけ早くお知らせすべきと考えますが、いつごろを予定されているのか教えていただければと思います。

以上で、2回目の質問を終わります。御答弁、よろしくお願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、増田議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

初めに、「健康ふっさ21」に関係してでございますが、健康づくり推進員の設置要綱という御質問でございます。健康づくり推進員につきましては、その設置の目的、活動内容、遵守事項などを定めます要綱を制定いたしまして、来年の1月から適用実施していきたいと、そのように考えております。

この要綱でございますが、基本的には推進員が市民の健康づくりの担い手として自主的に活動していただくことを基本といたしまして、その活動内容は市民と地域にあった健康づくりの啓発、企画、運営を行っていただき、また、地域の仲間づくりの輪を広げていこうというものでございます。

また、推進員として遵守する事項も定めようと思いますが、例えば、個人情報の保護、あるいは、これは当たり前のことでございますが、法的に許されていない行為の禁止、市との、行政との連絡・調整などを定めまして、さらに推進員には「推進員証」、証明書と言いますか、それを一応交付する予定でございますが、推進員としての意識を高めていただければと、そのように考えているところでございます。

次に、推進員の会議等でございますが、まずこの「健康ふっさ21」につきまして再度認識をしていただくために、「健康ふっさ21」の講習会、あるいは互いの話し合いの機会を設けまして、「健康ふっさ21」が目標といたしております「食、体、心」につき御理解をいただこうというふうに、まず考えてございます。その後、市民の生活形態、あるいは活動形態にあわせて「栄養、運動、心」の問題などについて地域の中での活動につなげていきたいと、そんなふうに考えているところでございます。

さらに、市といたしましては、このような活動の環境整備や、いわゆる保健師等の専門家の派遣などの支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、外部評価というお話でございますが、23年度と28年度に中間評価と目標年度達成、最終評価ということになるわけでございますが、やはり、基本的には外部評価ということは必要だろうかというふうに思っております。もちろん、職員と言いますか、我々担当による内部での評価と言いますか、見直しと言いますか、反省と言いますか、そうしたものも当然必要であろうかと思っておりますので、そうしたものもあわせながら中間評価、あるいは最終年の評価というものにつなげてまいりたいと、そのように考えております。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、防衛施設周辺まちづくり構想の考え方の背景についてでございますが、防衛施設庁は飛行場周辺における航空機騒音対策を初めとする幅広い周辺対策を推進するに当たり、部外の有識者の意見を聴取し、今後の取るべき施策の検討に資するため、平成13年9月に飛行場周辺における環境整備のあり方に関する懇談会を設置し、翌年の平成14年7月に幅広い周辺対策のあり方に関する報告があった状況でございます。その報告の中で、これまで飛行場を初めとする防衛施設は周辺自治体にとって負の財産と見られることが多かったが、今後は防

衛施設が存在することに伴う特徴等を生かした周辺自治体のまちづくりに貢献し、防衛施設の存在に対する住民の理解を深める施策を展開していく必要があるといたしております。この考え方に基づき、防衛施設周辺まちづくり構想が推進されたところでございます。

また、全国的には福生市を含めて三沢市、小松市、岩国市、千歳市など9市が構想事業対象となったわけですが、それぞれの特徴を生かした基地関係者と市民との交流のための野外活動施設整備などのまちづくりが計画をされております。しかしながら、三沢市では施設計画地内がオオタカの生息地と判明をするなど、自然環境問題から順調な計画実施に至っていない状況もあり、課題を抱えているという状況があると、そのように伺っております。

○教育次長（吉野栄喜君） 自由広場の所管がえの市民へのお知らせのことについてでございますが、今現在、考えておりますのは、今議会中の総務文教委員会協議会に御報告申し上げ、それから、最終日全協で御報告申し上げるということを考えております。その後、1月に教育広報、新年早々に出るものですから、その1月の教育広報に所管がえのことを載せまして、市民にお知らせしたいというふうに考えてございます。

それから、3月いっぱいでも市長部局の方に所管がえをするということで、教育広報4月にも、また発行がございまして、4月にまた改めて所管がえがあったというような形で市民にお知らせをしていきたいというふうに考えてございます。

○4番（増田俊一君） それでは、3回目ですので、何点か、提案と要望をさせていただきます。

順番をちょっと変えて恐縮ですが、2項目目の防衛施設周辺まちづくり構想についての要望を、まず初めにさせていただきたいと思っております。全国で9市が構想事業対象とのことですが、今のお話でもなかなか前には、今、進んでいない状況ということは、発信元であります防衛施設庁の動きが、今の米軍の再編の問題や自衛隊等の問題などで動きが鈍いということではないかと。それと、先ほど地元振興対策を閣議決定したが内容等はわからないというお話が先ほどございましたが、この地元振興対策につきましては5市1町の基地対策連絡会議の総合要請の中で要望していると。これはこれで要請していただきたいと思います。冒頭にも申し上げましたが、この防衛施設周辺まちづくり構想は、防衛施設庁が全国で9市ですか、横田基地関連では福生市が市政と言いますか、福生市に決定していただいたということでございますので、福生市としてはこのまちづくり構想についてこれまで、先ほども申し上げましたが、毎年着実に進めてきていると思っております。したがって、防衛施設庁に強く求めたいことは、私どもの福生も含めて9市とも皆同じだと思いますが、この構想を市民の皆さんとの協働事業として進めてきた重要な構想と位置づけしていることです。今後、この計画に基づいて事業を実施していく際には補助金という関係がありますので、ぜひとも防衛施設庁に対しましては私たちと同じようにこの構想の重要性を認識してもらおうよう強く働きかけていただきたいと思います。そうでないと、なかなか前には進まないと思っておりますので、この点を強く要望させていただきます。



その次に、自由広場の今後の取り組みについて要望させていただきたいと思います。所管がえとなるということでございますので、市長の方への要望となると思いますが、前にもお話をしてございますが、まず、新庁舎の完成後ですが、速やかな現状復帰をお願いさせていただきたいと思います。

それと、現状復帰されたときに、新たに看板などを設置しまして、「自由広場」として多目的に利用可能な更地にしていただければ、なおありがたいと思いますので、その辺、御検討をぜひいただきたいと思います。

それから、また現状復帰後の本格的な活用につきましては、防衛施設周辺まちづくり構想、先ほどもお話を申し上げてございますが、この構想を視野に入れながら、また、新たに地域住民の皆さんや議会との意見交換の場を設定するなど、十分な議論を重ねていただいて、進めていただきたいと思いますので、検討のほどをよろしくお願いをさせていただきます。

それから最後に、1項目目の「健康ふっさ21」について要望させていただきます。いろいろと御答弁をいただきましたが、今は「アイドマの法則」というのがございますが、「A I D M A」ですか、「Attention Interest Desire Memory Action」ということで、「注意、関心、欲求、記憶、行動」というような法則のパターンがございますが、例えばこのパターンに例えれば、今は市民の皆さんに健康について知ってもらうという認知段階ではないかと。庁内では先ほどから御答弁いただきましたように、これから組織体制をつくっていくということでございますので、準備段階ではないかと思えます。

したがって、これから本格的に活動へと進めていくわけですが、ただ、先ほどから何回も申し上げておりますが、今の段階でありまして、この健康づくりという政策の一つの手段は、情報の提供、つまり広報、宣伝活動、あるいは指導を行って、目標へ市民の皆さんを誘導しようというものだと思いますので、先ほどから再三言っております行政マネジメントサイクルであります、P D C Aサイクルに基づいたわかりやすい進め方で行っていただきたいと思いますので、まず、この点につきましてお願いをさせていただきます。

次に、その情報の提供、広報宣伝活動でございますが、この「健康ふっさ21」の策定は今年の7月に策定されておまして、福生市市民健康づくりプラン「健康ふっさ21」ということでございますが、これは、言葉はちょっと大きいですが、世界規模の健康づくり運動であるということをもっと初めに広く市民の皆さんに知っていただきたいと思いますし、知っていただく必要があるのではないかと考えております。と言いますのは、1986年でございますが、WHOがカナダのオタワで開催した第1回ヘルスプロモーション会議、「21世紀の健康戦略」と題して開かれたそうでございますが、その中で新しい考え方ということで、「ヘルスプロモーション理念」というのが定義されておりますが、これをちょっと読み上げてみますと「人々がみずからの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである」とありますが、これを直訳と言いますか、私なりに解釈してみますと「市民の皆さん、お一人お一人の健康増進を、どうプロモートしていくか」という考え方だと理解してお

りますが、2000年に定められた私ども日本の「健康日本21」、21世紀における健康づくり運動がまさしく、そのヘルスプロモーション理念に基づいたものと言えます。

このヘルスプロモーション活動とは、今現在、先進国が中心ということでございますが、ヨーロッパやアメリカなど世界各国で、もちろん日本の中でも幾つかの自治体で展開されておりますので、ぜひ、そういった意味での広い視野での御検討をさせていただいて、宣伝活動の中に加えてもらえればいいのではないかと思いますので、よろしく御検討のほどお願いしたいと思っております。

また、この「健康ふっさ21」健康づくりプランを成功に導くためには、先ほど来からお話ししておりますように市民と地域と行政の3者がしっかり連携し、それぞれの役割を果たしていくことが非常に大切なことだと私も思います。そのためにも、この健康づくり活動の発信元である行政としては、まず初めに健康づくり推進員の活動の場となる地域実践活動をサポートすることのできる環境や仕組みづくりをぜひ進めていただき、市民の皆さんお一人お一人にそれぞれ達成してと言いますか、到達していただきたい目標値を目指して、施策、事業を展開していただきたいと思っております。

そのことが、今、社会が求めています、市民の皆さんが求めています「まちづくり」に近づいていくものであり、市民の皆さんからは高い評価をいただけるものではないかと思っておりますし、また同時に、介護費や医療費の削減が可能となってくるのではないかと思いますので、この点につきましても要望しておきます。

それから、最近のマスコミ報道でありましたが、国は医療費削減の観点からでございますか、医療費のかかる、あるいはその可能性の高い健康保険加入者に対しまして、健康指導を徹底していくということの動きがあるようでございます。市民の皆さんの健康づくりは、先ほどからお話し申し上げておりますとおり、ヘルスプロモーション理念にありますように、すべての人々が対象であり、特定すべきではなく、今現在、健康な人も含めてのものであると思っております。「急がば回れ」ということわざがございますが、こういった啓発事業は着実に、一步一步前に進めていっていただきたいと要望しておきます。

それから、もう一つでございますが、庁内の取り組みに関してでございますが、先ほど市長の御答弁の中で、横のつながりについての具体的な取り組みの例としまして、健康遊具の紹介パンフレットを作成したと御説明いただきましたが、先ほど、けさですか、メールボックスの中に入っておりましたこのパンフレットがそうだと思うのですが、さっきちょっと休憩時間中に見させていただきましたが、おっしゃるように確かにいろいろな分野での言葉が入っております。今、私が求めています健康づくりにつきましても、真ん中のページのところに黄色く、大きく掲げてあります。読み上げてみますと、「福生市民の健康づくりにおける指針として、平成18年7月に市民健康づくりプラン、『健康ふっさ21』が策定されました。その重点目標に、『食・体・心』を挙げています。楽しみながらの体力づくりとともに、食生活や心の健康にも目を向けて行きましょう」というようなことでございまして、僕はこれを見まして、大変よくできているなと感心いたしました。その中で、実はちょっと気になった点が

ございます。例えば、懸垂リングのところで写真が載っていますが、あと使用法で、「両手でリングを握り、ぶら下がりますと、運動の効果として肩の周りの柔軟性が向上します。腕の筋力が向上します」とありますが、たしか僕は以前にこれを質問させていただきましてときに、この現場に案内板と言いますか、サインボードをつけた方が効果が上がるのではないかと。先ほど、お話しいたしましたが、サインボードというのは、「アイドマの法則」ではないですが、だんだん、だんだん行動へ引っ張っていくというパターンの最初の注意を引くという点では有効な手段でございますので、ぜひこれは現場に、それぞれそういった使用方法とか運動の効果とかというもののサインボードをつくって、つけていただければよろしいのではないかと思います。

以上、要望いたしまして、私の一般質問を終わります。いろいろと御丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は、12月6日午前10時より開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時54分 延会



福総文発第 106 号

平成 18 年 11 月 28 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

平成 18 年第 4 回福生市議会定例会の招集について

平成 18 年 11 月 28 日付け、福生市告示第 165 号（別紙参照）をもって、平成 18 年第 4 回福生市議会定例会を招集したので通知します。

②

福生市告示第 165 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 2 項の規定に基づき、平成 18 年第 4 回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 18 年 11 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人 図

1 期 日 平成 18 年 12 月 5 日

2 場 所 福生市議会議場

福総文発第 107 号

平成 18 年 11 月 28 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

議案の送付について

平成 18 年第 4 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 1 議案第 68 号 福生市組織条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 69 号 福生市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例
- 3 議案第 70 号 福生市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第 71 号 福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 72 号 福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 73 号 福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 74 号 福生市保育所条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 75 号 福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 76 号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 77 号 福生市まちづくり景観条例
- 11 議案第 78 号 福生市の一般職の職員の平成 18 年 12 月期期末手当の支給割合を定める条例
- 12 議案第 79 号 東京都後期高齢者医療広域連合の設立について

- 13 議案第 80 号 東京たま広域資源循環組合規約の変更について
- 14 議案第 81 号 東京都市収益事業組合規約の変更について
- 15 議案第 82 号 平成 18 年度福生市一般会計補正予算（第 3 号）
- 16 議案第 83 号 平成 18 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 17 議案第 84 号 福生市児童館等の指定管理者の指定について

議案第 68 号

福生市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

組織の効率的運営を図るため、組織の改正を行いたいので、本条例を改正
する必要がある。

福生市組織条例の一部を改正する条例

第1条 福生市組織条例(昭和52年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「福祉部」の次に「子ども家庭部」を加える。

第2条の表中企画財政部の項及び総務部の項を次のように改める。

企画財政部

- (1) 市政の総合企画に関すること。
- (2) 市政運営の調整に関すること。
- (3) 基地対策に関すること。
- (4) 主要施策の渉外に関すること。
- (5) 予算その他財政に関すること。
- (6) 契約に関すること。
- (7) 秘書及び交際に関すること。
- (8) 広報広聴に関すること。
- (9) 情報システムに関すること。

総務部

- (1) 市議会、文書及び法規に関すること。
- (2) 式典及び表彰に関すること。
- (3) 統計に関すること。
- (4) 災害の予防及び対策に関すること。
- (5) 生活の安全に関すること。
- (6) 職員の人事及び給与並びに厚生に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 他の部の主管に属さないこと。

第2条の表生活環境部の項第1号中「及び生活の安全」を削る。

第2条の表福祉部の項第1号中「社会福祉」の次に「(児童福祉を除く。)」を加える。

第2条の表福祉部の項の次に次のように加える。

子ども家庭部

- (1) 子どもに関する施策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 児童福祉に関すること。
- (3) 子育て支援に関すること。

第2条の表都市建設部の項を次のように改める。

都市建設部

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 地域整備に関すること。
- (3) 緑地の保全に関すること。
- (4) 用地に関すること。
- (5) 建築に関すること。
- (6) 道路、橋りょうその他土木に関すること。
- (7) 公園に関すること。
- (8) 下水道に関すること。
- (9) 受託水道に関すること。

第2条 福生市組織条例の一部を次のように改正する。

第2条の表企画財政部の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第2条の表総務部の項中第8号を第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (9) 契約に関すること。

第2条の表総務部の項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 工事等の検査に関すること。

第2条の表都市建設部の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定住化対策に関すること。

附 則

この条例中第1条の規定は平成19年4月1日から、第2条の規定は市規則で定める日から施行する。

議案第 69 号

福生市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

組織の改正により課の名称が変わることに伴い、関係する条例を改正する必要がある。

福生市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例

(福生市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第1条 福生市特別職報酬等審議会条例（昭和42年条例第20号）を次のように改正する。

第6条中「総務部文書職員課」を「総務部職員課」に改める。

(福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第2条 福生市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和55年条例第24号）を次のように改正する。

第7条中「福祉部健康管理課」を「福祉部健康課」に改める。

(福生市都市計画審議会条例の一部改正)

第3条 福生市都市計画審議会条例（昭和32年条例第10号）を次のように改正する。

第7条中「都市建設部都市計画課」を「都市建設部まちづくり計画課」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

議案第 70 号

福生市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

職員が勤務時間中に行っている職員団体のための活動を制限するとともに、
用語の整理をしたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
の一部を改正する条例

福生市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和 41 年
条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「行ない」を「行い」に改める。

第 2 条中「次の各号にかかせる場合」を「次の各号のいずれかに該当する場
合」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第 1 号中「及びその準備」を削り、
「行なう」を「行う」に改め、同条第 2 号中「、又は」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 71 号

福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 12 号）の施行による地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）等の改正に伴い、非常勤の職員の通勤の範囲を改定するほか、規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正
する条例

福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

（１） 住居と勤務場所との間の往復

（２） 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の市規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（市規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

（３） 第 1 号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（市規則で定める要件に該当するものに限る。）

第 2 条の 2 第 2 項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第 7 条第 1 号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第 8 条中「までの等級」を「までの障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第 9 条の 2 第 2 号を次のように改める。

（２） 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 6 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第 9 条の 2 に次の 1 号を加える。

（３） 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合

第11条第1項第4号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第2条の3第1項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第2条の4第2項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第1の表中「等級」を「傷病等級」に改め、同表の備考中「等級」を「傷病等級」に、「学校医等補償基準令の別表第2」を「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則(昭和62年文部省令第1号。以下「学校医等補償基準令施行規則」という。)の別表第1」に改める。

別表第2の表中「等級」を「障害等級」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項及び学校医等補償基準令施行規則の別表第2の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 72 号

福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 12 号）の施行による地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の改正に伴い、規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例の一部
を改正する条例

福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例（平成 3 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「。以下「法」という。」を削る。

第 7 条第 1 項中「法別表に定める程度の障害が存するときに当該職員に支給する」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和 42 年自治省令第 27 号。以下「省令」という。）別表第 3 に定める障害等級に該当する職員に支給する」に改め、同条第 2 項中「各等級」を「各障害等級」に改める。

第 8 条第 1 項中「法別表に定める程度の障害が存するときに当該職員に支給する」を「省令別表第 3 に定める障害等級に該当する職員に支給する」に改め、同条第 2 項中「各等級」を「各障害等級」に改める。

附則第 3 項中「法別表に定める障害が存する場合」を「省令別表第 3 に定める障害等級に該当する場合」に改める。

別表第 1、別表第 2、別表第 3 及び別表第 4 の表中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 73 号

福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

学校教育法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 80 号）による学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正に伴い、規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例

福生市入学資金融資条例（平成 8 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 74 号

福生市保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

つくし保育園を民営化することにより廃止したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市保育所条例の一部を改正する条例

福生市保育所条例（昭和 46 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

すみれ保育園	福生市大字福生 946 番地 1
つくし保育園	福生市南田園一丁目 4 番地 12

を

」

「

すみれ保育園	福生市大字福生 946 番地 1
--------	------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 75 号

福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

新たに学童クラブを設置するとともに、規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例

福生市学童クラブ条例（平成 10 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条の 2 第 12 項」を「第 34 条の 7」に改める。

別表中

「

田園クラブ	福生市南田園三丁目 6 番地 1
-------	------------------

を

」

「

田園クラブ	福生市南田園三丁目 6 番地 1
臨時第 2 田園クラブ	福生市北田園一丁目 1 番地 1

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 76 号

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

国民健康保険事業の運営上、介護納付金課税額に係る課税限度額、所得割額の税率及び被保険者均等割額を改定したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福生市国民健康保険税条例（昭和 54 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「8 万円」を「9 万円」に改める。

第 7 条中「100 分の 0.90」を「100 分の 1.00」に改める。

第 9 条中「7,000 円」を「9,200 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は、平成 19 年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成 18 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 77 号

福生市まちづくり景観条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

福生市の景観を創造し、保全し、及び育成することについて、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観の形成に関する必要な事項を定めたいので、本条例を制定する必要がある。

福生市まちづくり景観条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 景観協定及び推進団体（第9条・第10条）

第3章 景観重要資源の指定（第11条）

第4章 景観影響行為等（第12条－第14条）

第5章 表彰、助成等（第15条・第16条）

第6章 福生市まちづくり景観審議会（第17条）

第7章 雑則（第18条）

附則

私たちの暮らしを育むまち福生市は、多摩川の左岸に位置し、武蔵野の面影を残す玉川上水とその分水、里山としての雑木林を形成する2つの河岸段丘、拝島駅を要として南北に延びる国道と3本の鉄道、その5つの駅、横田基地などがあり、小さなまちとはいえ、変化に富んだ魅力を持つまちです。

しかし、急速な都市化の進展によってまちは活性化し、利便性は向上しましたが、自然や郷土意識は減少し、景観への配慮が十分ではありませんでした。

本来、良好な景観は、生活に快適さや潤いをもたらし、人は、それによって形成されるものです。

福生市に暮らす私たちは、良好な景観が市民の共有の財産であることを自覚し、自らのまちを自らが創造するという意識で、市民、事業者、行政などまちづくりにかかわるすべての人々が、協働して、積極的に景観づくりに努めなければなりません。

私たちは、この地を愛し、平和を願い、いきいきとした市民のまちをつくり、次代の人々に美しいまちを引き継ぐために、この条例を制

定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福生市（以下「市」という。）のまちの美観と居心地の良さを創造し、育成し、及び保全すること（以下「景観の形成」という。）について、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観の形成に関する必要な事項を定めることにより、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の創造と個性的で魅力あるまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

(協働の責務)

第2条 市、市民及び事業者は、景観の形成を推進するに当たり、互いに協働するよう努めなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、景観の形成を図るため、第6条により策定する福生市まちづくり景観基本計画に基づき必要な施策を策定し、これを実施するよう努めなければならない。

2 市は、景観の形成を推進するに当たり、景観のあり方について調査研究を行うとともに、市民及び事業者の意見が十分反映されるよう努めなければならない。

3 市は、景観の形成を図るため、市民及び事業者が行う活動を支援するよう努めなければならない。

4 市は、景観の形成に対する市民及び事業者の意識を高めるため、その啓発に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観の形成の主体であることを認識するとともに、互いに協力して、景観の形成に積極的な役割を果たすよう努

めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し景観の形成に自ら努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(福生市まちづくり景観基本計画の策定)

第6条 市長は、景観の形成に関する基本的な方向を示す福生市まちづくり景観基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、及びその他景観の形成に必要な事項を定めるものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ第17条第1項に規定する福生市まちづくり景観審議会（第17条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

- 3 市長は、基本計画を策定したときは、これを告示しなければならない。

- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(協働体制)

第7条 市は、基本計画に基づき景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための協働体制を整備するものとする。

(提案制度)

第8条 市民及び事業者は、景観の形成に関する施策について、市長へ提案することができる。

- 2 市長は、前項の規定による提案があった場合は、当該提案について審議会の意見を聴き、景観の形成に寄与するものと認めるときは、市の施策として実施するよう努めるものとする。

第2章 景観協定及び推進団体

(まちづくり景観協定)

第9条 一定の区域内における市民及び事業者は、関係権利者の総意により、その区域における景観の形成に関するまちづくり景観協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。

2 市長は、前項の景観協定について、市規則に定める要件に該当すると認められるときは、当該景観協定を承認することができる。

3 市長は、景観協定の承認の決定に際し、特に必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

4 市長は、承認した景観協定が変更され市規則で定める要件に適合しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

5 第3項の規定は、前項の規定による承認の取消しについて準用する。

(まちづくり景観推進団体の認定等)

第10条 市長は、市における景観の形成を目的として組織された団体で市規則に定める要件に該当すると認められるものを、まちづくり景観推進団体（以下「推進団体」という。）として認定することができる。

2 市長は、認定した推進団体が変更され市規則で定める要件に適合しなくなつたと認めるときは、推進団体の認定を取り消すことができる。

第3章 景観重要資源の指定

(景観重要資源の指定)

第11条 市長は、景観の形成に重要な価値があると認める建築物、工作物、広告物、土地、緑その他の景観の形成に係るものを、景観重要資源として指定することができる。

2 市長は、景観重要資源を指定しようとするときは、あらかじめ、

審議会の意見を聴くとともに、当該物件の所有者及び権利を有するもの（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

- 3 市長は、指定した景観重要資源が次の各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、審議会の意見を聴き、景観重要資源の指定を解除することができる。

（１） 滅失、枯死等により良好な景観の形成上の価値を失ったとき。

（２） 公益上の理由その他特別の理由があるとき。

- 4 第１項の規定は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、東京都文化財保護条例（昭和 51 年東京都条例第 25 号）及び福生市文化財保護条例（昭和 54 年条例第 9 号）の規定により指定された文化財には適用しない。

第 4 章 景観影響行為等

（景観影響行為の届出）

- 第 12 条 市民及び事業者は、景観の形成に大きな影響を及ぼす行為（以下「景観影響行為」という。）で、次に掲げる行為をしようとするときは、市規則に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（１） 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条に規定する許可を要する開発行為

（２） 戸数が 20 戸以上の集合住宅の建築

（３） 高さが 10 メートルを超える中高層住宅の建築

（４） 1,000 平方メートル以上の土地で行う建築物の建築

（５） 前各号に掲げるもののほか、景観影響行為として市規則で定める行為

- 2 市長は、景観影響行為の届出があった場合は、市規則に定める基準に適合するか確認するとともに、当該基準に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(景観の形成に阻害となる建築物等及び行為)

第 13 条 市長は、建築物、工作物、広告物、土地、緑その他の景観の形成に係るもの（以下「建築物等」という。）及び行為で、景観の形成に阻害となると認めるときは、審議会の意見を聴き、建築物等の所有者等及び行為を行おうとするものに対し、必要な措置を講ずるよう協力を要請することができる。

(事実の公表)

第 14 条 市長は、前 2 条の規定に基づく指導又は要請を受けたものが、それに従わないときは、その事実を公表できる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、当該公表に係るものに対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

第 5 章 表彰、助成等

(表彰)

第 15 条 市長は、景観の形成に寄与していると認められる建築物等について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 市長は、景観の形成に関する運動の推進その他の景観の形成に貢献しているものを表彰することができる。

3 市長は、前 2 項の規定により表彰するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(助成等)

第 16 条 市長は、景観重要資源の所有者等に対し、予算の範囲内において、景観重要資源の保存若しくは育成の実施について技術的援助又は費用の一部を助成することができる。

2 市長は、第 9 条の規定により景観協定を承認されたものに対し、予算の範囲内において、景観協定の締結事項の実施について技術的援助又は費用の一部を助成することができる。

- 3 市長は、第 10 条第 1 項の規定により認定した団体に対し、予算の範囲内において、景観の形成に資する活動について技術的援助又は活動に要する費用の一部を助成することができる。
- 4 市長は、前 3 項に定めるもののほか、景観の形成に資すると認められる行為をするものに対し、予算の範囲内において、技術的援助又は行為に要する費用の一部を助成することができる。
- 5 市長は、前各項の規定により技術的援助又は費用の一部を助成するときは、審議会の意見を聴き、その可否を決定するものとする。

第 6 章 福生市まちづくり景観審議会

(福生市まちづくり景観審議会)

第 17 条 市における景観の形成に関する重要事項について、市長からの諮問に応じ、調査及び審議するため、福生市まちづくり景観審議会を置く。

- 2 審議会は、景観の形成に関する事項について、市長に意見を述べるることができる。
- 3 審議会は、市長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

第 7 章 雑則

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存する福生市まちづくり景観基本計画
(平成 18 年 7 月 1 日決定)については、第 6 条第 1 項の規定により
策定されたものとみなす。

議案第 78 号

福生市の一般職の職員の平成 18 年 12 月期期末手当の支給割合を
定める条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

福生市の一般職の職員に対し支給する期末手当の支給割合を定めたいので、
本条例を制定する必要がある。

福生市の一般職の職員の平成 18 年 12 月期期末手当の支給割合を
定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、福生市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 4 号）第 11 条の 2 第 2 項の規定に基づき、平成 18 年 12 月期期末手当の支給割合について定めるものとする。

(支給割合)

第 2 条 前条に規定する期末手当の支給割合は、100 分の 140 とする。ただし、一般職の職員のうち再任用職員については、100 分の 85 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 79 号

東京都後期高齢者医療広域連合の設立について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 7 条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「改正後の高齢者医療確保法」という。）第 48 条の規定及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第 36 条第 1 項の規定により、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村は、改正後の高齢者医療確保法に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務を処理するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、東京都後期高齢者医療広域連合を設立する。

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

（提案理由）

新たに後期高齢者医療制度の運営に関する事務を共同処理する東京都後期高齢者医療広域連合を設置するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。

東京都後期高齢者医療広域連合規約

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、別表第1に掲げる東京都の区域内のすべての特別区（以下「区」という。）、市、町及び村（以下「関係区市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、東京都の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務を処理する。

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係区市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、東京都千代田区内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議会議員」という。)の定数は、
31人とする。

2 広域連合議会議員は、関係区市町村の議会の議員のうちから選挙された者により、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

(1) 区の議会の議員 17人

(2) 市の議会の議員 12人

(3) 町及び村の議会の議員 2人

(広域連合議会議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議会議員の選挙に当たっては、各関係区市町村の議会の推薦のあった者を候補者とする。

2 広域連合議会議員は、前項の規定による推薦のあった者のうちから、前条第2項第1号に掲げる者にあつては各区の議会、同項第2号に掲げる者にあつては各市の議会、同項第3号に掲げる者にあつては各町及び村の議会において選挙する。

3 前項の規定による選挙については、地方自治法第118条第1項(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第95条の規定を準用する部分を除く。)の例による。

4 広域連合議会議員の当選人は、前条第2項第1号に掲げる者の選挙にあつてはすべての区の議会の、同項第2号に掲げる者の選挙にあつてはすべての市の議会の、同項第3号に掲げる者の選挙にあつてはすべての町及び村の議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

(広域連合議会議員の任期)

第9条 広域連合議会議員の任期は、2年とする。

- 2 広域連合議会議員が関係区市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。
- 3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議会議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。
- 4 広域連合議会議員の補欠議員は、前任者の残任期間在任する。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議会議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議会議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長4人及び会計管理者1人を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係区市町村の長のうちから、関係区市町村の長が投票によりこれを選挙する。

- 2 前項の規定による選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。ただし、これにより難いときは、広域連合長が別に定めることができる。
- 3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。
- 4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数をもってこれを選任する。

(1) 広域連合長に就任した関係区市町村の長以外の関係区市町村の長 次に掲げる者の区分に応じ、次に定める人数

イ 区の長 1人

ロ 市の長 1人

ハ 町及び村の長 1人

(2) 地方公共団体の運営に関し知識経験を有する者 1人

- 5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(広域連合の執行機関の任期等)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とする。

- 2 広域連合長及び副広域連合長（前条第4項第1号に該当する者に限る。）が関係区市町村の長でなくなったときは、同時にその職を失う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、広域連合長は、任期中においても副広域連合長を解職することができる。
- 4 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき、又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。この場合において、あらかじめ広域連合長が定めた順序により、その職務を代理する。
- 5 副広域連合長にも事故があるとき又は副広域連合長も欠けたときは、広域連合長の補助機関である職員のうちから広域連合長の指定する職員がその職務を代理する。
- 6 前項の場合において、同項の規定により広域連合長の職務を代理する者がいないときは、広域連合長の補助機関である職員のうちから広域連合の規則で定めた上席の職員がその職務を代理する。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者を除くほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係区市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、2年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議会議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては2年とし、広域連合議会議員のうちから選任される者にあつては広域連合議会議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(協議組織)

第17条 広域連合及び関係区市町村の間における調整を行うため協議組織を置く。

(広域連合の経費の支弁方法)

第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係区市町村の負担金

(2) 事業収入

(3) 国及び東京都の支出金

(4) その他前3号に掲げる収入以外のもの

- 2 前項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額は、別表第2の負担割合により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

- 第19条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

- 1 この規約は、東京都知事による広域連合の設立の許可のあった日から施行する。
- 2 広域連合は、この規約の施行の日から平成20年3月31日までの間において、第4条に規定する事務の実施に必要な準備行為を行う。
- 3 この規約の施行の日から健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定の施行の日の前日までの間における第4条及び別表第2の規定の適用については、同条中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「改正後の高齢者医療確保法」という。）」と、「及び高齢者医療確保法」とあるのは「及び改正後の高齢者医療確保法」と、同表中「高齢者医療確保法」とあるのは「改正後の高齢者医療確保法」とする。
- 4 この規約の施行後、初めて行う広域連合長の選挙は、第12条第2項の規定にかかわらず、東京区政会館（東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号に所在する東京区政会館をいう。）において行うものとする。

別表第1（第2条関係）

区分	区市町村名
区	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野 区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立 区 葛飾区 江戸川区
市	八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭 島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山 市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる 野市 西東京市
町村	瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新 島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小 笠原村

別表第2（第18条関係）

1 共通経費

項目	負担割合
高齢者人口割	50パーセント
人口割	50パーセント

2 保険給付に要する経費（高齢者医療確保法第98条の規定により区、市、町及び村が負担するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
保険給付費割	100パーセント

3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、

市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他 高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

議案第 80 号

東京たま広域資源循環組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、東京たま広域資源循環組合規約を次のように変更する。

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）の公布に伴い、会計管理者について規定するため、本規約を改正するものである。

東京たま広域資源循環組合規約の一部を改正する規約

東京たま広域資源循環組合規約（昭和 55 年 11 月 1 日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第 12 条の見出しを「(会計管理者)」に改め、同条を次のように改める。

第 12 条 組合に会計管理者を置く。

附 則

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、組織団体の任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合において、この規約による改正後の規約第 12 条の規定は適用せず、この規約による改正前の規約第 12 条の規定は、なおその効力を有する。

議案第 81 号

東京都市収益事業組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、東京都市収益事業組合規約を次のように変更する。

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）の公布に伴い、会計管理者について規定するため、本規約を改正するものである。

東京都市収益事業組合規約の一部を改正する規約

東京都市収益事業組合規約（昭和 45 年 10 月 15 日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「、収入役 1 人」を削り、同条第 2 項中「事務局長」の右に「、会計管理者」を加える。

第 10 条中第 4 項及び第 5 項を削り、第 6 項を第 4 項とし、第 7 項を第 5 項とし、第 8 項を第 6 項とする。

附 則

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に在職する収入役は、関係市における任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、この規約による改正後の東京都市収益事業組合規約第 9 条第 2 項の規定は適用せず、この規約による改正前の東京都市収益事業組合規約第 9 条第 2 項の規定は、なおその効力を有する。

議案第 82 号

平成 18 年度福生市一般会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

平成18年度 福生市一般会計補正予算（第3号）

平成18年度福生市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173,571千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,827,377千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成18年12月 5日 提出

福生市長 野 澤 久 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		233,497	1,116	234,613
	1 負 担 金	233,497	1,116	234,613
13 使用料及び手数料		479,705	1,840	481,545
	1 使 用 料	224,186	1,840	226,026
14 国庫支出金		3,018,113	20,673	3,038,786
	1 国庫負担金	1,882,611	56,223	1,938,834
	2 国庫補助金	1,109,157	△35,550	1,073,607
15 都支出金		2,155,802	24,223	2,180,025
	1 都負担金	730,901	△10,634	720,267
	2 都補助金	1,293,353	34,857	1,328,210
18 繰 入 金		1,309,421	△158,541	1,150,880
	2 基金繰入金	1,289,733	△158,541	1,131,192
20 諸 収 入		149,630	7,118	156,748
	5 雑 入	124,722	7,118	131,840
21 市 債		1,095,200	△70,000	1,025,200
	1 市 債	1,095,200	△70,000	1,025,200
歳 入 合 計		22,000,948	△173,571	21,827,377

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		3, 893, 078	△159, 541	3, 733, 537
	1 総務管理費	3, 178, 706	△159, 541	3, 019, 165
3 民 生 費		7, 800, 991	122, 060	7, 923, 051
	1 社会福祉費	2, 835, 913	11, 620	2, 847, 533
	2 児童福祉費	3, 221, 129	△4, 860	3, 216, 269
	3 生活保護費	1, 743, 617	115, 300	1, 858, 917
4 衛 生 費		2, 613, 977	△89, 175	2, 524, 802
	1 保健衛生費	956, 003	△9, 378	946, 625
	2 清 掃 費	1, 657, 974	△79, 797	1, 578, 177
7 商 工 費		102, 195	△1, 225	100, 970
	1 商 工 費	102, 195	△1, 225	100, 970
8 土 木 費		2, 060, 772	△30, 095	2, 030, 677
	2 道路橋りょう費	956, 630	△71, 064	885, 566
	3 都市計画費	958, 340	40, 969	999, 309
10 教 育 費		2, 774, 716	△3, 282	2, 771, 434
	2 小学校費	615, 082	△1, 265	613, 817
	3 中学校費	337, 252	△1, 131	336, 121
	5 社会教育費	707, 434	△886	706, 548
13 予 備 費		61, 817	△12, 313	49, 504
	1 予 備 費	61, 817	△12, 313	49, 504
歳 出 合 計		22, 000, 948	△173, 571	21, 827, 377

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
拌島駅自由通路整備事業 (その2)	平成18年度～平成20年度	千円 531,423

(変更)

事 項	補 正 前	
	期 間	限 度 額
容器包装プラスチック 選別圧縮梱包委託 (平成19年度分)	平成18年度～平成19年度	千円 19,820

第3表 地方債補正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
拌島駅自由通路整備事業	千円 210,000	証 書 借 入 又は 証 券 発 行	5.0 % 以 内 ただし、利率 見直し方式 で借り入れ る政府資金 及び公営企 業金融公庫 資金につい て、利率の見 直しを行っ た後におい ては、当該見 直し後の利 率	借入れのときより据置を含 み30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合 により償還年限を短縮し、 若しくは低利に借換えする ことができる。
計	1,095,200			

補 正 後	
期 間	限 度 額
平成18年度～平成19年度	千円 18,018

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 140,000	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ
1,025,200			

議案第 83 号

平成 18 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

平成18年度 福生市下水道事業会計補正予算（第2号）

平成18年度福生市の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,600千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,241,718千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成18年12月 5日 提出

福生市長 野澤久人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

.(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 市債		457,800	16,600	474,400
	1 市債	457,800	16,600	474,400
歳入合計		2,225,118	16,600	2,241,718

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事 業 費		194,409	16,689	211,098
	1 下水道整備費	194,409	16,689	211,098
3 公 債 費		1,428,344	△3,760	1,424,584
	1 公 債 費	1,428,344	△3,760	1,424,584
4 予 備 費		18,064	3,671	21,735
	1 予 備 費	18,064	3,671	21,735
歳 出 合 計		2,225,118	16,600	2,241,718

第2表 地方債補正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 事 業	千円 87,500	証 書 借 入 又は 証 券 発 行	5.0 % 以 内 ただし、利率 見直し方式 で借り入れ る政府資金 及び公営企 業金融公庫 資金につい て、利率の見 直しを行っ た後におい ては、当該見 直し後の利 率	借入れのときより据置を含 み30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合 により償還年限を短縮し、 若しくは低利に借換えする ことができる。
計	457,800			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 104,100	 補 正 前 と 同 じ	 補 正 前 と 同 じ	 補 正 前 と 同 じ
 474,400			

議案第 84 号

福生市児童館等の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

福生市児童館等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公
の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

（1） 児童館

福生市田園児童館 福生市南田園三丁目 6 番地 1

福生市武蔵野台児童館 福生市武蔵野台一丁目 12 番地 2

福生市熊川児童館 福生市大字熊川 1143 番地 1

（2） 地域会館

田園会館 福生市南田園三丁目 6 番地 1

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人 ワークスコープ

東京都豊島区南大塚二丁目 33 番 10 号

3 指定の期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

福生市が設置する児童館及び児童館に併設する地域会館に係る指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本案を提出する。

陳情第 18－ 9 号

障害者の福祉・医療サービスの利用に対する「定率
(応益) 負担」の中止を求める陳情書

（陳情趣旨）

障害者自立支援法に基づく、福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応益）負担」制度が 2006 年 4 月 1 日より実施されました。この制度の導入に当たっては、原則 1 割負担としつつも、大幅な負担増にならないよう所得に応じた利用料の月額上限措置が講じられ、また住民税非課税世帯に対しては、利用するサービスによって個別減税・社会福祉法人減免が実施され、さらに負担を軽減する措置が講じられています。

しかし、障害者・家族が将来のために、少ない収入を切り詰めた預貯金があることなどで、軽減措置の対象から除外されるなどの問題が残されています。たとえば軽減の対象になっても従来以上の負担増になり、しかも障害が重い人ほどサービス利用を必要とすることから負担が重くなり、このことがわずかな年金での生活を圧迫し、結果的にサービス利用を断念するといった、あってはならない問題が全国各地で生まれています。

また、施設利用者に対しては、「定率（応益）負担」以外に、食費等が全額自己負担となり、「補足給付」などの措置があっても負担の不安は解消されず、退所を余儀なくされる問題も生まれています。こうしたことで、「地域移行」されることは大きな問題と言わなければなりません。

私たちは、「定率（応益）負担」が社会福祉の理念を根底から否定するものであることを繰り返し訴えてきました。なぜ障害者のサービス利用が「益」なのか、納得できる説明もありません。私たちは、制度の基本的な問題であるこの負担制度の抜本的な改善を要望し、以下の事項を早急に具体化されるよう陳情いたします。

（陳情項目）

国に対し以下の「意見書」を採択すること。

- 1 福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応益）負担」はやめること。
- 2 とりわけ、住民税非課税世帯からの利用料徴収は早急にやめること。

3 施設利用者に対する食費・医療費・水光熱費・個室利用料の全額自己負担はやめること。

平成 18 年 11 月 10 日

陳情者代表

羽村市緑ヶ丘 1-15-10

西多摩社会保障推進協議会

代表 岩 崎 宏 治 ⑩

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

陳情第 18－10 号

療養病床廃止・削減計画の凍結と見直し、介護保険事業等
の充実等を求める陳情書

(陳情の趣旨)

1 陳情事項

- (1) 療養病床削減計画の凍結・見直しを求める意見書を政府に提出すること。
- (2) 介護保険事業計画を見直し、介護保険事業を充実させるよう求める意見書を都に提出すること。
- (3) 地域住民が安心して暮らせるように、医療、介護、福祉制度や施設等の基盤を充実すること。

2 陳情理由

本年6月に成立した「医療制度改革関連法」により、療養病床は現在の医療型25万病床と介護型13万病床、合計38万病床あるものを、2011年度までの6年間で23万病床も削減されようとしています。これを東京都に当てはめると、現在約21,000床ある療養病床が13,000床も削減されることになります。

西多摩医療圏では、2,411床ある療養病床のうち、1,059床の介護療養病床は全廃され、1,352床の医療療養病床は388床削減。残りはわずか964床になります。(東京都福祉保健局「医療圏別療養病床状況」「指定介護療養型医療施設一覧」〔平成18年7月1日現在〕から試算)

本年7月1日からは療養病床削減計画を先取りする形で、療養病床の入院基本料の削減が始まりました。特に「意識障害がある」「経管栄養を行っている」「頻回な嘔吐や発熱がある」など、入院医療が必要であるにもかかわらず、厚生労働省の基準で「医療の必要度が低い」とされた多くの患者さんの入院基本料が大幅に引き下げられたため、各地の療養病床が閉鎖・縮小を余儀なくされ、入院していた高齢者がやむなく退院せざるを得ない事態が生じています。

現在、特別養護老人ホームの入所待機者は全国で38万人を超え、東京都では4万人を超えています。特別養護老人ホームは、要介護度の重い方から優先的に入所するようになったため、入所者が緊急に治療が必要なケースや、入所しても短期間で病院へ入院するケースがふえています。本来ならば、このよう

な方こそ療養病床が必要なはずですが、逆に不足しているため介護施設が困難な中で受け入れているのが現状です。療養病床をなくすと、多くの高齢者が医療施設から追い出されることになり、特別養護老人ホームなどの待機者をさらにふやすことにもつながります。

政府は、受け皿をふやすためにという理由で老人保健施設の基準を、医師や介護職員、調理室も置かないことができるように緩和したサテライト施設を認めましたが、これでは入所者の安全も安心も保障されないのではないのでしょうか。

以上の理由から、療養病床削減計画の凍結と見直しを求める意見書を政府に提出していただくことなど、上記について陳情いたします。

平成 18 年 11 月 21 日

陳情者

福生市福生 1298

東京保険医協会西多摩支部

支部長 内 山 大 ⑩

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

陳情第 18－11 号

リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府
への意見書提出を求める陳情書

(陳情の趣旨)

1 陳情事項

リハビリテーションの診療報酬改定に関する影響調査と改善を求める意見書を、政府及び厚生労働省に提出していただきたいこと。

2 陳情理由

厚生労働省は本年4月の診療報酬改定で「長期にわたり効果が明らかでないリハビリが行われている」という一方的な理由で、寝たきり老人防止のための機能低下防止リハビリや脳卒中後の意欲的回復に貢献してきた機能訓練リハビリに給付日数の上限を設けました。リハビリテーションを新たに4疾患別へと編成し、リハビリを施行する医療機関はハードルの高い施設基準をすべて満たした上での届出が必要となりました。

これらによって、患者にとっても保険診療で受けられるリハビリテーションが制限されることとなりました。高次脳機能障害や難病患者、障害者など特定の疾病や状態であり、かつ、治療を継続することによって状態の改善が期待できると医学的に判断される場合以外は、機能維持を含め一定の効果があっても、診療報酬上の評価がないため、給付日数を超えるリハビリの継続は困難となっているからです。実際、今以上はよくならないが、治療を続けることにより、何とか現状を維持している多くの患者が、リハビリテーション治療の継続を断たれるなど、極めて深刻な事態となっています。

また、厳しい施設基準が設けられたために、人員確保等ができずにリハビリから撤退せざるを得ない医療機関も生まれており、リハビリの必要な患者が、身近で療養することが困難になっています。

特に障害児・者にとって、QOLの維持・向上のためリハビリは不可欠です。このためリハビリ日数は無制限となっているわけですが、児童福祉法で規定された重症心身障害児施設等に限られ、遠い施設に通所を強いられるなどにより、一層深刻な事態となっています。

リハビリについては 2002 年診療報酬改定に引き続き今回 2 度目の大改定であり、一貫した診断のもと適切なリハビリを継続して提供することを困難にするものです。これまで社会的に貢献してきた「維持期リハビリ」を医療費抑制のためだけに一方的に切り捨てる改定はとても許せるものではありません。

以上から、国民の生命と健康を守るために、リハビリテーションの診療報酬改定に関する影響調査と改善を求める意見書を、政府及び厚生労働省に提出していただきたく、緊急に陳情いたします。

平成 18 年 11 月 21 日

陳情者

福生市福生 1298

東京保険医協会西多摩支部

支部長 内 山 大 ⑩

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福 議 発 第 151 号
平成 18 年 11 月 28 日

様

福生市議会議長
石 川 和 夫

議案説明員の出席要求について

平成18年第4回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第
121条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

1 期 日 平成18年 12 月 5 日 (火)

2 場 所 福生市議会議場

写

福総文発第 94 号

平成 18 年 11 月 2 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。

⑦

専決第 10 号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和 57 年 3 月 10 日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

平成 18 年 11 月 2 日

福生市長 野 澤 久 人 印

損害賠償額の決定について

福生市は、市民総合体育大会における車両損害事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

1 損害賠償の額 金 189,785 円

2 損害賠償の相手方 車両の所有者

福生市大字熊川 1350 番地 都営熊川アパート 4-403

岡 武 蔵

3 事故の概要

平成 18 年 9 月 3 日午後 2 時 40 分頃、福生市大字熊川 1608 番地福東競技場にて開催していた市民総合体育大会ソフトボール競技中に、ネットフェンスを越えたファールボールが、福東競技場に隣接した市道を走行中の相手方車両の屋根部分に接触して損害を与えた。

⑦

福 監 発 第 2 9 号

平成18年10月23日

福生市長 野 澤 久 人 様

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強

同 今 林 昌 茂

平成18年8月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 9月26日(火)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成18年8月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 8月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、8月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 18 年 8 月分

平成 18 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本月末歳入累計額	収入率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 21,804,174	1,301,257,532	7,095,153,244	32.5	162,857,623
		1,026,878,957	6,932,295,621	31.8	
国 保 会 計	5,092,574	315,083,503	1,452,264,705	28.5	運 480,000,000
		410,721,162	1,877,193,884	36.9	△424,929,179
老人保健医療会計	3,235,762	235,907,170	1,096,174,499	33.9	4,569,871
		283,295,559	1,091,604,628	33.7	
下水道事業会計	1,929,262	136,161,566	530,688,273	27.5	346,079,410
		27,590,083	184,608,863	9.6	
介護保険会計	2,584,335	149,510,500	907,554,764	35.1	100,520,063
		197,374,002	807,034,701	31.2	
受託水道事業会計	419,862	21,000,000	151,822,596	36.2	70,227,176
		15,924,820	81,595,420	19.4	
合 計	35,065,969	2,158,920,271	11,233,658,081	32.0	運 480,000,000
		1,961,784,583	10,974,333,117	31.3	259,324,964

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	68,099,995	353,469,183	354,580,411	66,988,767
都 税	160,711,223	88,919,036	160,711,223	88,919,036
合 計	228,811,218	442,388,219	515,291,634	155,907,803

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金	116,454,586	0	0	116,454,586
庁舎建設基金	2,336,328,422	0	0	2,336,328,422
都市施設整備基金	1,351,388,054	0	0	1,351,388,054
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,158,079	0	0	352,158,079
財政調整基金	運△340,000,000 1,662,922,102	0	運 140,000,000 0	運△480,000,000 1,662,922,102
学校施設等整備基金	1,949,212,913	0	0	1,949,212,913
ふるさと人づくりまちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	1,023	0	0	1,023
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費等資金貸付基金	5,040,000	返 1,356,700	貸 876,700	5,520,000
合 計	運△340,000,000 8,204,637,202	1,356,700	運 140,000,000 876,700	運△480,000,000 8,205,117,202

・ 運は運用金 ・ 返は返済金 ・ 貸は貸付金

福生市組織条例の一部を改正する条例資料

- ・ 福生市組織条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
- ・ 改正組織配置新旧対照表（案）
- ・ 組織改正に伴う配置人員表（案）
- ・ 改正組織機構図（案）

福生市組織条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
（設置） 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次の部を設置する。 企画財政部 総務部 市民部 生活環境部 福祉部 子ども家庭部 都市建設部 （事務分掌） 第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。 企画財政部 （1） 市政の総合企画に関すること。 （2） 市政運営の調整に関すること。 （3） 基地対策に関すること。 （4） 主要施策の渉外に関すること。 （5） 予算その他財政に関すること。 （6） 秘書及び交際に関すること。 （7） 広報広聴に関すること。 （8） 情報システムに関すること。 総務部 （1） 市議会、文書及び法規に関すること。 （2） 式典及び表彰に関すること。 （3） 統計に関すること。 （4） 工事等の検査に関すること。 （5） 災害の予防及び対策に関すること。 （6） 生活の安全に関すること。 （7） 職員の人事及び給与並びに厚生に関すること。 （8） 財産の管理に関すること。 （9） 契約に関すること。 （10） 他の部の主管に属さないこと。 市民部 （1）～（5） 省略 生活環境部 （1） 地域振興に関すること。	（設置） 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次の部を設置する。 企画財政部 総務部 市民部 生活環境部 福祉部 都市建設部 （事務分掌） 第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。 企画財政部 （1） 市政の総合企画に関すること。 （2） 市政運営の調整に関すること。 （3） 予算その他財政に関すること。 （4） 契約に関すること。 （5） 秘書及び交際に関すること。 （6） 主要施策の渉外に関すること。 （7） 基地対策に関すること。 （8） 市議会との連絡に関すること。 （9） 広報広聴に関すること。 （10） 情報システムに関すること。 総務部 （1） 儀式及び表彰に関すること。 （2） 統計及び財産に関すること。 （3） 災害の予防及び対策に関すること。 （4） 文書及び人事に関すること。 （5） 他の部の主管に属さないこと。 市民部 （1）～（5） 省略 生活環境部 （1） 地域振興及び生活の安全に関すること。	新 設 総務部へ 20年度実施 総務部へ 新 設 20年度実施 所管替え 所管替え 20年度実施 総務部へ

(2) 産業振興に関すること。 (3) 環境及び公害に関すること。 (4) 清掃に関すること。 (5) 緑化に関すること。 (6) コミュニティに関すること。 福祉部 (1) 社会福祉(児童福祉を除く。)に関すること。 (2) 介護保険(介護保険料の徴収を除く。)に関すること。 (3) 健康管理に関すること。 子ども家庭部 (1) 子どもに関する施策の総合的企画及び調整に関すること。 (2) 児童福祉に関すること。 (3) 子育て支援に関すること。 都市建設部 (1) 都市計画に関すること。 (2) 地域整備に関すること。 (3) 緑地の保全に関すること。 (4) 用地に関すること。 (5) 定住化対策に関すること。 (6) 建築に関すること。 (7) 道路、橋りょうその他土木に関すること。 (8) 公園に関すること。 (9) 下水道に関すること。 (10) 受託水道に関すること。 (委任) 第3条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。	(2) 産業振興に関すること。 (3) 環境及び公害に関すること。 (4) 清掃に関すること。 (5) 緑化に関すること。 (6) コミュニティに関すること。 福祉部 (1) 社会福祉に関すること。 (2) 介護保険(介護保険料の徴収を除く。)に関すること。 (3) 健康管理に関すること。 都市建設部 (1) 都市計画及び建築に関すること。 (2) 地域整備及び用地の取得に関すること。 (3) 緑地の保全に関すること。 (4) 土木に関すること。 (5) 下水道に関すること。 (6) 受託水道に関すること。 (委任) 第3条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。	新 設 新 規 20年度実施
--	--	----------------------------------

改正組織配置新旧対照表(案)

現 行	改 正 後	部長	課長	係長	係員	現業	計	係長…係長(主査) 備 考
議会事務局(8)	議会事務局(8)							1部1課2係 ⇒ 1部1課2係
次 長 (7)	次 長 (7)							
└ 庶務係 (3)	└ 庶務係 (3)							
└ 議事係 (3)	└ 議事係 (3)							
企画財政部(33)	企画財政部(28)		0	-3	-2		-5	1部4課9係1主幹 ⇒ 1部4課6係1主幹
└ 企画調整課 (5)	└ 企画調整課 (7)							
└ 企画調整担当 (4)	└ 企画調整担当 (4)							
	└ 基地渉外担当主幹 (1)		1		1		2	・基地周辺まちづくりの総合的対応及び防衛補助事務の円滑執行
└ 財 政 課 (10)	└ 財 政 課 (5)							
└ 財政係 (4)	└ 財政係 (4)							・財政白書、財政計画への取組み
└ 契約係 (3)				-1	-2		-3	・検査係を総務課、契約係を契約管財課へ配置替えし、相互監視機能強化
└ 検査係 (2)				-1	-1		-2	・20年4月以降改正
└ 秘書広報課 (11)	└ 秘書広報課 (9)							
└ 秘書係 (3)	└ 秘書係 (3)							・議会との連絡調整事務を総務課へ移管
主 幹			-1		-1		-2	・基地・渉外担当を企画調整課へ配置替え
└ 基地渉外担当 (1)								
└ 広報係 (3)	└ 広報広聴係 (5)			-1	1		0	・広報係と市民相談係を統合 ・ホームページ関係重点推進
└ 市民相談係 (2)								・庁舎案内事務を総合窓口課へ移管
└ 情報システム課 (6)	└ 情報システム課 (6)							
└ 情報システム係 (5)	└ 情報システム係 (5)							

現 行			改 正 後			部長	課長	係長	係員	現業	計	係長…係長(主査) 備 考									
総務部(31) 参 事			総務部(37)			-1	2	2	4	-1	6	1部2課6係1参事 ⇒ 1部4課8係									
総 務 課 (18)	庶務係 (3)	管財係 (10)	総 務 課 (8)	法制総務係 (5)	-1						-1	・新庁舎移転時に廃止 ・法規等法制事務を中核とした庶務事務の効率化 ・幼稚園事務を子ども育成課へ移管									
	防災係 (4)	安全安心 まちづくり課 (7)		検査係 (2)																	
文書職員課 (10)	文書係 (3)	人事係 (3)	職員課 (7)	防災係 (3)															・20年4月以降改正 ・20年4月以降改正 ・安全安心まちづくりの統括組織として新設 ・子ども110番事業等を含む安全安心まちづくり関係市民会議等 所管 ・総務課法制総務係へ統合		
	職員厚生係 (3)	地域安全係 (3)		人事係 (3)																	
総務部付け (1)			契約管財課 (13)	管財係 (9)															10・新庁舎建設担当と契約担当が同一の課では、透明性等の確保 が難しいため、新庁舎移転時に新設する。 3・公用車集中管理については、19年度に検討し結論を得る。 ・20年4月以降改正		
総務部付け (1)			総務部付け (1)																		

現 行	改 正 後	部長	課長	係長	係員	現業	計	係長・・・係長(主査) 備 考
市民部(60)	市民部(54)			-2	-4		-6	1部4課7係 ⇒ 1部4課5係
市民課 (15) — 市民係 (14) 課税課 (19) — 庶務係 (3) — 市民税係 (7) — 資産税係 (8) 収納課 (11) — 収納係 (10) 保険年金課 (14) — 保険年金係 (10) — 老人医療係 (3)	総合窓口課 (15) — 総合窓口係 (14) 課税課 (16) — 市民税係 (7) — 資産税係 (8) 収納課 (11) — 収納係 (10) 保険年金課 (11) — 保険年金係 (10)							・税証明を含む証明書等総合発行窓口及び転出入等の相談窓口機能強化 ・諸税関係証明発行事務所管 ・諸税関係証明発行、総合窓口課へ移管 ・賦課、調定関係事務、市民税係へ移管
				-1	-2		-3	・20年4月以降、広域連合への事務移管に伴い廃止
生活環境部(27)	生活環境部(25)			-1	-1		-2	1部3課6係 ⇒ 1部3課5係
地域振興課 (9) — 地域安全係 (3) — 産業振興係 (5) 環境課 (13) — 環境係 (5) — 清掃係 (4) — リサイクルセンター係 (3) 協働推進課 (4) — 協働推進・男女平等推進担当 (3)	地域振興課 (7) — 地域振興係 (6) 環境課 (13) — 環境係 (5) — ごみ対策係 (4) — リサイクルセンター係 (3) 協働推進課 (4) — 協働推進・男女平等推進担当 (3)			-1	-2	1	-3	・安全安心まちづくり課へ配置替え ・新産業創出への対応 ・係の名称変更 ・係の名称変更

現 行		改 正 後		部長	課長	係長	係員	現業	計	係長…係長(主査) 備 考
福祉部(79)		福祉部(49)			1				1	1部5課12係 ⇒ 1部3課7係1主幹
社会福祉課 (23)	庶務・ 福祉計画担当 (5)	社会福祉課 (24)	庶務・ 福祉計画担当 (5)							1・生活福祉担当主幹新規配置 ・生活保護関係経理を含む総合的な生活保護事務所管
	生活福祉 (9)		生活福祉担 当主幹		1					
	障害福祉係 (8)		障害福祉係 (8)							
介護福祉課 (12)	高齢福祉係 (4)	介護福祉課 (12)	高齢福祉係 (4)							・課の名称変更
	介護保険係 (7)		介護保険係 (7)							
健康管理課 (12)	健康管理係 (4)	健康課 (12)	健康管理係 (4)							
	保健指導係 (7)		保健指導係 (7)							
子ども家庭部 (26)		子ども家庭部 (26)		1		0	-4	-2	-5	新設 ⇒ 1部2課5係
保 育 課 (21)	保 育 係 (5)	子ども育成課 (18)	子ども育成係 (3)			1	2		3	・青少年問題協議会事務、児童の総合育成施策の所管 ・児童館管理担当事務及び幼稚園事務の所管 ・次世代育成計画の所管
	すみれ保育園 (7)		保 育 係 (4)				-1		-1	
	つくし保育園 (8)		すみれ保育園(10)				3		3	
子育て支援課 (10)	子育て支援係 (6)	子育て支援課 (7)	田園児童館 (0)			-1	-5	-2	-8	・つくし保育園民間移譲
			武蔵野台児童館(0)							
			熊川児童館 (0)							
子育て支援課 (10)	子育て支援係 (6)	子育て支援課 (7)	子育て支援係 (4)				-2		-2	・児童館指定管理者制度導入及び子ども育成課へ移管
			子ども家庭支援セン ター係 (2)			1	1		2	
	児童館係 (3)					-1	-2		-3	
	田園児童館 (0)									
	武蔵野台児童館(0)									
	熊川児童館 (0)									

現 行	改 正 後	部長	課長	係長	係員	現業	計	係長…係長(主査) 備 考
都市建設部(59)	都市建設部(46)			-2	-11		-13	1部4課12係 ⇒ 1部4課10係
都市計画課 (14)	都市計画担当 (3) まちづくり計画課 (11) 建築係 (3) 下水道管理係 (3) 下水道工務係 (4)	計画担当 (4) 用地担当 (2) 定住化対策担当 (4)						・計画部門に再編
地域整備課 (13)	地域整備担当 (2) 用地係 (3) 公園緑地係 (7)	施設管理課 (9) 庶務担当 (3) 管理担当 (5)						・都市建設部の新庁舎移転時に新設 ・20年4月以降改正
土木課 (14)	管理係 (6) 工務係 (7)	施設工事課 (16) 建築担当 (3) 土木担当 (5) 営繕担当 (7)						・管理部門に再編
水道事務所 (17)	管理係 (3) 業務係 (7) 工務係 (6)	水道事務所 (9) 管理係 (3) 工務係 (5)			-1	-6	-7	・工事、修繕部門に再編
					-1		-1	・20年4月、東京都へ事務移管のため廃止
会計課(5) — 会計担当 (4)	会計課(5) — 会計担当 (4)						0	
監査事務局(3) — 監査係 (2)	監査事務局(3) — 監査係 (2)						0	
選管事務局(3) — 選挙係 (2)	選管事務局(3) — 選挙係 (2)						0	

現 行		改 正 後		部長	課長	係長	係員	現業	計	係長…係長(主査) 備 考
教育委員会事務局 (101)		教育委員会事務局 (95)					-4	-2	-6	1部7課18係1参事1主幹
教育次長 参事		教育次長 参事								
庶務課 (8)	庶務係 (4)	庶務課 (8)	庶務係 (4)							
	施設係 (3)		施設係 (3)							
小中学校 (11)		小中学校 (8)					-3		-3	・退職に伴う再任用職員、嘱託職員対応
指導室(9) (参事が兼務) 主幹	教職員係 (3)	指導室(8) (参事兼務) 主幹	教職員係 (2)				-1		-1	・事務事業の精査
	学務・指導係 (5)		学務・指導係 (5)							
学校給食課 (23)	給食第1係 (12)	学校給食課 (21)	給食第1係 (11)					-1	-1	・退職に伴う再任用職員、嘱託職員対応
	給食第2係 (10)		給食第2係 (9)					-1	-1	
社会教育課 (7)	社会教育係 (3)	社会教育課 (7)	社会教育係 (3)							・青少年問題協議会事務を、子ども育成課へ移管
	文化財係 (3)		文化財係 (3)							
スポーツ振興課 (10)	スポーツ振興係 (5) (中央体育館兼務)	スポーツ振興課 (10)	スポーツ振興係 (5) (中央体育館兼務)							
	地域体育館担当 (4)		地域体育館担当 (4)							
体育館 (0)	中央体育館 (0)	体育館 (0)	中央体育館 (0)							
	熊川地域体育館 (0)		熊川地域体育館 (0)							
	福生地域体育館 (0)		福生地域体育館 (0)							
市民会館 公民館 (14)	管理係 (4)	市民会館 公民館 (14)	管理係 (4)							
	事業係 (5)		事業係 (5)							
	松林分館 (2)		松林分館 (2)							
	白梅分館 (2)		白梅分館 (2)							
図書館 (17)	図書館係 (8)	図書館 (17)	図書館係 (8)							
	わかぎり図書館 (2)		わかぎり図書館 (2)							
	わかたけ図書館 (2)		わかたけ図書館 (2)							
	武蔵野台図書館 (4)		武蔵野台図書館 (4)							
職員数計 409 (18. 4. 1)		職員数計 379 (20. 4. 1)		0	3	-6	-22	-5	-30	8部33課75係 ⇒ 9部35課69係(1部、2課増、6係減)

組織改正に伴う配置人員表(案)

(表1)

(単位:人)

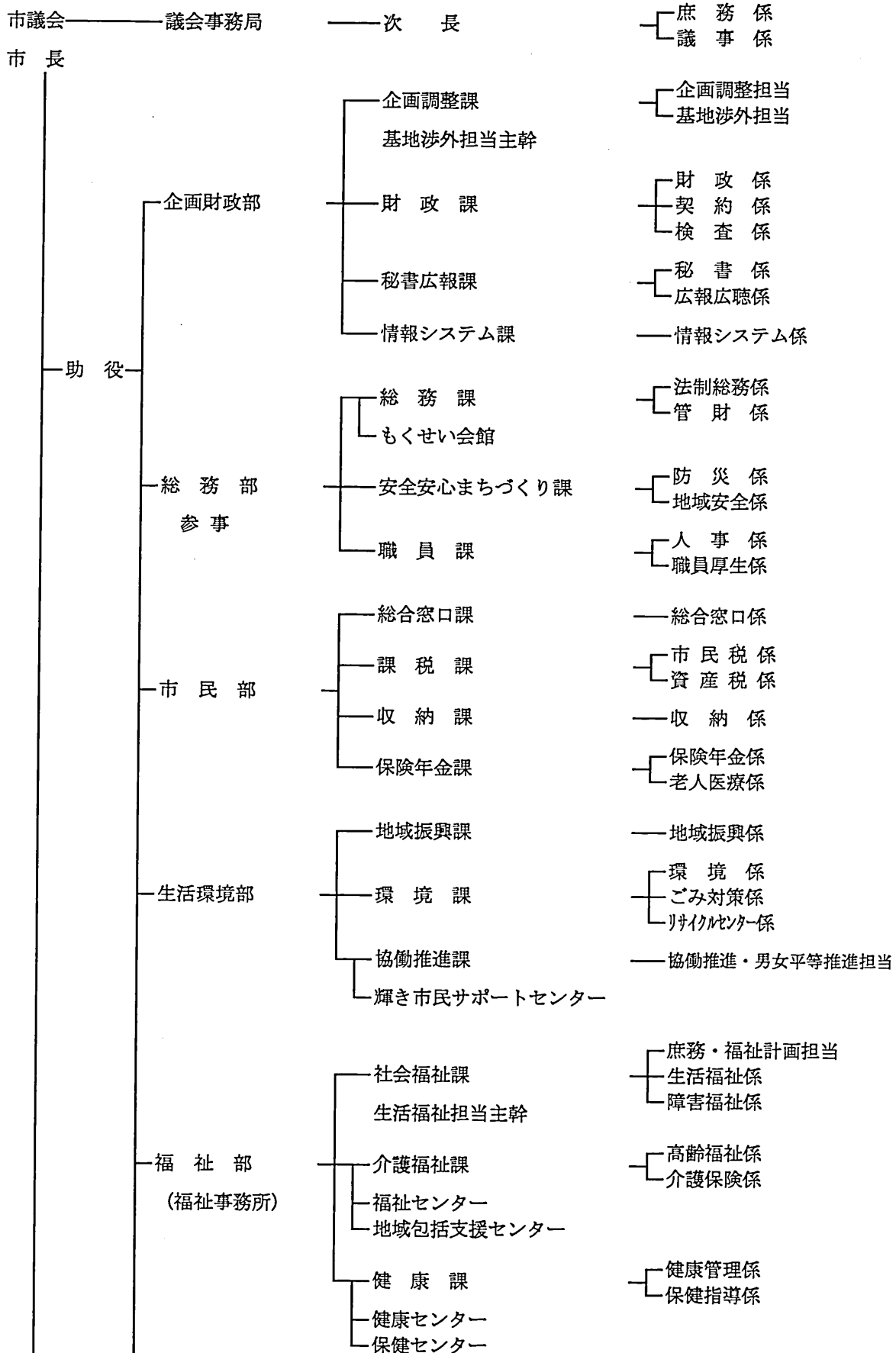
区 分		現 行A	増減	平成19年度B	増減	平成20年度C	増減(C-A)
組織配置数	部 長 職	10	1	11	△1	10	0
	課 長 職	34	2	36	1	37	3
	係 長 職	75	△5	70	△1	69	△6
	係 員	245	△16	229	△6	223	△22
	技能労務職	45	△4	41	△1	40	△5
	計	409	△22	387	△8	379	△30
派 遣 等		8	0	8	3	11	3
組織構成数		417	△22	395	△5	390	△27

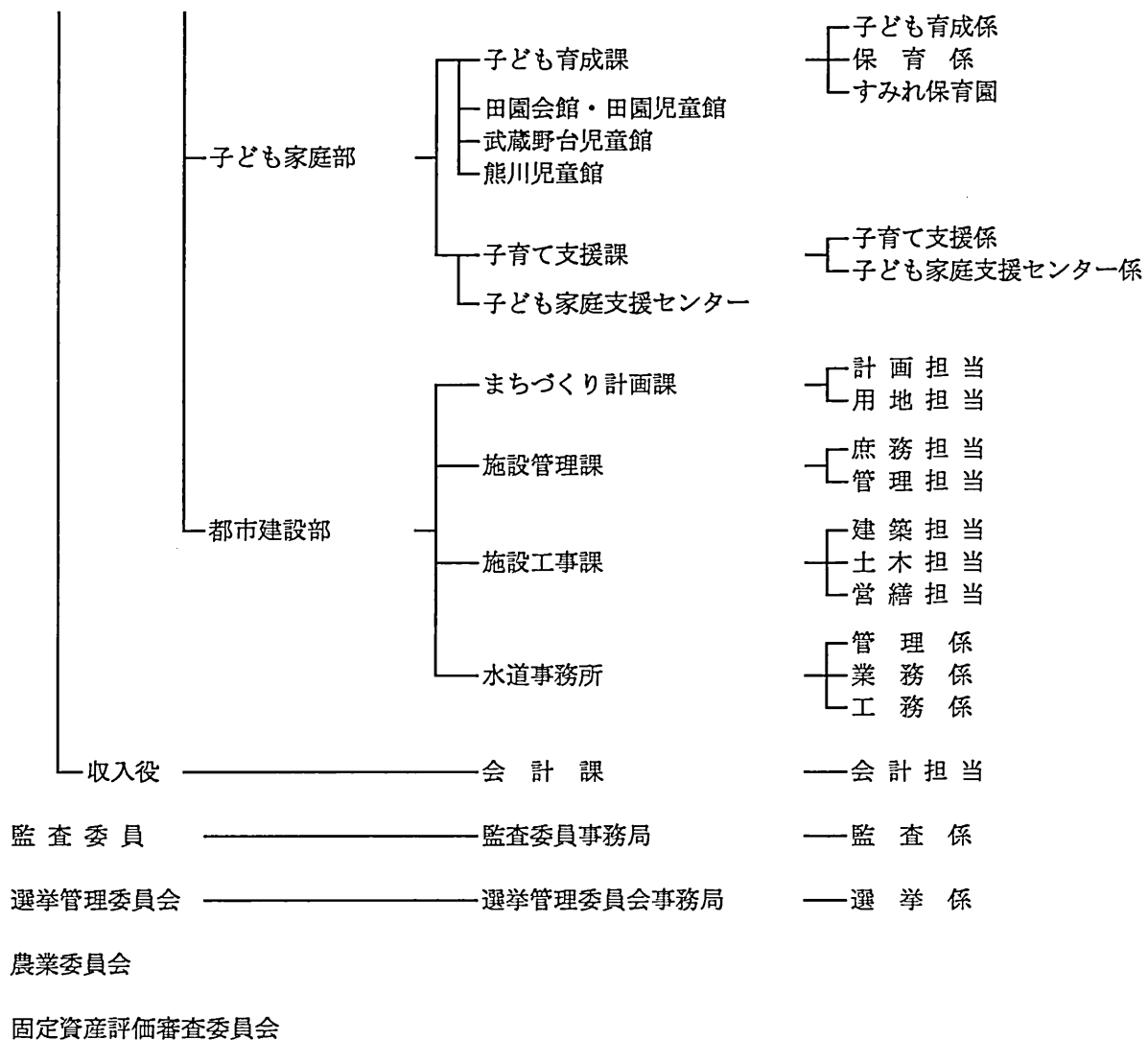
(表2)

	現 行A	増減	平成19年度B	増減	平成20年度C	増減(C-A)
部	8	1	9	0	9	1
課	33	1	34	1	35	2
係	75	△5	70	△1	69	△6

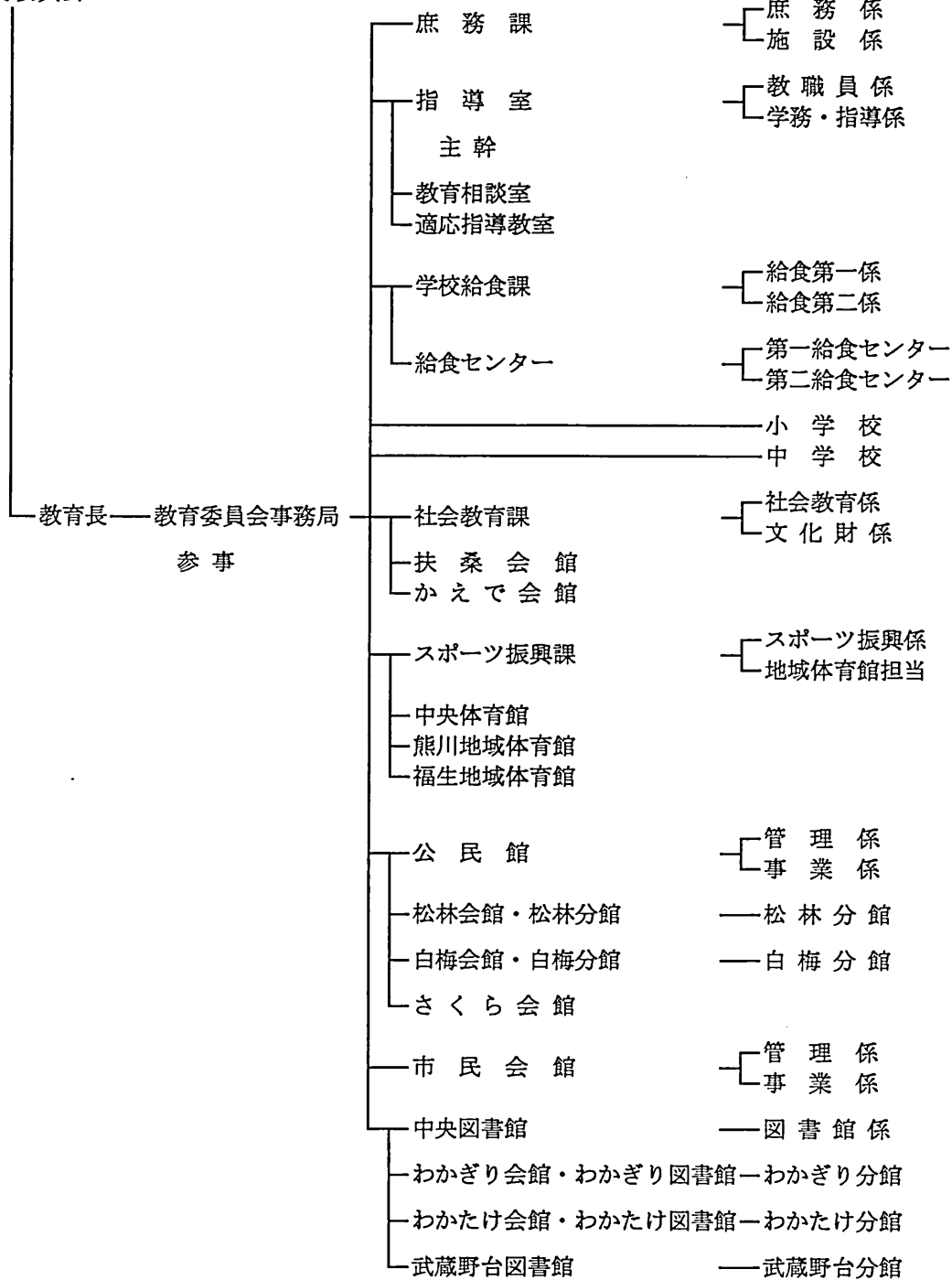
福生市機構図 (案)

平成19年4月1日現在



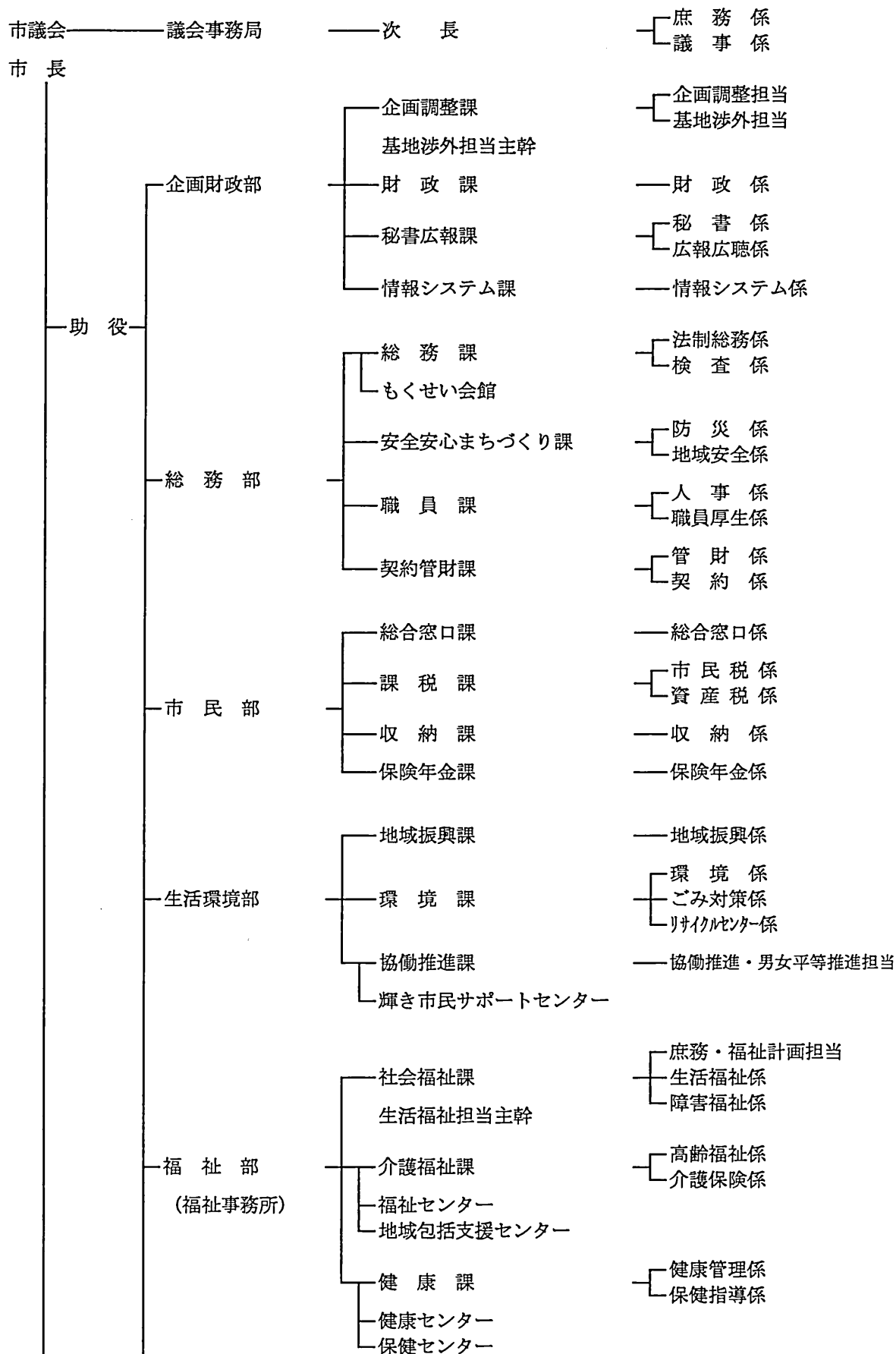


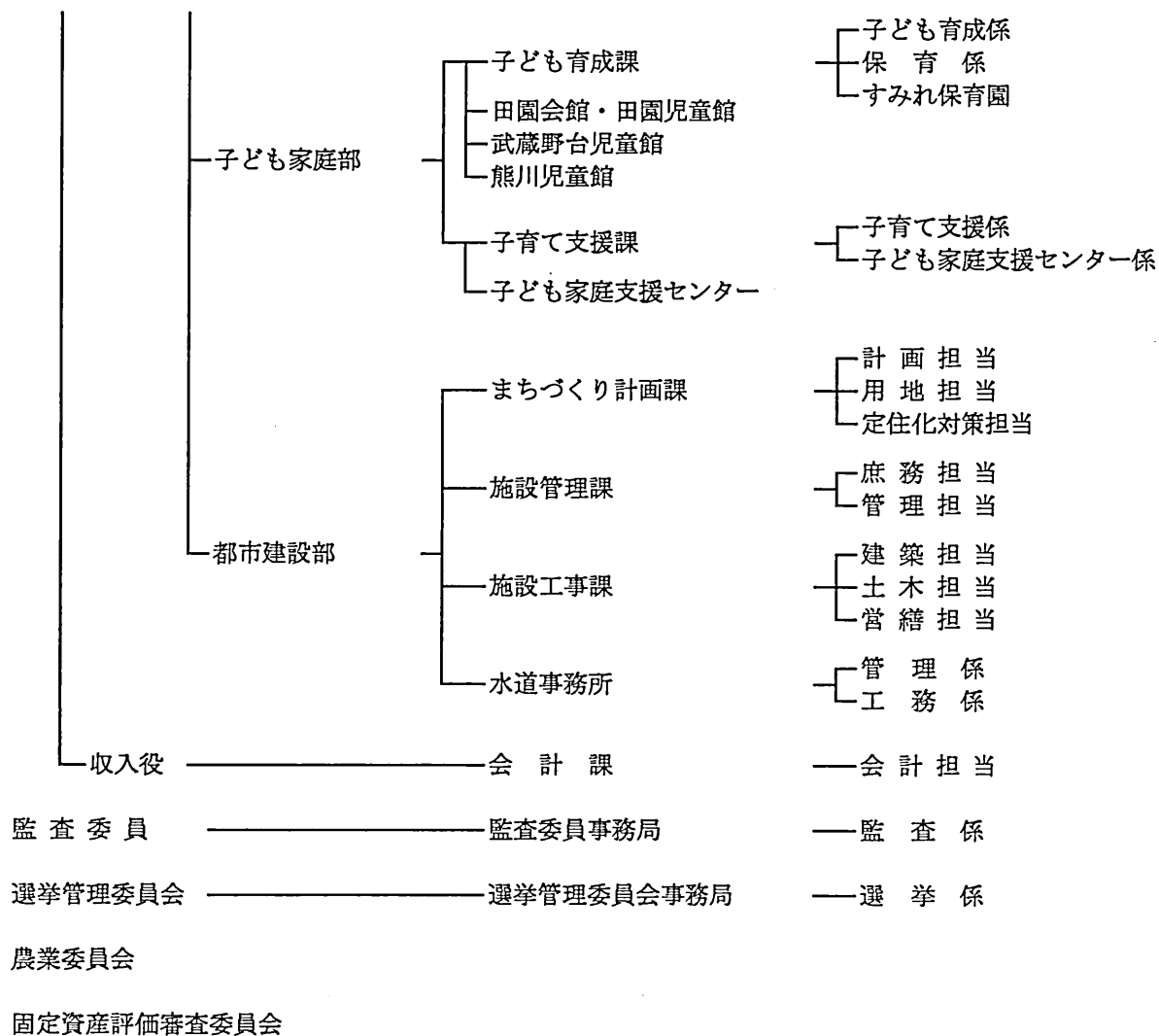
教育委員会

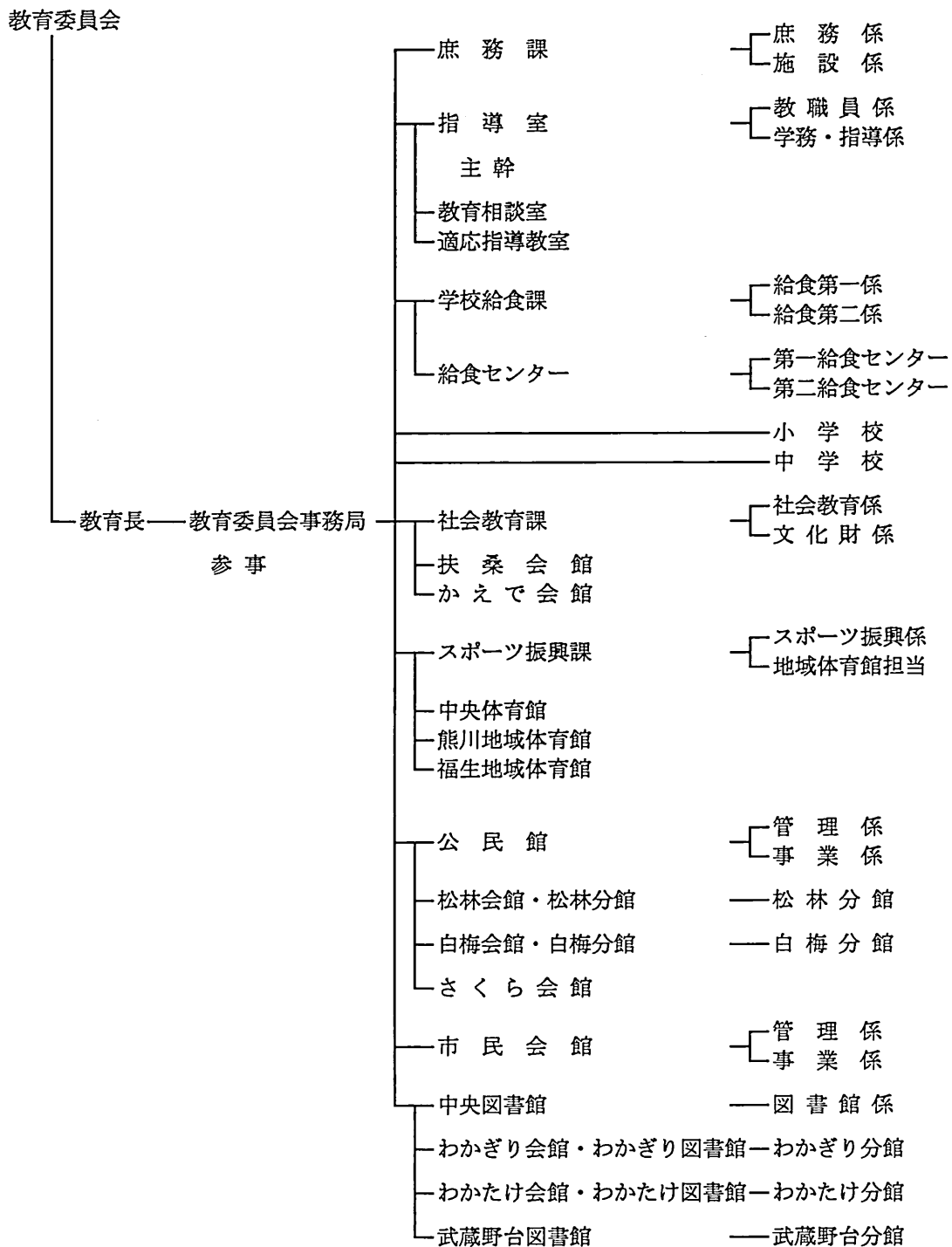


福生市機構図 (案)

平成20年4月







福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の概要

本 会 議 資 料
平成18年12月5日

1 条例改正の趣旨（関係法令の改正）

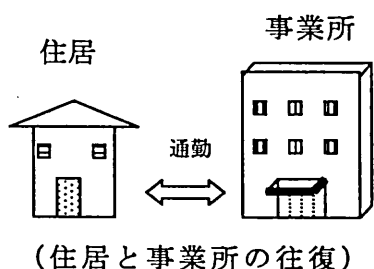
- 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律

労働災害補償保険制度との均衡を図るため、国家公務員及び地方公務員の災害補償について、同趣旨の改正を行った。

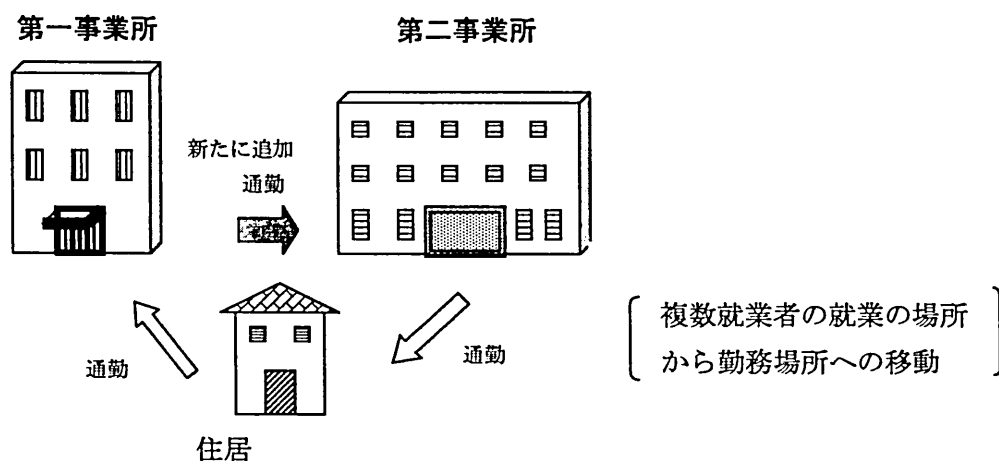
2 条例改正の概要

○通勤の範囲の改正

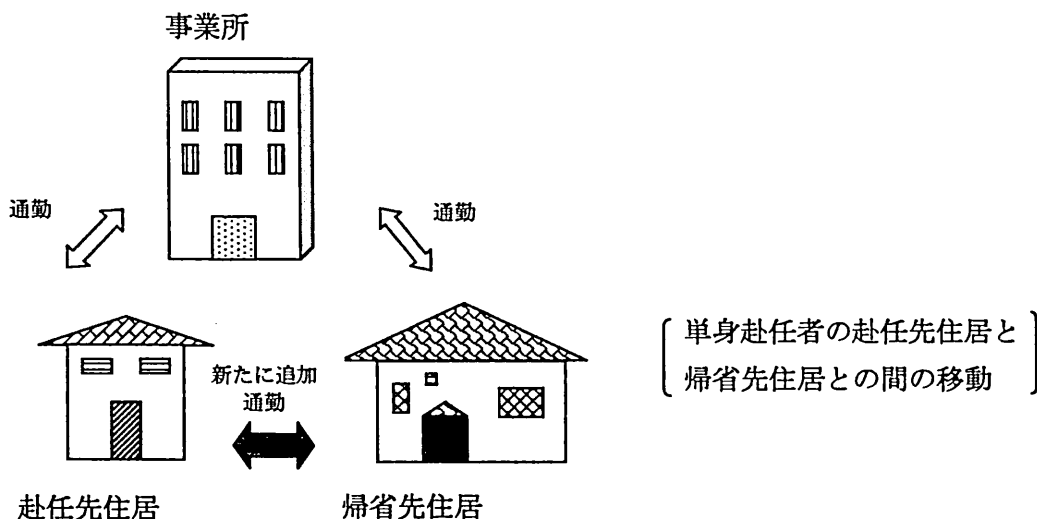
（1） 条例第2条の2第1項第1号



（2） 同条第2号



（3） 同条第3号



児童館等指定管理者候補者の選定について

1 応募団体（4団体）

- ①福生市社会福祉協議会、②特定非営利活動法人ワーカーズコープ、
③株式会社日本保育サービス、④特定非営利活動法人ありんこ会

2 選定経過

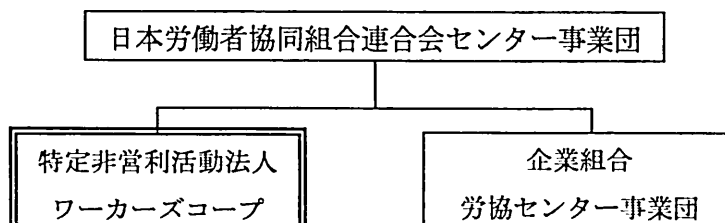
- ① 平成18年9月25日 第1回福生市児童館等指定管理者候補者選定審査会
・選定審査方針及び応募資格の確認
- ② 平成18年10月3日 第2回福生市児童館等指定管理者候補者選定審査会
・第一次審査（書類審査）
【第一次審査結果】第一次審査通過者：特定非営利活動法人ワーカーズコープ
：株式会社日本保育サービス
- ③ 平成18年10月18日 第3回福生市児童館等指定管理者候補者選定審査会
・第二次審査（プレゼンテーション審査）
【第二次審査結果】指定管理者候補者：特定非営利活動法人ワーカーズコープ

※ 特定非営利活動法人ワーカーズコープの特徴・・・別紙参照

団体の名称	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
団体の所在地	〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10
代表者氏名	代表理事 永戸 祐三
設立年月日	平成13年9月13日
資本金	12,297,502円
職員数	368名

【組織】

日本労働者協同組合連合会センター事業団（協同労働による「仕事おこし・まちづくり」の協同組合）の一部門



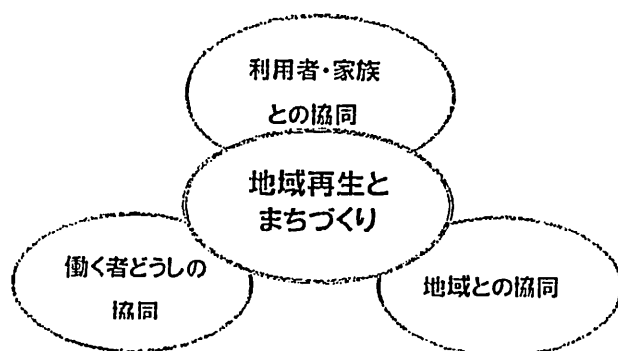
【主な事業分野】

①子育て支援事業、②高齢者のケアと元気高齢者づくり、③若者、障害者、路上生活者の自立就労支援、④商店街活性化事業、⑤地域調査など

NPO法人 ワーカーズコープについて

(1)基本理念

私たちは、「働く人々・市民がみんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合っ、人と地域に役立つ仕事をおこす協同組合」です。



運営方針～大切にしている3つのこと

- ①利用者との協同、地域との協同、働くものどうしの協同を大切にします。人を主体者として信頼し、その成長に価値を置いています。
- ②利用者・家族・地域の人たちの参加の場面をたくさんつくり、一緒に作り上げる姿勢を大切にします。
- ③私たちは、地域の課題を市民が主体となって解決していくことを通じて、地域の再生まちづくりをめざしています。

(2)ワーカーズコープの主な事業分野

- ①子育て支援事業。
- ②高齢者のケアと元気高齢者づくり。
- ③若者、障害者、路上生活者の自立就労支援。
- ④商店街活性化事業。
- ⑤地域調査など。

(3)子育て支援に関する実績

年 月 度	施設名	規模・特色
平成 14 年 4 月 1 日	小学校内学童クラブ (板橋区より受託)	○学童クラブ(定員 50 名、障害児 3 名) ○親子ひろば
平成 15 年 4 月 1 日	小学校内学童クラブ (板橋区より受託)	○学童クラブ(定員 45 名) ○親子ひろば
平成 15 年 4 月 1 日	商店街どんぐりのおうち (板橋区より受託)	○子育て支援 ○ガイドヘルパー講座 ○乳幼児の一時保育、夜間学童保育
平成 15 年 4 月 1 日	商店街わくわくクラブ (足立区商店街補助)	○学童クラブ(定員 40 名) ○親子ひろば ○障害児対象のヘルパー講座
平成 16 年 4 月 1 日	小学校内学童クラブ (板橋区より受託)	○学童クラブ(定員 50 名、障害児 8 名) ○親子ひろば
平成 16 年 4 月 1 日	小学校内学童クラブ (足立区より受託)	○学童クラブ(定員 35 名)
平成 16 年 4 月 1 日	児童館併設学童クラブ (新宿区より受託)	○児童館 ○学童クラブ(定員 45 名、障害児 1~2 名) ○乳幼児スペース○中高生スペース
平成 16 年 4 月 1 日	児童館併設学童クラブ (新宿区より受託)	○児童館 ○学童クラブ(定員 50 名、障害児 1~2 名)
平成 16 年 6 月 1 日	ホームサポート事業 (足立区より受託)	○在宅子育て支援 ○1500 時間/月利用 ○ホームサポーター養成講座
平成 17 年 4 月 1 日	小学校内学童クラブ (八王子市)	○学童クラブ(定員 60 名、障害児含む 4 名迄) ○平成 17 年度新設
平成 17 年 4 月 1 日	児童館併設学童クラブ (墨田区指定管理)	○児童館○学童クラブ(定員 60 名、障害児 6 名迄)
平成 17 年 6 月 1 日	板橋立認可保育園 (指定管理者)	○平成 17 年度新設 ○73 名定員
平成 18 年 4 月 1 日	児童館併設学童クラブ (墨田区指定管理)	○児童館○学童クラブ(定員 60 名、障害児 6 名迄)
平成 18 年 4 月 1 日	児童館併設学童クラブ (墨田区指定管理)	○児童館○学童クラブ(定員 60 名、障害児 6 名迄)
平成 18 年 4 月 1 日	児童館併設学童クラブ (文京区指定管理)	○児童館○学童クラブ○交流館○一時保育
平成 18 年 4 月 1 日	児童館併設学童クラブ (文京区指定管理)	○児童館○学童クラブ○交流館
平成 18 年 4 月 1 日	小学校内学童クラブ (板橋区より受託)	○学童クラブ(定員 50 名) ○親子ひろば
平成 18 年 4 月 1 日	小学校内学童クラブ (板橋区より受託)	○学童クラブ(定員 50 名) ○親子ひろば
平成 18 年 4 月 1 日	小学校内学童クラブ (練馬区より受託)	○学童クラブ(定員 50 名) ○親子ひろば
平成 18 年 4 月 1 日	小学校内学童クラブ (八王子区より受託)	○学童クラブ(定員 60 名) ○親子ひろば
平成 18 年 4 月 29 日	児童館(東久留米市 指定管理者)	○新設児童館

平成18年第4回定例会会期日程(案)

(会期18日間)

月	日	曜	種 別	内 容
12	5	火	本 会 議	} 一般質問
	6	水	本 会 議	
	7	木	本 会 議	
	8	金	本 会 議	議案審議
	9	土	休 会	
	10	日	〃	
	11	月	〃	
	12	火	〃	建設環境委員会 A10
	13	水	〃	市民厚生委員会 A10
	14	木	〃	総務文教委員会 A10
	15	金	〃	横田基地対策特別委員会 A10
	16	土	〃	
	17	日	〃	
	18	月	〃	
	19	火	〃	庁舎建設特別委員会 A10
	20	水	〃	議会運営委員会 A10
	21	木	〃	
	22	金	本 会 議	審査報告

一 般 質 問

平成18年第4回福生市議会定例会

通 告 者	質 問 内 容	時 間
1 森 田 昌 巳	1 平成19年度予算編成について (1) 基本的な考えについて (2) 主要な施策について 2 横田基地対策について (1) 米軍再編に伴う市の取り組みについて (2) 米軍再編に伴う地元振興対策について (3) 軍民共用について	4 5 分
2 大 野 聰	1 玉川上水（羽村市境～宮本橋）周辺の環境整備等について (1) 玉川上水右岸（羽村市境～宮本橋）市道1185号線の道路整備について (2) 玉川上水付近へ（仮称）「鳥と緑のセンター」を設置することについて 2 保健衛生対策について (1) 口腔がん検診の実施について 3 学校教育について (1) いじめ対策について	1 時間 1 5 分
3 清 水 信 作	1 医療行政について (1) 公立福生病院の現状について 2 環境行政について (1) 緑地（五日市街道～多摩橋通りの間の崖線）の保存対策について	4 0 分
4 田 村 昌 巳	1 自治基本条例について (1) 自治基本条例の検討をどのように進めていくのか (2) 自治基本条例により、町会・自治会への加入率が向上できるのか (3) 以前質問した「地域産業振興条例」にどのように係っていくのか	3 0 分
5 原 島 貞 夫	1 組織改正について (1) 来年度の組織改正について 2 都市基盤整備について (1) 牛浜駅の整備について (2) ほたる坂（市道第221号線）の法面整備について	4 5 分

通 告 者	質 問 内 容	時 間
6 沼 崎 満 子	1 教育行政について (1) 心の教育について 2 広域連携の考え方について 3 男女共同参画社会推進の施策について (1) 市民の参加はどのように図られているのか	1 時間
7 増 田 俊 一	1 健康ふっさ21について (1) 市民健康づくり推進員について (2) 行政内部の取り組みについて 2 防衛施設周辺まちづくり構想について (1) 防衛施設周辺まちづくり構想策定事業報告書について 3 自由広場について (1) 学校予定地(自由広場)の所管替えについて	1 時間
8 前 田 正 蔵	1 第4次福生市行政改革大綱について (1) 行政改革大綱の数値目標について (2) 事務事業評価について	4 5 分
9 青 海 俊 伯	1 介護保険関係の利用者負担軽減について (1) 介護保険利用サービスの変化について (2) 介護保険外の生活支援サービスの活用は十分されているか (3) 特殊寝台に対する助成制度について 2 地域力向上の施策について (1) 公的施設の指定管理者制度と地域団体の関係について (2) 市の補助が出ている企業、団体に関しての地場産業の参入の優先は考えられないか 3 商店街振興について (1) 現在の商店街振興策の成果について (2) 商店街・商工会との協議等はどのように行っているのか (3) 先進的な商店街の取り組みについて	1 時間 1 5 分
10 遠 藤 洋 一	1 横田基地について (1) 航空自衛隊航空総隊司令部の横田移駐について (2) 防空ミサイルの首都圏配備について、横田配備の報道について (3) 横田空域の一部返還について (4) 米軍の運用即応演習やC-130の夜間市街地での旋回訓練について (5) イギリス軍機の横田飛来と観測活動について (6) 西住宅地域の一部返還とその具体的構想について	1 時間 3 0 分

通 告 者	質 問 内 容	時 間
	2 2007年度（平成19年度）予算編成の方針について (1) 米軍再編、自衛隊移駐などによって交付金の変化はどうなるのか (2) 市民参加条例など、市民の主体作りはどのように計画されるのか (3) 新庁舎での知的財産はどのように保護され公開されるのか (4) 基地西住宅の一部返還についての新年度の計画はないのか	
11 今 林 昌 茂	1 環境行政について (1) 福生駅周辺の環境の現状について (2) 魅力あるまちづくり施策について 2 防災対策について (1) 自然災害による被害対策について (2) 新庁舎における防災対策について	1 時間
12 田 村 正 秋	1 ゴミ対策について 2 防犯対策について 3 新エネルギービジョンについて 4 公園の整備について	1 時間
13 高 橋 章 夫	1 都市基盤整備について (1) 木造住宅耐震診断助成金について (2) 山王橋通りの拡幅計画について 2 福祉行政について (1) 病後児保育について	1 時間
14 中 森 富 久	1 改正介護保険制度について (1) 地域包括支援センターの進捗状況について 2 学童クラブについて (1) 来年度の入所希望者見込みについて (2) 第7小学校内、臨時第2田園クラブについて (3) 児童館と学童クラブのあり方について 3 教育行政について (1) いじめ対策について (2) 市民と学校の協働について (3) 放課後子ども教室事業について	1 時間
15 大 野 悦 子	1 「農」について 2 福祉対策について 3 活性化について	3 0 分

通 告 者	質 問 内 容	時 間
16 串 田 金 八	1 「人と動物の共生」について (1) 「人と動物の共生」福生市民会議（犬編）について (2) ドッグラン設置などの提唱・提言について 2 健康まつりを商店街で行えないか (1) 今年の健康まつりについて (2) 過去の健康まつりについて (3) 商店街で行う場合の問題点などについて 3 都市基盤整備について (1) 川の手ゾーンと街の手ゾーンのバリアフリーについて (2) 富士見公園前の駐輪場について	4 5 分
17 小野沢 久	1 19年度予算編成について (1) 基本方針について (2) 財源確保について (3) 新年度の主な施策について (4) 人件費の抑制策について (5) 入札の透明性について 2 住宅行政について (1) 住宅マスタープランの概要について (2) 高齢者向け住宅について 3 子どもの医療費の無料化について (1) 中学3年生まで拡大できないか 4 米軍横田基地について (1) 6月議会後の経過について (2) 再編対策としての新たな要望要求について 5 市の行事や式典等の来賓について (1) 来賓の基準について	1 時間 1 5 分
18 阿 南 育 子	1 学力向上と学校運営について 2 いじめや虐待に対する福生市の取り組みについて (1) 子ども家庭支援センターの取り組みについて (2) その広報について 3 庁舎建設に伴う、第4庁舎の今後の使用について 4 市民との協働への考え方について (1) 喫煙マナーの向上について (2) 公園管理について	1 時間
19 松 山 清	1 国民健康保険税について 2 牛浜駅改修について 3 五日市街道歩道整備について	1 時間

通 告 者	質 問 内 容	時 間
20 羽 場 茂	1 子育て支援策について (1) 乳幼児及び小中学生の医療費の助成について (2) 学童保育の待機児対策等の進展について 2 高齢者の単独世帯に対する施策について (1) 緊急通報ブザーの普及について (2) 団地等の見守り事業について 3 財政運営について (1) 借入金利子等の軽減に対する取り組みについて	4 5 分

議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成18年12月5日第4回福生市議会定例会

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付託件名
総務文教委員会	議案第68号	福生市組織条例の一部を改正する条例
	議案第69号	福生市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例
	議案第70号	福生市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
	議案第71号	福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第72号	福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例
	議案第73号	福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例
	議案第82号	平成18年度福生市一般会計補正予算（第3号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）
建設環境委員会	議案第77号	福生市まちづくり景観条例
	議案第82号	平成18年度福生市一般会計補正予算（第3号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）
	議案第83号	平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）
市民厚生委員会	議案第74号	福生市保育所条例の一部を改正する条例
	議案第75号	福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例
	議案第76号	福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
	議案第79号	東京都後期高齢者医療広域連合の設立について
	議案第82号	平成18年度福生市一般会計補正予算（第3号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）
	議案第84号	福生市児童館等の指定管理者の指定について

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付 託 件 名
市民厚生委員会	陳情第18－9号	障害者の福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応益）負担」の中止を求める陳情書
	陳情第18－10号	療養病床の廃止・削減計画の凍結と見直し、介護保険事業等の充実等を求める陳情書
	陳情第18－11号	リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書